

I. 計画の基本的事項（案）

I-1 計画の名称

この計画は、「第7次斜里町総合計画」（以下、「本計画」）と称します。

I-2 計画策定の趣旨

斜里町では、昭和46年以来6期にわたり、まちづくりの長期指針として総合計画を策定し、計画的なまちづくりを進めてきました。

また、平成25年4月には、町民が主体的にまちづくりに取り組み、住民自治の進展と協働によるまちづくりの推進を図り、住みよい斜里町を築こうと、斜里町自治基本条例（以下、「基本条例」）が施行されました。

本計画は、斜里町が次世代に向かって私たちがめざすべきまちの姿やまちづくりの方向性を町民・議会・行政で共有し一緒に取り組んでいただくため、そして、基本条例に基づいて総合的かつ計画的な町政運営を図るため、策定するものです。

第1次総合計画	（昭和46年度～昭和53年度：8年間）
第2次総合計画	（昭和54年度～昭和60年度：7年間）
第3次総合計画	（昭和61年度～平成7年度：10年間）
第4次総合計画	（平成8年度～平成17年度：10年間）
第5次総合計画	（平成18年度～平成25年度：8年間）
第6次総合計画	（平成26年度～令和5年度：10年間）

I-3 計画の位置づけ

■ 基本条例に基づく計画

斜里町では第5次総合計画までは地方自治法に基づいて策定していましたが、平成23年の法改正の結果、策定義務がなくなりました。しかし、町では、平成25年施行した基本条例により、総合計画に基づく総合的かつ、計画的な町政運営を図っていくことが規定されており、本計画は、第6次総合計画に引き続き、基本条例を根拠に策定するものです。

【斜里町自治基本条例】

（計画）

第30条 町長は、総合的かつ、計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定します。

2 町長は、総合計画の策定にあたっては、町民への情報提供と町民の参加機会の充実に努めます。

3 議会及び行政は、総合計画をまちづくりにおける最上位の計画として位置づけ、重要な個別行政の基本となる計画等の策定及び事業の実施にあたっては、総合計画と整合を図ります。

■ まちづくりの方向性をまとめた最上位の計画

本計画は、斜里町のまちづくりの方向性をまとめた最上位の計画です。



それぞれの行政分野には様々な計画がありますが、個別行政分野における計画の策定、事業の実施にあたっては、本計画と整合することが求められます。

■ SDGs を推進する計画

本計画は、「自分たちの暮らす地域を、将来にわたって持続可能にする」計画であるため、国際社会における共通の指針として国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）で示されている、いずれの目標についても取り入れることができます。SDGs という新しい視点で地域の課題を整理し、その解決に取り組むことは本町のまちづくりの推進にもつながります。

アイコン	目標	自治体の役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	
 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>国内および国家間の格差を是正する</p>	
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	

 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>	
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

■ 地域福祉計画を含有する計画

地域福祉計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項などを網羅する上位計画として位置付けられ、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題の解決に取り組むものであるため、本計画は、地域福祉計画を包含する形で策定しました。

なお、地域福祉計画の施策を含む基本施策には、右のアイコンをつけています。



地域福祉計画
community welfare

I-4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年）までの10年間とします。

I-5 計画の構成

I. 計画の基本的事項

計画の名称・目的・位置づけ・策定方法・進行管理など

II. 社会情勢ならびに現状と課題

国内外、町内の情勢、財政状況

III. 基本構想

全体像、基本理念、基本テーマ、基本目標、政策など

IV. 基本計画

基本施策、単位施策

V. 資料

参考資料

I-6 計画策定の体制

■ 参加方式

斜里町総合計画策定委員会設置条例に基づく「町民策定委員会方式」

斜里町総合計画策定委員会設置条例

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の総合計画策定調査の求めに応じ、委員自らが調査・研究し協議の上、次の事項についての調査結果を町長に提言するものとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画

■ 策定委員会の構成

町民委員（公募2名、団体推薦26名）

行政委員（26名） 合計54名

■ 委員会の検討期間

令和4年8月24日～令和5年12月13日

■ 会議の種類と開催状況

全体会議（●回）

部会長会議（●回）

部会（計●回）

- ・みどり部会（環境）（●回）
- ・しごと部会（産業）（●回）
- ・まちなみ部会（社会基盤）（●回）
- ・くらし部会（生活）（●回）
- ・いきいき部会（保健福祉医療）（●回）
- ・まなび部会（教育）（●回）
- ・ちょうみん部会（自治行財政）（●回）

■ パブリックコメント結果

- ・実施予告 ●年●月●日
- ・募集期間 ●年●月●日～●年●月●日
- ・提出意見数 ●件

■ 議会協議・状況報告等

- ・令和4年3月：「第7次斜里町総合計画の策定について」
基本方針/総合計画策定専門委員会の設置/スケジュール/策定体制など
- ・令和4年12月：「第6次斜里町総合計画の実施結果取りまとめと総括について」
町民アンケート調査結果/総合計画の行政内部評価および町民評価
- ・令和5年3月：「第7次総合計画策定における課題について」
計画策定に向けた「課題の材料」

- ・令和5年6月：「第6次斜里町総合計画の総括と次期計画のフレームについて」
第6次斜里町総合計画の総括/第7次総合計画のフレーム
- ・令和5年9月：「第7次斜里町総合計画策定作業の進捗状況について」
計画の体系図（案）/計画の内容（基本計画部分）
- ・令和5年10月：「第7次斜里町総合計画策定作業の進捗状況について②」
計画の内容（基本計画部分）
- ・令和5年11月：「第7次斜里町総合計画策定作業の進捗状況について③」
重点政策について
- ・令和5年12月：「第7次斜里町総合計画策定作業の進捗状況について④」
パブリックコメント（案）（基本構想、基本計画）

I-7 計画の推進

■ 計画の推進

本計画は、基本構想（基本理念、基本テーマ、基本目標、分野）と基本計画（基本施策、単位施策）で構成しています。この基本施策それぞれについて、現状と課題を明らかにした上で目的を定め、具体的な取組と、その目標がどれだけ達成されたかを把握するための成果指標を設定し、まちの現状を目指す姿にどれだけ近づいているか評価しながら、その結果を活かしていくというPDCAサイクルによりまちづくりを進めていきます。

また適切に進行管理を進めるため、行政内部に「総合計画進行管理委員会（以下、委員会）」を設置し、基本施策それぞれについて行政評価を行うとともに、財政収支との整合をとるために、5年間を単位とした「実施計画書」を作成し、中期的な財政見通しを持ちながら計画の推進をはかります。

■ 町民との協働による評価と実行

上記の結果については、基本条例に基づき、自治の主権者として町政に参加する権利を保障するため、情報を毎年ホームページなどで共有・公開します。

また、施策の効果が町民の生活に反映されているかを把握するため、5年間に1度町民意識調査（アンケート）を行います。

■ 計画の見直し

総合計画の全体は、社会経済情勢や財政状況の変化に対応するため、5年目（令和10年）に中間点検作業を行い、必要に応じて見直しを行います。

このほか、基本構想（基本理念、基本テーマ、基本目標、分野）の変更が生じる場合には、外部評価を経て議会の議決を必要とするものとし、基本施策（基本施策、単位施策）の変更が生じる場合には、ホームページなどによる公表をもって変更することとします。

Ⅱ. 社会情勢ならびに現状と課題

II-1 斜里町をとりまく社会情勢と時代の潮流（略）

II-2 斜里町の現状と課題（略）

II-3 財政運営方針

（1）中期財政運営計画の構築と計画的な事業実施（5年間）

- ①今後の財政運営の指針となる「斜里町中期財政収支」の数値見通しを基に、より現実的な将来見通しを行います。また、財政見通しを踏まえた計画的な事業の予算化と計画に沿った事業の実施により、健全で計画的な財政運営に努め、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。
- ②各年度で実施が見込まれる事業について財源の見通しを立てることで歳入と歳出の均衡を図り、必要とされる事業について着実に実施しながら、将来にわたって安定した行政運営が行える財政基盤を維持します。

（2）財源の安定確保に向けた取り組み

- ①税負担の公平性と納税秩序の維持を図るため、納税相談や滞納処分を適切に行うとともに、町税等収納向上対策本部を中心に連携した取り組みの実施、他の自主財源の確保に向けた取り組みを進め、安定した税収等の確保に努めます。
- ②国や北海道の補助事業、各団体等が実施している補助メニューを有効活用し、町単独の負担となる一般財源の支出を抑制します。
- ③計画に基づいて、過疎対策事業債、辺地対策事業債、緊急防災・減災事業債など有利な起債を有効に活用した公共施設の長寿命化を推進します。
- ④新たな財源の確保に向け、個人や企業によるふるさと納税や特定のプロジェクトに対して支援を募るガバメントクラウドファンディングなど、民間との協働による取り組みを推進します。

（3）行財政改革による経常経費の削減

- ①経常経費の縮減を図るため、公共施設の最適化や広域行政等も積極的に推進し、管理経費の節減・合理化や事務事業の見直しを進めます。
- ②限られた財源を効率的に活用するため、住民サービスの低下を招くことのないよう配慮しつつ、デジタル技術の活用や施設の省エネルギー化を進め、経費全般についての見直しを行い、経費の節減・効率化を図ります。

（4）公債費負担の平準化

- ①町債の借入は、交付税措置のある有利な起債を有効活用するなど、計画的な事業執行により町債残高、起債元利償還金の平準化を図ります。

(5) 基金の運用

- ①重点的な施策の推進に向け、必要な財源を確保するため、基金の適切な運用を図ります。
- ②財政状況の目安であります財政調整基金残高は15億円以上確保し、今後の人口減少やインフラの老朽化対策、住民サービスの維持など、町民生活に影響を与えないよう財源確保を図ります。

II-4 第7次斜里町総合計画(令和6年度～令和10年度)大型事業

(1) 大型事業の定義

本計画では、大型事業を次のように定義します。

- ①投資額もしくは町負担額が概ね5億円以上となる事業
- ②投資額もしくは町負担額が概ね5億円に満たないもののうち、一般財源必要額が3億円以上となる事業

(2) 大型事業

本計画における大型事業名称、事業概要、実施予定期間は、次のとおりです。

NO	事業名	事業概要	事業期間
1	一般廃棄物処理施設整備事業	・一般廃棄物最終処分場整備 ・一般廃棄物最終処分場延命 ・広域中間処理施設整備	R6-R12
2	農業基盤整備事業（道営）	・峰浜豊倉地区 ・三井越川第2地区 ・川上大栄第2地区	R6-R17
3	水産基盤等施設整備事業 （斜里漁港、知布泊、ウト口漁港）	・斜里漁港整備 ・知布泊漁港整備 ・斜里漁港畜養施設整備 ・ウト口漁港船揚場施設整備 ・鮮度保持タンク購入支援	R6-R11
4	観光施設整備事業	・夕陽台エリア整備 ・天に続く道基本構想、設計、再整備 ・ウト口道の駅基本構想、設計、改修	R6-R14
5	消防指令システム・車両整備事業	・高規格救急車更新 ・はしご車更新 ・水槽付ポンプ自動車更新 ・消防システム更新	R6-R10
6	保育環境改善事業	・ウト口へき地保育所新築 ・市街地子育て施設整備	R9-R15

7	学校長寿命化改良事業 (朝日小、斜里小、斜里中、 ウトロ義務教育学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日小改修 ・斜里小冷暖房改修、LED化 ・斜里中冷房改修、LED化 ・知床ウトロ冷房改修 	R6-R7
8	新学校給食センター整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定 ・新学校給食センター整備 	R6-R8
9	ゆめホール知床長寿命化改良 事業(施設建物)	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋上防水シート等改修 ・音響機器 ・外構改修 	R6-R9
10	体育施設(建物)改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・BG 体育館外壁等実施設計、改修 ・武道館外壁屋根等実施設計、改修 ・他体育施設 	R11-R15
11	国保病院改築	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針策定 ・基本構想策定 ・基本設計 	R8-
12	複合公共施設(温浴)建設事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定 ・基本設計 	R6-

(3) その他

第7次総合計画期間における財政収支見通しや、町債残高(借金)や基金残高(貯金)などの状況を踏まえ、事業の実施年度、事業内容など検討し、健全な財政運営を進めていきます。

■連携施策

連携施策は、今後 10 年間で想定される課題に対して、基本施策の枠組みを超えて、各部署において『横断的』に『連携して』取り組むことが求められる施策であり、その達成すべき目標を成果指標として明確とし、確実な達成を目指すものです。

この計画では次の 6 つの施策を定めています。

① 脱炭素社会

「知床」の町として、脱炭素社会にふさわしい地域づくり

② 子育て・子育て

育む力・生きる力を支え育てる地域づくり

③ 健康

心身ともに、健康に暮らし続けられる地域づくり

④ 地域共生社会

みんなで参加し、人と人のつながりを実感できる地域づくり

⑤ 人口維持・増加

魅力発信と支援策で関係人口増　そして移住促進へ

⑥ 公共施設マネジメントと財政

公共施設等への投資と財政運営のバランスがとれた地域づくり

連携施策Ⅰ <脱炭素社会>

「知床」の町として、 脱炭素社会にふさわしい地域づくり

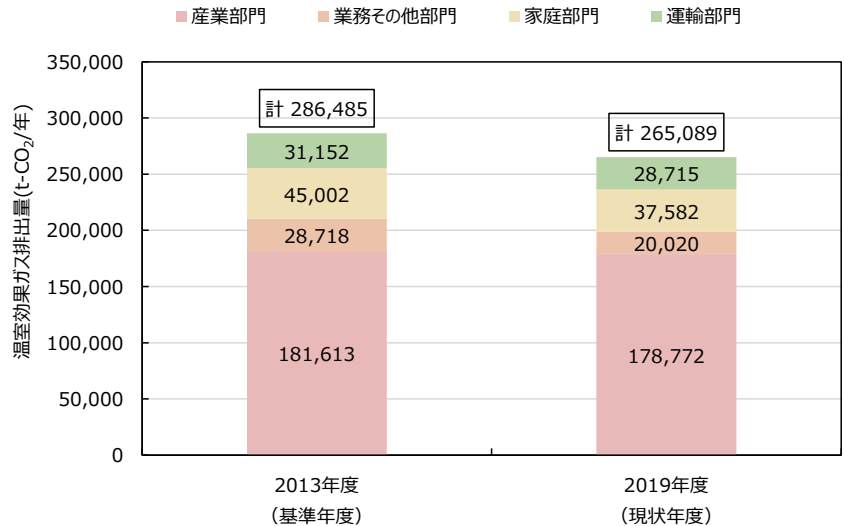
【現状と課題】

2015年に採択されたパリ協定を契機として、全世界において脱炭素の取り組みが加速化し、日本においても地球温暖化対策計画で「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、2030年度までに温室効果ガスを46%削減することが目標として掲げられています。

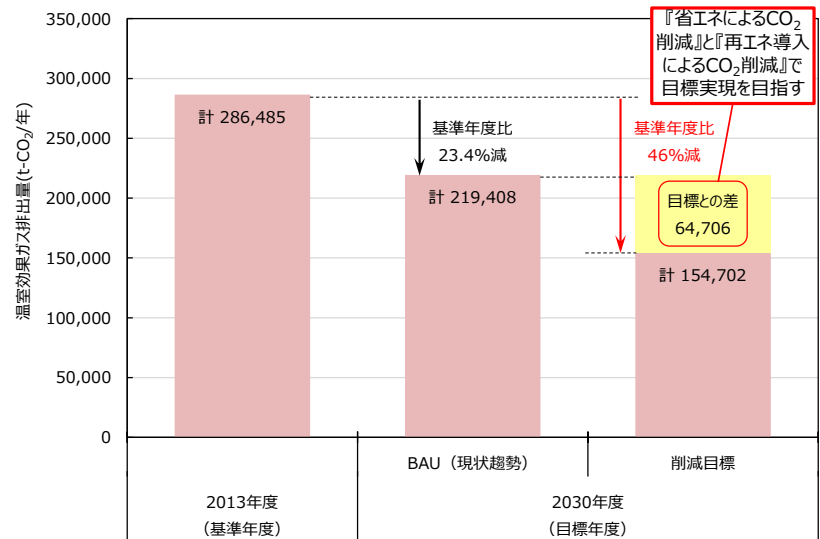
その背景には、地球温暖化による環境問題の深刻化が挙げられます。近年、世界的に異常気象が頻発しており、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減が進まなかった場合、海面上昇、洪水、生態系の損失などのリスクがさらに高まるとされています。

斜里町は、2018年11月に地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を策定し、町の事務事業に起因するCO₂排出量の削減に努めてきており、COOL CHOICE普及等、広く町民に対して気候変動対策の啓発に取り組んできました。

また、令和4年3月に当町は「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。豊かな自然資源とともにある地域の優位性を評価し、それを活かした脱炭素社会構築への取り組みが強く求められており、「ゼロカーボン」の実現に向けて、斜里町再生可能エネルギー導入戦略に基づき、町民・事業者・町が協働して地球温暖化対策に関する具体的な施策を推進していく必要があります。



斜里町における温室効果ガス排出量の現況



斜里町における二酸化炭素総量削減目標

【達成目標】

基準年度を 2013 年(平成 25 年)度として、2030 年(令和 12 年)度までに 46%以上の CO2 排出量の削減を目指す。

脱炭素社会の実現に向けて、まちづくりの推進と併せて再生可能エネルギーの公共施設などへの優先した導入・活用とともに、産業分野を含め徹底した省エネルギー・省資源、地産地消の拡大に取り組みます。また私たち一人ひとりの意識を変えていくため、持続可能な社会に向けての「気づき」の機会を提供していきます。

【関連する主な施策】

○推進体制づくり

- ゼロカーボンパークの実現に向けた取組の推進<1-1-1>
- 再生可能エネルギーの導入<1-2-1>
- 省エネルギーの推進<1-2-1>
- 環境教育の推進<1-2-1>

○自然環境の保安全管理

- 100 平方メートル運動の森・トラストの推進<1-1-3>
- 町有林の適切な管理<2-2-3>

○産業分野における取り組み

- ゼロカーボンに向けた次世代農業の推進<2-1-2>
- 交通 MaaS の推進<3-2-4>

○持続可能な社会基盤づくり

- 社会基盤の適正な管理<3-4-3>

【関連する主な計画】

- 斜里町環境基本計画(R6-R10)
- 斜里町再生可能エネルギー導入戦略(R5-R12)
- 斜里町地球温暖化防止対策実施計画(区域施策編) (R6 策定予定)

連携施策2 <子育て・子育て>

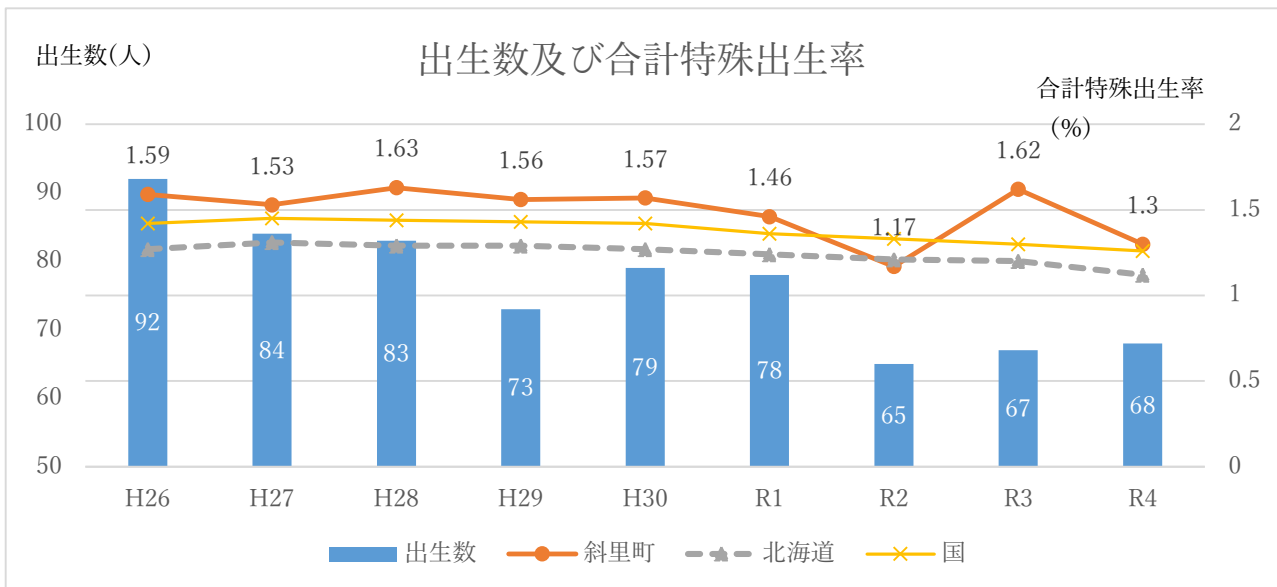
育む力・生きる力を支え育てる地域づくり

【現状と課題】

子どもを産み育てやすいまち、子育てに喜びを感じられ、子ども自身が明るい未来に希望を持てるまちは、活力ある魅力的なまちの土台であり、新たな人の流入にも繋がります。

少子化、ライフスタイルの変化、コミュニケーションのあり方が急速に変化する中、斜里町でも子どもや子育て家庭の孤立化、子育てにおける課題の複雑化は顕在化しており、乳幼児期の教育・保育環境整備、ワンストップ窓口による子育て支援の充実、困り感を持つ子どもへ寄り添う体制づくりなど、地域で重層的に支えていくことが求められています。

また、一人ひとりの子どもの自ら学び考える力、豊かな人間性などの「生きる力」は、子どもがより良い未来をつくり出す基盤といえ、幼児期を出発点とする「幼保小中高連携」の学びや、子どもの年齢と成長に応じた様々な体験、人的交流等による子どもの育ちを地域全体で温かく包み、育む取組が大切です。



【達成目標】

子育ての満足度 2.99pt を 3.5pt へ改善

安心して子育てできる環境と子どもの健やかな育ちは保護者の満足度へ反映されるものと考えられ評価の視点とします。また、子育て関連政策は子育ての喜びや、学びの充実といった幅広い視点をもって展開することが必要といえ、福祉・保健・教育等、関係機関が連携し総合的に推進します。

【関連する主な施策】

- 幼児期教育・保育の充実
 - 乳幼児期の教育・保育環境の充実<4-4-1>
- 子育て家庭への支援の充実
 - 子育て支援の充実<4-4-2>
- 教育環境の充実
 - 教育環境の充実<5-1-2>
- 地域資源の活用・連携
 - 子どもの育ちの支援の充実<4-4-3>
 - 学校・家庭・地域がつながる学びの推進<5-1-3>
- 子どもの主体性の尊重と社会参加
 - 子どもの育ちの支援の充実<4-4-3>
- 専門職人材の確保
 - 人材確保・人材育成の充実<6-3-2>

【関連する主な計画】

- 第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)
- 第6次斜里町生涯学習推進計画(R6~R10)
- 第3期斜里町健康増進計画(R6~R17)
- 第7期斜里町障がい者計画・障がい福祉計画(R6~R8)、第3期斜里町障がい児福祉計画(R6~R8)

連携施策3 <健康>

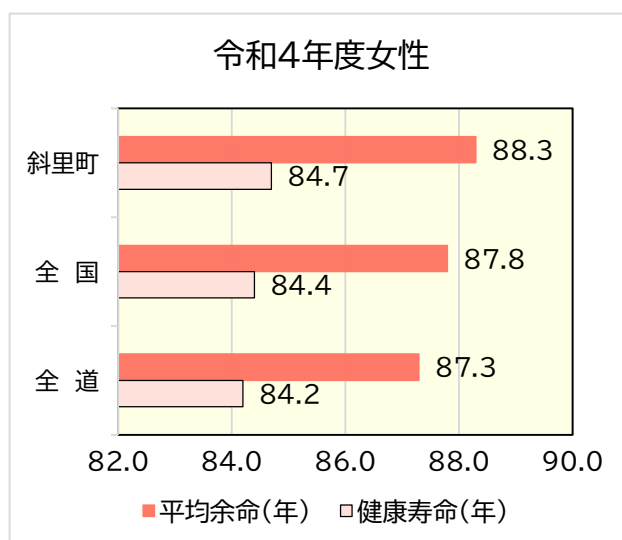
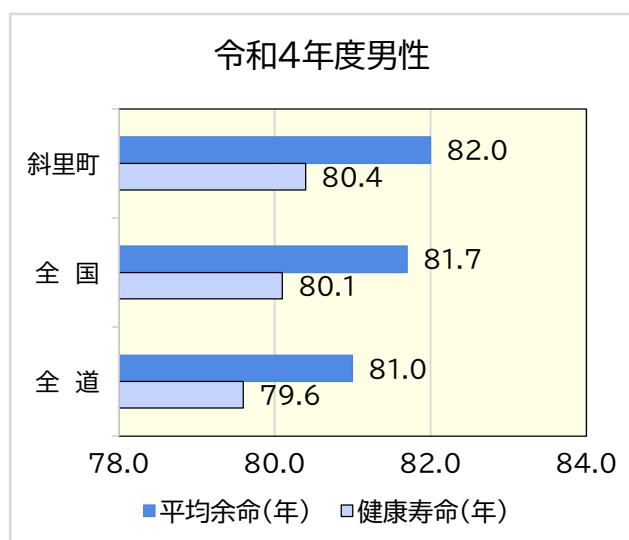
心身ともに、健康に暮らし続けられる地域づくり

【現状と課題】

日本の平均寿命は、医療技術の進歩や生活水準の向上などにより飛躍し、世界一の長寿国となっています。一方、要介護状態の悪化による寝たきりや認知症など、高齢・加齢に伴う社会的課題も増加し、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、高血圧症等を起因とする疾病も増えています。疾病の重症化や合併症を防ぐことは、医療費・介護給付費等の抑制や地域医療を守ることもつながることから、健康で生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことが求められます。

高度に発展し、便利で快適な生活を享受できる一方「ストレス社会」による心の健康も課題となっています。少子高齢化社会により地域を取り巻く環境が大きく変わる中でも、町民一人ひとりが健康に暮らし続けるために「身体・心の健康・運動・食事・趣味」などを基本とする、健康づくりを支援する体制の構築と取組みが必要です。

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間



出典：KDB帳票 地域の全体像の把握 令和4年度

【達成目標】

～ 健康寿命の延伸 ～年を重ねるほど斜里町は楽しい

	当初数値 R4	中間数値 R9	目標数値 R14
健康寿命の延伸	男性 80.4	81.0	82.0
	女性 84.7	85.0	86.0

町民の健康づくりへの意識醸成、疾病の早期発見につながる健診受診率の向上を重点に、地域包括ケアシステムを確立した、医療費の抑制や重症化を防ぐ事業を推進し、各世代で運動やスポーツに触れる機会の提供を行います。

また、幼少期から体を動かす事、バランスを考えた食事など、様々な体験機会を福祉・保健・教育が一体となって取組みを推進し、元気な町を目指します。

【関連する主な施策】

○医療体制の充実

- 広域的な医療体制の充実<4-1-1>
- 在宅医療体制の構築<4-1-1>
- 医師・医療従事者のマンパワー不足の改善<4-1-2>
- 地域包括ケアシステムの構築<4-1-2>
- 経営の安定化と医療設備の整備<4-1-2>

○高齢者福祉の充実

- 介護予防の推進<4-3-1>
- 生活支援体制の充実<4-3-1>
- 福祉・介護人材の充実<4-3-1>

○健康・運動の意識と習慣づくり

- 公園遊具の維持・管理<3-1-1>
- しゃり健康ポイント事業<4-2-1/4-2-2>
- 健康づくりの活性化<4-2-1>
- 特定保健指導<4-2-2>
- 生きがいづくり・活躍の促進<4-3-1>
- 体力向上と健康づくり<5-1-1>
- 健康づくりの定着と機会の提供 <5-2-3>
- 世代を問わないスポーツ機会の提供<5-2-3>

【関連する主な計画】

- 第9期斜里町高齢者保健・福祉計画・介護保険事業計画(R6～R8)
- 斜里町国民健康保険病院 経営強化プラン
- 第2期斜里町国民健康保険保健事業実施計画(R6～R10)
- 第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)
- 第6次斜里町生涯学習推進計画(R6～R10)
- 第3期斜里町健康増進計画(R6～R15)

連携施策 4 <地域共生社会>

みんなで参加し、人と人のつながりを実感できる地域づくり

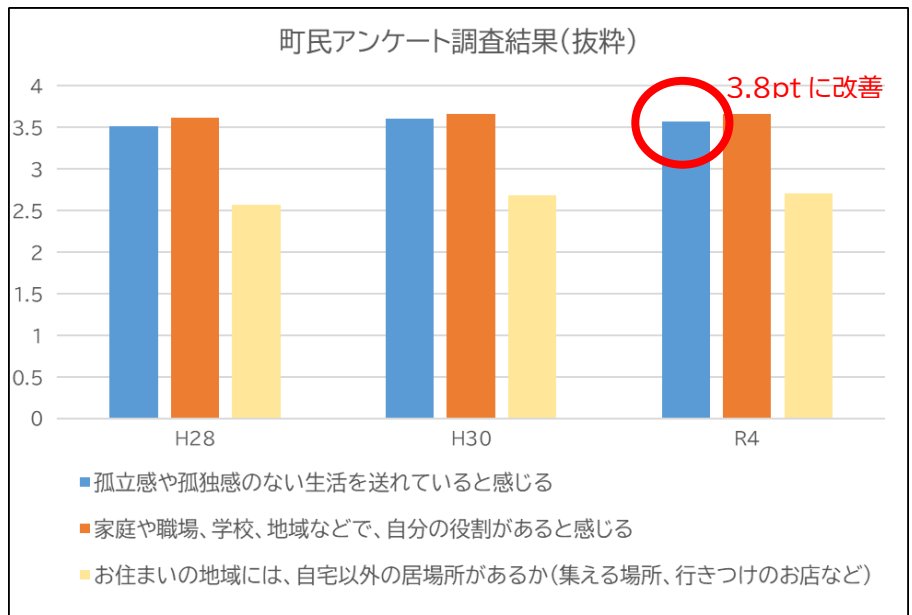
【現状と課題】

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会構造の変化に伴い、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。

様々な社会構造の変化は人々が関わり合いを持ち相互に支え合う機会の減少をもたらし、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、孤独死や自死など、地域における生活課題・福祉課題を深刻なものにしています。

さらに、全国的に大規模な自然災害が多発する中、地域での支え合いの力が必要とされています。また、孤独や孤立に起因した子どもや障がい者、高齢者が犠牲となる痛ましい事件などを防ぐために、地域福祉が果たすべき役割はより重要となっています。

斜里町では、社会構造の変化を確実に捉え、福祉施策をさらに充実させることにより地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指します。



【達成目標】

孤立感や孤独感のない生活を送れている割合 3.57pt を 3.80pt へ改善(現状)

家庭や職場、学校、地域などで、自分の役割があると感じる町民の割合 3.66pt

自宅以外の居場所があると感じる町民の割合 2.71pt

「孤立感や孤独感を感じることはない生活を送れている」「家庭や職場、学校、地域などで、自分の役割がある」と感じる町民は 7 割を超えているものの、「自宅以外の居場所がある」と感じる町民は過半数を若干上回っている状態です。

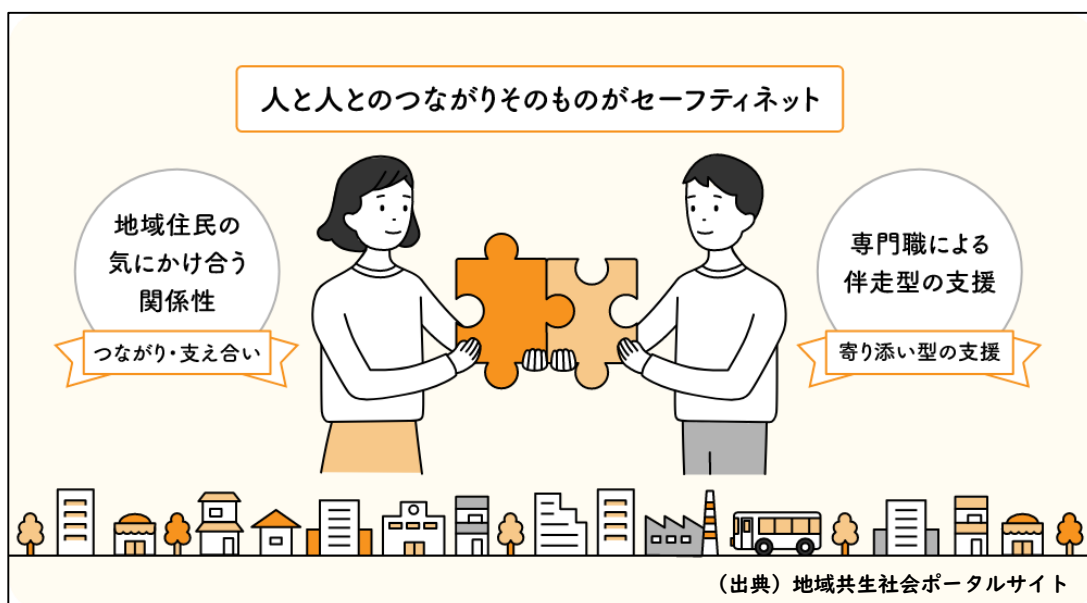
より多くの方が、孤立・孤独を感じることはないよう、相談窓口・関係機関が連携し、課題を解決できること、国籍・年齢・性別や、性自認、障がいの有無などに関わらず、多様性が尊重されること等を目指し、人と人のつながりを実感できる地域づくりを実現します。

【関連する主な施策】

- 生活の満足度向上
 - 設備の維持管理<3-1-1>
 - 公営住宅の整備の推進<3-1-2>
 - 市街地交通の運行<3-2-4>
- 相談窓口・関係機関の連携
 - 包括的な相談支援体制の構築<4-3-2>
 - 住民参加による福祉活動<4-3-2>
 - 生活困窮者への支援<4-3-2>
 - 介護者(ケアラー)への支援<4-3-2>
 - 障がい者理解の促進<4-3-3>
 - 障がい者支援の提供体制の整備<4-3-3>
- 多様性の尊重
 - 地域コミュニティ活動推進<6-1-3>
 - 外国人コミュニティ形成事業<6-2-3>
- 地域資源の活用
 - 企業連携や産業連携の促進<2-4-3>
 - 新たな事業の育成支援<2-4-3>

【関連する主な計画】

- 第9期斜里町高齢者保健・福祉計画・介護保険事業計画(R6~R8)
- 第7期斜里町障がい者計画・障がい福祉計画((R6~R8)
- 第3期斜里町障がい児福祉計画(R6~R8)



連携施策5 <人口維持・増加>

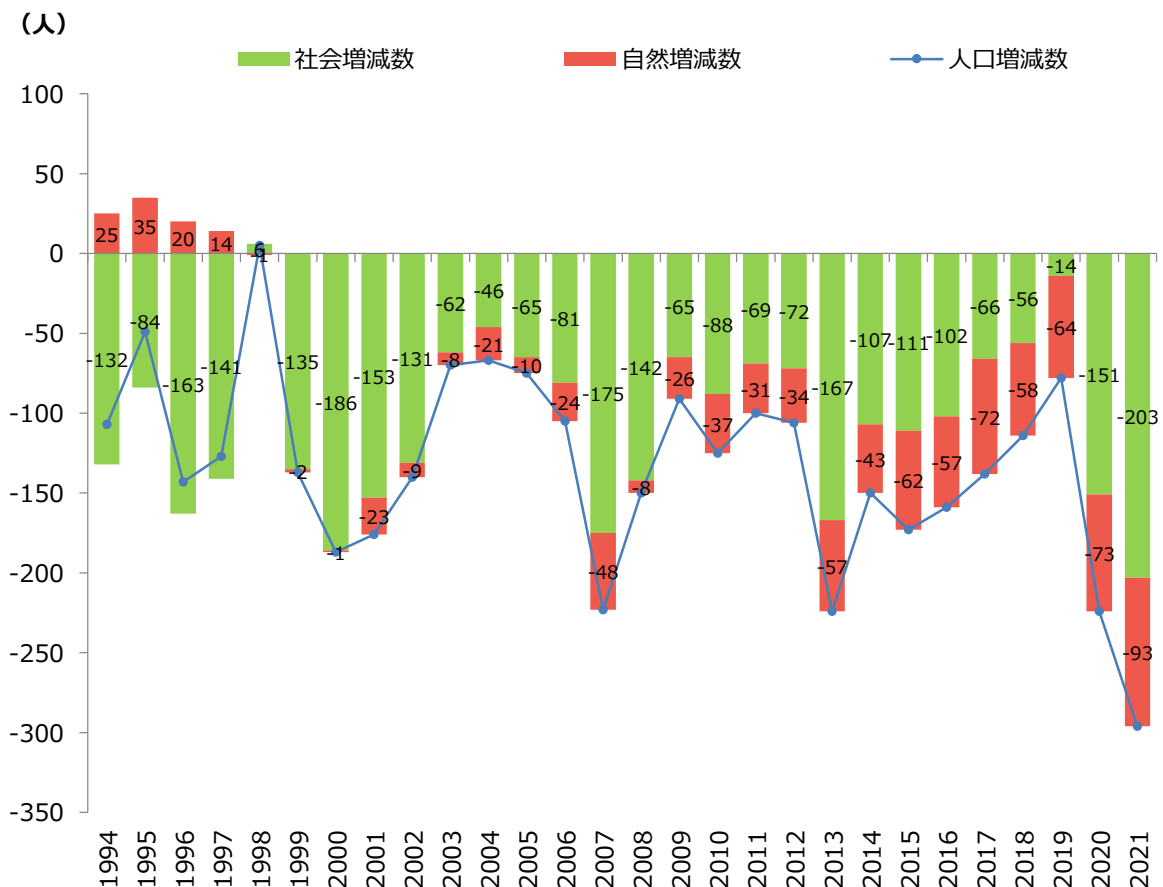
魅力発信と支援策で関係人口増 そして移住促進へ

【現状と課題】

総人口の減少、特に生産年齢人口の減少とともに、あらゆる産業で人手不足が顕著になり、生産力の低下や各種サービスの制限、コミュニティの低迷など、現在のような地域社会の維持が極めて困難になると予想されます。

短期的には各産業・サービス分野ごとの人材確保策に委ねざるを得ませんが、町としては、エリアブランディングの成果を活かしつつ、地域の等身大の魅力を発信し、移住歓迎の意思をPRし、同時に住宅や仕事の斡旋支援、コミュニティ形成、子育て等各種まちづくり施策を進め、移住の積極的な受け入れを進める必要があります。さらに長期的には、小中高連携での郷土学習を強化し、郷土愛を高めることで、Uターン促進も目指す必要があります。

【主要関係データ】



【達成目標】

社会増減数の減少幅を、1年あたり50人改善

直近10年間(2012-2021)では、1年あたり社会増減で105人の減、自然増減で61人の減となっています。毎年50人規模の移住・定住者の受け入れを行い、社会増減による減少幅を半減させることで、緩やかな人口減少と年齢構成のバランス維持による持続可能な地域の実現を目指します。

【関連する主な施策】

- 推進体制づくり
 - 移住促進情報の提供<6-2-2>
 - 移住支援体制の強化<6-2-2>
- 住環境の整備
 - 住宅改修関係補助制度の推進<3-1-2>
 - 空き家・空き地の利活用<3-1-3><6-2-2>
- 町内職場で働くことに関する支援
 - 就労・起業の支援<2-5-1>
 - UIJ ターン支援<6-2-2>
 - 国際化への対応に向けたニーズの把握<6-2-3>
 - 奨学金制度の拡充<6-3-2>
- 企業や大学、多様な人材など外部との交流と連携の推進
 - 企業連携や産業連携の促進<2-4-3>
 - 都市部若年層との交流の推進<2-5-1>
 - 多様な交流の推進<6-2-1>
 - テレワーク・ワーケーションの推進<6-2-2>
- エリアブランディングの推進
 - エリアブランディングの推進<2-5-2>

【関連する主な計画】

- デジタル田園都市国家総合戦略(仮称)(R5-R9)
- 空き家等対策計画(R4-R12)
- 東オホーツク定住自立圏共生ビジョン(R4-R7)

連携施策 6 < 公共施設マネジメントと財政 >

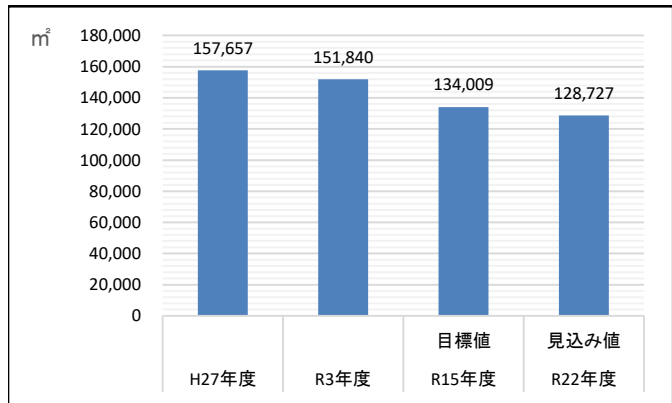
公共施設等への投資と財政運営の バランスがとれた地域づくり

【現状と課題】

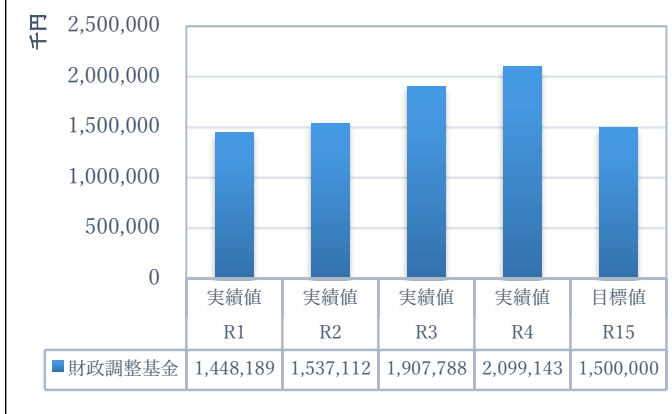
町内の多くの公共施設や水道、道路などのインフラ施設は高度成長期に建設されたものが多く、今後、老朽化の進行が進み、さらに人口の減少に伴う影響を受けることとなります。このため、長寿命化や機能の統合などを行いながら、コンパクトで魅力的なまちづくりに向けた投資を行っていく必要があります。

これらをバランスよく進めるために、計画的な公共施設マネジメントと、財政運営の基盤となる財源の確保を積極的に進め、持続可能なまちを目指します。

公共建築物総量



財政調整基金残高



【達成目標】

- ① 公共建築物の総量(延べ床面積)を平成 27 年度比の 85%まで削減する
- ② 財政調整基金残高を 15 億円以上に維持します。

人口減少や少子高齢化、町民のニーズやライフスタイルの変化に対応し、設置時に求められていた機能がニーズに合わなくなった施設は整理統合することで、施設の再編と供用廃止を含めた総量の削減を図ります。

また、町の貯金となる財政調整基金残高は、財政の健全性維持のため、現状(令和 4 年度残高)の約 75%となる 15 億円以上を確保します。

【関連する主な施策】

○インフラの老朽化への対応

- 農業水利施設の長寿命化<2-1-2>
- 町道整備の加速化<3-2-1>
- 施設の老朽化対策<3-2-3>
- 無水地区の安定供給<3-3-1>

○計画的な公共施設マネジメント

- 設備の維持管理<3-1-1>
- 公営住宅の整備の推進<3-1-2>
- 斎場の長寿命化<3-2-6>
- 学校施設の計画的な整備<5-1-2>
- 教職員住宅の計画的な整備<5-1-2>
- 快適な施設の利用と空間<5-2-1>
- 計画的な施設整備<5-2-3>
- 公共施設の最適化推進<5-1-2>

○町の財政基盤の強化

- 事業運営の効率化<3-3-3>
- 下水道経営の健全化<3-3-3>
- 経営の安定化と医療設備の整備<4-1-2>
- 町税等の収納率向上<6-3-4>
- ふるさと納税の拡充<6-3-4>
- 企業版ふるさと納税の充実<6-3-4>
- 宿泊税の導入<6-3-4>

【関連する主な計画】

- 斜里町公共施設管理計画(H28-R22)
- トンネル長寿命化修繕計画(R4-R13)
- 橋梁長寿命化修繕計画(R1-R10)
- 道路管理計画(R6-R10)
- 斜里町公営住宅等長寿命化計画(R2-R11)
- 斜里町水道老朽管更新計画(R7-R16)
- 斜里町公共下水道ストックマネジメント計画(R3-R7)
- 斜里町国民健康保険病院経営強化プラン(R6-R9)
- 第7次斜里町行政改革実施計画(R6-R10)
- 斜里町過疎地域持続的発展市町村計画(R3-R7)
- 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(R2-R6)

魅力の発信と共有

「世界自然遺産知床」の

現状と課題

ゼロカーボンパークの実現に向けた取組の推進

2015年に採択されたパリ協定を契機として、全世界において脱炭素の取り組みが加速化し、日本においても地球温暖化対策計画において「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、2030年度までに温室効果ガスを46%削減（2013年度比）することが目標として掲げられています。

斜里町では、2018年11月に地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、町の事務事業に起因するCO2排出量の削減に努めてきており、COOL CHOICE普及等、広く町民に対して気候変動対策の啓発に取り組んできました。

また、令和4年3月に当町は「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。豊かな自然資源とともにある地域の優位性を評価し、それを活かした脱炭素化社会構築への取り組みが強く求められています。

そのような中、国立公園内の脱炭素化に向けて環境省が推進している「ゼロカーボンパーク」は、国立公園の脱炭素化に向けて、自然環境に配慮したサステイナブルな観光地づくり、国立公園利用者への普及啓発などを進めていくものであり、本町はゼロカーボンパークの登録をめざしています。

国立公園の立地する利用施設における再生可能エネルギーの活用を進め、知床を訪れる国内外の人たちに電気自動車等の活用、脱プラスチックの取り組み等、脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験してもらう機会の提供をめざしていきます。

エコツーリズムの推進

知床におけるエコツーリズム利用は、世界自然遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上、知床らしい良質な自然体験の提供をめざしています。さらなる知床のブランド価値を高め、推進していくことにより、環境と経済の好循環につなげていくことをめざします。

また、多客期の知床五湖方面へのシャトルバス運行等、持続可能な知床観光の実現に向けて関係機関と連携し取り組んでいきます。

目的

雄大な知床の自然環境を保全し、その価値を向上しながら知床らしい良質な自然体験を提供し、自然の価値を次世代に継承していくため、新たな魅力の発信と共有に努めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
知床五湖のヒグマ活動期におけるツアー催行件数 (ツアー枠 3,526 件のうち)	1,568 件	1,600 件	1,650 件
しれとこ森の集い参加者数	104 人	150 人	160 人

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	ゼロカーボンパークの実現 に向けた取組の推進 【環境課、商工観光課】	「保護と利用の好循環」を視野に入れ、国立公園と脱炭素を軸とした地域活性化をめざします。 また、サステイナブルツーリズムを推進し、国内外に新たな知床の魅力を発信します。
2 ○	エコツーリズムの推進 【環境課、商工観光課】	豊かで多様な自然環境の保全とその価値の向上をめざし、知床の地域性や自然特性を生かしたエコツーリズムを実践します。

関連する個別計画

- 斜里町環境基本計画 (R6～R15)
- 斜里町観光基本計画 (R6 策定予定)
- 知床エコツーリズム戦略 (知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議策定 H25～)
- 斜里町再生可能エネルギー導入戦略 (R5～R12)



1-1-2

野生生物と人との共存

現状と課題

野生生物保護管理対策の推進

本町に生息する多様な野生生物は、自然環境を健全に維持する上で大きな役割を果たしており、町が設立した知床財団を中心に国内の自然公園ではトップレベルの保護管理活動を進めています。一方、ヒグマの行動域と人の活動域が近接していることから、特にウトロ市街地への出没が日常的に発生しています。

過密となったエゾシカは、知床半島の植生を変化させるとともに、多大な農林業被害を与えています。また、キツネ、カラスなどによる農業被害も生じており、これらの鳥獣は猟友会と連携して駆除事業を実施しています。

町の有害鳥獣対策において、農地での鳥獣の有害駆除については猟友会斜里分会のハンターによる対応を進めていますが、高齢化、捕獲技術の伝承等が課題となっています。

外来種は、アライグマなど特定外来生物の侵入が確認されているほか、アメリカオニアザミなども侵入・定着しており、生態系への影響が危惧されています。

調査研究活動・人材育成の推進

野生動物の調査研究・モニタリング活動を進め、適切な保護管理対策の実施に努める必要があります。

また、野生動物との共存を目指し、鳥獣対策に従事する専門職員の育成を図ることが課題となっています。

野生動物との共存のための普及啓発

ヒグマは、世界でも有数の高密度で生息し、知床を象徴する野生生物として、また、世界自然遺産の生態系を構成する重要な要素となっていますが、観光客等による餌付けや不用意な接近、サケ・マス釣りによるヒグマの誘因なども課題となっています。

目的

野生生物の保護管理を進めるための調査研究活動を推進し、科学的知見に基づく個体群の維持存続と、希少種の保護、外来種対策を進めるとともに、野生生物と地域住民の生活、産業との軋轢を軽減し、野生動物と人との共存をめざします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
一般観光客や住民のヒグマ人身事故件数	0件	0件	0件
猟友会斜里分会新規加入者数（人口8,000人あたり）	3名	5名	6名
農地における電気柵導入距離	89,852m	99,000m	108,000m

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	野生生物保護管理対策の推進 【環境課、農務課】	ヒグマ・エゾシカをはじめとする野生生物の保護管理を推進します。また、生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の効率的な被害対策を進めます。
2 ○	調査研究活動・人材育成の推進 【環境課、博物館】	野生生物の保護管理を進めるため、生息状況や生態等に関する調査研究、モニタリング活動を進めます。また、町全体として鳥獣対策に従事する専門職員の配置を進めます。
3 ◎	野生動物との共存のための普及啓発 【環境課、農務課、水産林務課】	野生動物への不適切な接触を防止するための人の利用の適正な誘導や、餌やりの防止、サケ・マス釣りのローカルルールなど、野生動物との付き合い方のマナーに関する普及啓発を進めます。

関連する個別計画

- 斜里町環境基本計画（R6～R15）
- 斜里町鳥獣被害防止計画（R6～R8）
- 斜里町農業・農村振興計画（R6～R10）



1-1-3

自然環境の保全と 適正利用

現状と課題

100 平方メートル運動の森・トラストの推進

「100 平方メートル運動地」は、増えすぎたエゾシカが障壁となって広葉樹種の生長が思うように図られていない状況にありましたが、2011 年以降は、エゾシカ個体数調整の効果と思われる植生の回復が局所的に見られ始めており、今後、エゾシカの生息数が適正な密度で維持され、ササ等の侵入がなければ植生回復の可能性は残されています。

参加者と約束した原生の森と生物の営みの再生には百年単位での時間が必要であり、運動の持続的な推進のためにも多くの支援を必要としています。また、次世代の人材育成をめざし、新たな知床の未来を築くための研究施設、教育機関、企業等とのさらなる連携と活用が求められています。

世界自然遺産地域をはじめとする自然環境の保全

国立公園内では観光利用の集中による自然環境への負荷、登山、シーカヤック、釣りなど利用の多様化に伴う利用規制地域への立ち入り、ごみやし尿の放置などが課題となっています。また、沿岸部には、海流による他地域からの流入も含めて多くの家庭系、水産系の廃棄物が漂着しており、その回収処理が課題となっています。

国立公園内利用適正化対策の推進

知床世界自然遺産地域を含む知床国立公園のホロベツ園地をはじめとする施設において、利用者の滞在時間延長および体験型アクティビティのニーズの多様化に対応するため、新たな遊歩道整備、老朽化した施設の整備を進めていく必要があります。

目的

斜里町の自然保護施策の柱である「100 平方メートル運動の森・トラスト」を推進し、国立公園内開拓跡地に森林を再生する取り組みを進めます。

また、世界自然遺産をはじめとする本町の多様な自然環境の保全と適正な利用を図り、その価値を次世代に継承します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
100 m ² 運動の森トラスト新規参加者数	268 人	300 人	350 人
知床自然センター入館者数	216,897 人	238,000 人	260,000 人
ホロベツ園地滞在時間	約 30 分 (R3)	約 40 分	約 50 分

※利用者満足度アンケートなど様々なモニタリング調査を参考指標とする。

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	100 平方メートル運動の 森・トラストの推進 【環境課】	日本のナショナル・トラスト運動の礎を築いた「しれとこ 100 平方メートル運動」によって保全された運動地に、開拓前の原生的な自然を再生する活動を進めるとともに、一般企業等の研修受け入れや、運動の取り組みや自然保護の重要性を伝える環境教育の場としても活用します。 また、新たな運動参加者を拡大していくための具体的方策について検討します。
2 ◎	世界自然遺産地域をはじめとする自然環境の保全 【環境課、水産林務課、農務課】	世界自然遺産地域に代表される原生的な自然環境、身近な緑地や樹木、河川、海洋環境など、自然の固有性や地域特性に応じた適切な保全対策を進めます。また、住民によるボランティア活動と連携し、国立公園内外の海岸漂着ごみ回収・回収ごみの再利用化のアップサイクルに取り組みます。
3 ○	国立公園内利用適正化対策の推進 【環境課、商工観光課】	質の高い自然体験機会の提供と持続可能な利用を図るための仕組みを構築します。また、ホロボツ園地再整備をはじめとする施設の整備を進めます。

関連する個別計画

- 斜里町環境基本計画（R6～R15）
- しれとこ 100 平方メートル運動地森林再生計画（R1～R19）
- 斜里町農業・農村振興計画（R6～R10） ●斜里町観光基本計画（R6 策定予定）



1-2-1

脱炭素社会の実現

現状と課題

再生可能エネルギーの導入

今、地球温暖化による異常気象の増加、海水面の上昇、生態系の変化など、深刻な環境の変化が世界各地で起きており、世界規模の環境への取り組みが必要とされています。

国は2020年（令和2年）、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

本町は2022年（令和4年）3月に「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言し、2050年に向けて町民・事業者・町が協働して地球温暖化対策に関して取り組んでいくこととしています。

本町は、世界自然遺産知床を有し、豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいく責務があり、生活環境及び自然環境の保全を図るとともに、脱炭素社会の構築に向けた取り組みを推進していく必要があります。

省エネルギーの推進

省エネルギーの取り組みには経済的メリットから、家庭や事業所において実践されていますが、省エネルギーにつながる各種取り組みや、日々の暮らしにおける行動変容の積み重ね等、多様なアプローチからの取り組みを検討する必要があります。

環境教育の推進

本町では、学校や社会教育機関において環境学習が行われていますが、環境教育は学校の教育活動全体を通して総合的に行われることが理想であり、その重要性について共通の認識を深め、より一層推進していく必要があります。

目的

再生可能エネルギーの活用やエネルギーの効率化を図ることにより、温室効果ガスを削減し、脱炭素社会の実現を目指します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
公共施設への再生可能エネルギー導入施設稼働数	4 箇所	5 箇所	8 箇所
普及啓発・環境教育事業の実施回数	0 回	5 回	5 回

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	再生可能エネルギーの導入 【環境課】	公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査等を踏まえ、設備導入を進めます。導入にあたっては、地域の自然環境や景観とのバランスを考慮します。

2 ◎	省エネルギーの推進 【環境課】	あらゆる事業の推進にあたっては省エネに配慮し、二酸化炭素の削減に努めます。また。省エネ活動を促進するため、周知啓発を実施します。
3 ◎	環境教育の推進 【環境課、学校教育課】	これまで社会教育施設等と連携して実施してきた環境教育に加え、教育委員会と連携を図り学校教育の場でも推進します。

関連する個別計画

●斜里町環境基本計画（R6～R15）

●斜里町再生可能エネルギー導入戦略（R5～R13）



現状と課題

1-2-2

生活環境の保全

公害対策の推進

高度成長期に全国各地で公害が社会問題となり、公害発生源に応じて様々な法整備が進められ、本町においても昭和 48 年に公害防止条例を制定し、公害の課題に対応しました。

その後、公害関連法の上位法として環境基本法が制定され、これに呼応して本町においても、公害防止条例の上位条例として平成 15 年に「環境基本条例」を制定し、総合的な環境の保全に努めています。

個別の公害の課題に引き続き対応するだけでなく、町や事業者、町民それぞれが環境に負荷をかけない活動に努める必要があります。

水環境の保全

水源地域や河畔林の保全など、流域全体を総合的に保全する取り組みを通じて、生活環境を積極的に保全していくこと、また、斜里川水系・河川環境保全連絡会において、情報共有を図りながら河川環境の保全を図っていく必要があります。

不法投棄の防止

生態系や周辺土壌、河川に影響を及ぼす可能性がある、不法投棄についても、各機関と連携し抑止、監視等を継続し適切に対処していきます。また、居住地区や道路などのポイ捨て（生活ごみ等の投棄）についても、取組を引き続き行い、生活環境や環境美化の向上に努めます。

目的

大気・水・土壌環境を良好な状態に保つことにより、町民の健康の保護及び生活環境の保全をめざします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
河川水質検査箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所
年間不法投棄件数	5 件	3 件	2 件

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	公害対策の推進 【環境課、水道課】	公害の発生を未然に防ぐため、自然環境の推移の把握に努め、公害の発生する可能性のある施設の監視、監督、指導を実施し、必要に応じて公害防止協定を締結します。また、通報があった場合には迅速に対応します。

	単位施策名称	内容
2 ○	水環境の保全 【環境課、水産林務課】	水源地域や河畔林の保全など、流域全体を対象とした河川の総合的な保全に努めるとともに、斜里川水系・河川環境保全連絡会において情報共有を図ります。また、心豊かな生活のための水の重要性についての普及啓発に取り組みます。
3 ◎	不法投棄の防止 【環境課】	環境美化推進協力員と連携し、監視体制を構築します。また通報には迅速に対応し、悪質な場合は警察と連携するなど、不法投棄の根絶を目指します。 また、ごみのポイ捨てについて、引き続き対策を行います。

関連する個別計画

- 斜里町環境基本計画（R6～R15） ●斜里町生活排水処理基本計画（R5～R14）
- 下水道事業計画（R6～R15）
- 斜里町浄化槽設置整備促進事業計画（R5～R14） ●斜里町農業・農村振興計画（R6～R10）



現状と課題

1-2-3

効率的なごみ処理

ごみの減量・資源化と

ごみの減量・資源化

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会的風潮は、将来にわたり持続的な生活を維持するためには、ごみの排出を抑制し、再生利用を促していくものに転換する必要があります

本町では、平成6年のビン・缶・紙等のリサイクル事業の開始など、全国でも先進的な取り組みを進めてきました。現在も分別収集を継続し、ごみの減量やリサイクルを積極的に進めてきており、今後も継続して進めていく必要があります。

効率的なごみ処理

斜里町では平成24年度よりエコクリーンセンターにおいて高温高圧処理を行っておりますが、類似自治体と比較すると費用がかかる現状にあります。

人口減少とともにごみも減少傾向が続く中、広域化を進めるなど効率的なごみ処理を進めていく必要があります。

廃棄物処理施設整備

令和5年度現在、斜網地区1市4町において、広域廃棄物処理施設の整備を進めています。

また、新たな斜里町一般廃棄物最終処分場の整備も進めていく必要があり、効率的なごみ処理のため、計画的に施設整備を進めていきます。

目的

ごみの減量、資源化の取り組みを進めながら、効率的なごみ処理を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
ごみ処理や資源リサイクル対策に対する現状満足度順位	2位	2位	1位
町民一人当たり（家庭系）年間ごみ排出量（kg）	237kg	215kg	211kg
ごみ（家庭系+事業系）の年間排出量（t）	3,877t	3,647t	3,340t

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	ごみの減量・資源化 【環境課】	余分な物は購入しないなど、町民自らが生活様式を見直し、ごみの排出量の削減をめざします。また、分別ルールを守ったごみの資源化をめざします。
2 ◎	効率的なごみ処理 【環境課】	町民の理解を得ながら収集日や収集品目の変更などを行い、効率的なごみ収集体制の構築につとめます。また、ごみ処理についても広域化を進めるなど、効率的な体制をめざします。

3	廃棄物処理施設整備 【環境課】	必要な廃棄物処理施設について、計画的に施設整備を進めていきます。
---	---------------------------	----------------------------------

関連する個別計画

- 斜里町環境基本計画（R6～R15）
- 斜里町一般廃棄物処理基本計画（R5～R19）
- 斜網地域一般廃棄物処理基本計画（R5～R14）
- 斜里町農業・農村振興計画（R6～R10）



2-1-1

農地の整備・保全

現状と課題

農地基盤整備と施設保全

近年、降雨量そのものの増加により排水路等の能力不足を引き起こしており、自然災害に強い農地基盤の構築をはじめ、経営の大規模化や精密農業に対応した生産効率の高い土地改良整備を推進していくことが重要です。

また、過去に造成された農業水利施設や鳥獣被害防止柵等は経年劣化による機能低下が進んでおり、計画的な更新と共同活動による適切な保全が求められています。

農地の流動化

農業委員会による利用調整活動の推進より、令和5年4月現在の担い手への農地集積率は約98%となっています。

今後も農家戸数の減少により一戸あたり経営規模の拡大が見込まれることから、離農者の農地を地域の中心的な経営体である担い手に円滑に集積・集約化し、優良農地の保全と効率的な農地利用に努めていくことが重要です。

目的

農地や農業水利施設等の保全・整備など生産基盤整備を計画的に推進し、生産性向上と農作業の効率化を図ります。

「地域計画」に基づく担い手への農地流動化対策を円滑かつ確実に進めるとともに、農業振興地域整備計画や農地転用許可制度の適切な運用を図り、優良農地の確保と計画的な土地利用を推進します。

エゾシカなどの鳥獣による農作物被害が年々増加しているため、電気柵の設置や保全などの対策を行い、安心して農業生産ができる環境をつくります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
農地集積率	98%	98%	98%
耕作放棄地件数	0件	0件	0件
国営事業進捗率（斜里飽寒別地区）	5%	60%	100%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	基盤整備事業の推進 【農務課】	生産性の向上を図るため、農地の大区画化、農業水利施設、暗渠排水などの農業生産基盤整備を計画的に推進するとともに、農畜産物輸送の効率化や通作条件の改善を図るための農道保全整備を推進します。

2 ○	農業水利施設の長寿命化 【農務課】	農業水利施設機能の安定的な発揮と適切な維持管理を推進するため、施設の長寿命化を目的とした機能保全に取り組みます。
3 ○	鳥獣被害防止対策の推進 【農務課・環境課】	エゾシカ等の鳥獣による農作物被害防止を図るため、国の交付金や道営事業などを活用し、集中的な捕獲活動、農地の侵入防止策の整備・保全、電気柵資材の提供などの取り組みを総合的に支援します。
4 ○	優良農地の確保と耕作放棄地の発生抑制 【農務課・農業委員会】	農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の適切な運用を図り、農業振興地域内の農用地区域の保全や一定のまとまりのある優良農地を確保するために農地の適正管理に努めます。農業委員会の農地パトロールにより遊休化や違反転用の防止に努め、また、耕作放棄地の発生防止に努めます。
5 ○	担い手への農地の集積・集約化の推進 【農務課・農業委員会】	意欲ある担い手への効率的・効果的な土地利用を図るため、「地域計画」を策定し、地域の実情に応じ適宜見直しを行い、担い手への農地集積・集約化を推進します。また、「地域計画」に基づき、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進めるなど、意欲ある担い手への集積を図ります。

関連する個別計画

- 第6次斜里町農業・農村振興計画（R6～R10）



2-1-2

農業の実現

次世代へつなぐ



現状と課題

後継者の確保と育成

斜里町の農業経営者の平均年齢は 53.4 歳と北海道平均（58.0 歳：R2 農林業センサス）と比較しても若く、また、後継者が確保されている農家を中心に 6 割以上の農家がさらに規模拡大を意向するなど営農意欲が高い状況です。

斜里町の新規就農者は学卒で親元に就農して農業経営を継承するケースがほとんどであり、持続的に後継者を確保していくためには、子どもに仕事としてやりがいのある農業を伝えていくアプローチや就農前後の定着・育成支援を総合的に進めていくことが求められています。

農業経営の維持・安定化

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による外食等の業務用需要の減少、ウクライナ情勢に伴う飼料・肥料の高騰等、農業経営を取り巻く状況は厳しさを増しています。

スマート農業については、今後もさらに進む技術革新への対応に加えて、ソフト面の取り組みを現場で広く普及・平準化させ、コスト低減や高品質生産につなげていくことが重要です。

目的

農業後継者や就農後問もない農業者の研修環境を充実させるとともに、就農希望者の受入れや経営の多角化など地域農業の中核的な担い手として役割が期待される法人の育成や、女性農業者が参画しやすい環境づくりを後押しし、斜里町農業のさらなる発展を目指します。

農作業の効率化、省力化に資する農産物集出荷施設や農業機械等の近代化を支援しつつ、スマート農業の取り組みをハード・ソフト両面から推進し、経営規模拡大や労働力不足等に対応した次世代農作業体系の確立と平準化を図ります。

農業分野において、温室効果ガスを削減し地球温暖化の防止に努めるため、環境に配慮した栽培技術の導入支援や有機農業の推進などにより、カーボンニュートラルに向けた取り組みを推進します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
新規就農者数	1 人	1 人	1 人
法人経営体数	11 経営体	15 経営体	20 経営体
農業生産額	125 億円	125 億円	125 億円

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	新規就労者の確保・育成 【農務課】	新規就農希望者に対し、情報提供、技術指導、経営力、農地確保等に関する支援を行います。また、障がい者等の就労や生きがいきがいつくりの場を生み出すだけでなく、農業分野における新たな働き手の確保として、農福連携の取組みを推進します。
2 ○	農業法人設立の推進 【農務課】	認定農業者などの意欲ある農業者に対し、法人化に向けた相談対応を充実するとともに、農業者の意向に応じた複数戸法人の組織化、規模拡大などの経営発展を支援します。
3 ○	生産施設の近代化 【農務課】	国の補助事業等を活用し、消費者や実需者のニーズに対応した安全で良質な農畜産物を安定的かつ効率的に生産・出荷するため、集出荷施設等、生産流通システムの整備を支援します。
4 ○	ゼロカーボンに向けた次世代農業の推進 【農務課】	持続可能な農業によるゼロカーボンを目指すため、スマート農業やI o Tを利用した精密農業、A Iを利用した最適な農作物栽培などのハイテク農業の実現に向けて、関係機関と連携した取組みを推進します。
5 ◎	6次産業化の推進と農畜産物のブランド化 【農務課】	地場農畜産物を活かした加工品開発などの取組みを推進するため、農畜産物ブランディングによるPRの強化など観光と連携した取組みを推進します。
6 ◎	地産地消の推進 【農務課・商工観光課】	消費者と生産者等が交流する加工体験イベントの開催や学校給食・福祉施設等での地場産食材活用により、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を推進します。また、地元の農畜産物及び加工品を積極的に扱う飲食店や商工業者、ホテル、観光事業者などのPR支援等を行い、農畜産物の消費拡大を推進します。

関連する個別計画

- 第6次斜里町農業・農村振興計画（R6～R10）



2-1-3

農村環境の保全

現状と課題

土づくりの推進

生産性の維持向上のためには土づくりが最も重要であり、適正輪作を基本とした地力向上の取り組みは欠かせません。

輪作については、畑作三品に豆類、野菜、緑肥作物等を組み入れた4年輪作体系を推進していますが、圃場条件によって連作や交互作せざるを得ない状況が生まれており、生産力の低下と土壤病虫害の発生が懸念されています。

農業生産に甚大な影響を与える恐れのある土壤病虫害や家畜伝染病について、侵入・まん延防止対策の一層の強化が必要です。

農村地域の活性化

農村地域では市街地以上に人口の減少と高齢化が進み、集落機能の低下が懸念されています。農業・農村には優れた景観や国土保全等の多面的な機能や価値があり、これらの価値を良好な状態で保全していくためには、農業者のみならず地域住民、環境、営みがお互いに関わりを持ちながら守り育てていくことが重要です。

目的

土づくりを積極的に進めるとともに、町内で発生する未利用・有機質資源の堆肥化の取り組みを推進し、環境に配慮した循環型農業を目指しつつ、土壤病虫害や家畜伝染病の侵入及びまん延防止対策の一層の強化を図ります。

斜里町の良好な農村景観や環境を、持続的な農業の営みや地域コミュニティ等の共同活動によって適切に保全し、安全で快適な農村環境を創造します。また、農村の持つ多面的な価値を最大限生かした取り組みを推進し、人口減少と高齢化が進む農村地域の活性化を図ります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
土壤分析件数	4,557 件	4,600 件	4,600 件
農業振興センター等を活用したイベント開催件数	0 件	1 件	3 件

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	適正輪作の推進と地域未利用資源の活用 【農務課】	主要三品に豆類や収益性の高い野菜を入れた4年輪作を基本とし、残肥の有効活用など複数の効果が認められる休閑緑肥の作付けを輪作補完作物として積極的に普及し計画的な輪作を推進します。また、家畜飼養農家から排出された堆肥を活用する耕畜連携の取り組みや、てん菜遊離土等を堆肥化して圃場還元を進めることで環境に配慮した地域循環型農業を推進します。

2 ○	土壌病害虫の侵入・まん延 防止対策の推進 【農務課】	ジャガイモシロシストセンチュウやコムギ縮萎病をはじめとした各種病害虫等について、全町が一丸となって対策に取り組んでいくことが必要となっていることから、土壌飛散防止や検査体制の維持等の対策強化を支援し、侵入及びまん延防止対策の実施を図ります。
3 ○	農村生活環境の向上 【農務課】	農地や農業用水等をはじめとする農資源や農村環境を、将来にわたり適切に保全し管理していくため、地域住民による継続的な共同保全活動を支援し、住みよい生活環境の創出に努めます。
4 ◎	町民が農村の魅力にふれる 機会の提供 【農務課】	町民が農業に親しむ体験農園の運営をはじめ、農村公園や農業振興センター農畜産加工室等を活用した各種イベントを開催し、農村地域の活性化を推進します。

関連する個別計画

- 第6次斜里町農業・農村振興計画（R6～R10）



2-2-1

水産基盤の整備

現状と課題

漁港の機能

斜里町内には3つの漁港があり、ウトロ漁港は漁場開発および避難港としての機能を有する第4種漁港に、斜里漁港は利用範囲が地元限定されない第2種漁港に、知布泊漁港は利用範囲が地元限定される第1種漁港に指定されています。ウトロ漁港にはウトロ地区と知床岬地区の2地区があり、知床岬地区は主に避難港としての機能を担っています。

漁港の整備

ウトロ漁港では令和14年度までの予定で船揚場と用地の整備を主体とした計画が進行中で、このほかに令和8年度までの予定で維持補修事業が進行しています。知布泊漁港では令和8年度までの予定で維持補修事業が進行しています。斜里漁港では令和6年度までの予定で維持補修事業が進行中ですが、不足している荷さばき岸壁の延長に向けた新規計画の検討も行われています。

漁港の管理

漁港の管理者は北海道ですが、軽微な維持補修や利用調整、使用許可事務、環境整備等は町が担っています。漁港では観光船や遊漁船の利用、それらへの乗船客の利用も多いことから、利用調整等も必要となっています。

共同利用施設の整備

ウトロ漁港では平成27年度に荷さばき所や貯氷庫が、斜里漁港では平成29年に荷さばき所が共同利用施設として整備され、衛生管理体制の強化が図られました。今後はウトロ漁港において漁船上架施設、斜里漁港やウトロ漁港での鮮度保持のための施設整備等が計画されています。

目的

水産業の振興において、漁港は大切な基盤であることから、漁港機能を向上させるための整備を計画的に推進します。また、漁港の機能を維持し続けるために、漁港施設の管理や利用の調整を行います。さらに、漁船の管理や、漁獲物の鮮度維持など、漁業生産活動に必要な共同利用施設の整備を支援します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
ウトロ漁港特定漁港漁場整備事業計画進捗率	0%	50%	100%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	漁港の整備推進 【水産林務課】	ウトロ漁港は、各種船舶の利用が多いうえに狭隘であることから、関係機関と連携して、船揚場と用地の早期供用開始に向けた整備を促進します。 斜里漁港は、水揚げ量に対して荷さばき岸壁が不足していることから、関係機関と連携して、荷さばき岸壁の延長にむけた事業を促進します。また全ての漁港において、老朽化した施設の維持補修事業を促進し、さらに適切な管理に努めます。
2 ○	共同利用施設の整備促進 【水産林務課】	ウトロ漁港では、老朽化した現有施設に替わる漁船上架施設を整備することが計画され、斜里漁港やウトロ漁港では、漁獲物の鮮度保持のための施設の整備等が計画されていることから、これらの事業への支援等を行います。

関連する個別計画

- 浜の活力再生プラン（R6～R10）



現状と課題

2-2-2

漁業経営の安定化

漁業のあらまし

斜里町の漁業は、サケ定置網漁業、マス小型定置網漁業を中心とし、ホタテ稚貝養殖漁業、キチジ固定式刺網漁業、ホッキ等小型底引き網漁業、ナマコ漁業、ウニ漁業等の沿岸漁業が営まれています。水揚高に占める定置網漁業の割合が8割から9割に達することから、サケ・マス資源の長期的な安定化が重要な課題となっています。

水産資源

斜里町の漁業は、サケ・マスに大きく依存していますが、その資源については減少傾向にあることから、ふ化放流事業の安定化を図るとともに、自然産卵環境の拡大に向けた取り組みを行っています。また、釣りによる資源への影響が生じないように対策も行っています。

サケ・マス以外の資源についても、関係機関が連携して資源調査や増養殖試験等を行い、適切な資源管理等に努めています。

付加価値向上

水揚げされた漁獲物の価値を向上させるため、高度な衛生管理など、漁獲物の取り扱い方法の改善等による品質向上に努めているほか、サケの魅力をPRし、消費拡大に結び付けるため、地域ブランドとして定着させる取り組みを実施しています。

就労者

斜里町では、多くの漁業者が潜水作業に従事するなど、特殊な条件にあることから、労働環境の整備や、事故発生に備えた訓練、教育に取り組んでいます。

目的

漁業経営の安定化のために、水産資源の安定化を目指した資源の維持増大に向けた取り組みや、生産額の向上を目指した付加価値向上の取り組みを進めます。また、サケ・マス釣りによる資源への影響や環境の悪化が生じないように対策を行います。さらに、就労者や担い手が安心して就労できる環境の整備に努めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
総漁獲量	15千トン	15千トン	15千トン
サケ単価全道比	101%	103%	105%
正組合員加入数	7名	7名	7名

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	サケ・マス資源安定化に向けた取り組みの推進 【水産林務課】	サケ・マス資源安定化のために、関係機関と連携して、ふ化放流事業の安定化に努め、さらに自然産卵環境の保全拡大に向けた取り組みも推進します。また、釣りによる資源への影響が生じないようにローカル・ルール化等の取り組みを進めます。
2 ○	水産資源安定化に向けた取り組みの推進 【水産林務課】	関係機関と協力して適切な資源管理、未利用資源活用の可能性、斜里海域に適した増養殖の可能性を検討し、増養殖試験や調査への支援等を行います。
3 ◎	資源を有効に活用する取り組みの推進 【水産林務課】	品質や付加価値向上に向けた取り組みへの支援を継続し、さらにサケの魅力をPRし、消費拡大に結び付ける取り組みへの支援等を行います。
4 ○	就労者支援の取り組みの推進 【水産林務課】	漁業を担う人材を育成する取り組みへの支援を行います。また潜水作業に従事する漁業者の健康と事故発生時の体制を維持し、安心して働ける取り組みへの支援を行います。

関連する個別計画

- 浜の活力再生プラン（R6～R10）



2-2-3

持続的活用 森林資源の保全と

現状と課題

森林面積

斜里町の面積のうち、森林の面積は約77%を占め、そのうち国有林が約5万ha、一般民有林は約7千haであり、一般民有林のうち人工林は約3千haとなっています。また、一般民有林のうち約1千6百haが町有林となっています。

森林の公益的機能

森林には、水源のかん養、山地災害の防止、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収、保健休養の場の提供などの多様な公益的機能を有しており、その機能を期待されて保安林等の森林の区域が設定されています。

人工林の適切な管理

木材生産の機能を担う針葉樹等の人工林については、適切な管理を行うことにより、その機能を発揮することから、伐採後の植栽、保育、間伐といった施業サイクルを適切に運営していく必要があります。

担い手確保と普及啓発

斜里町には企業が所有する森林以外にも、小規模な森林が多く、施業の効率化や集約化が課題となっていますが、林業従事者は高齢化傾向にあるため、担い手の確保が必要となっています。また森林・林業の役割や木材利用の意義に対する理解と関心を高めるための普及啓発が必要となっています。

目的

森林は地球温暖化対策となる二酸化炭素を吸収するほか、私たちの生活や環境に多面的に寄与する役割があることから、これらの機能を発揮させるために森林を保全し、人工林については持続的に活用できるように適切な管理、育成を行います。また、森林の機能に関する普及啓発に取り組み、森林の役割についての理解の促進を図ります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町有林施業地区数	4地区	6地区	8地区
担い手確保と普及啓発実施回数	2回	3回	4回

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	町有林の適切な管理 【水産林務課】	町有林の有する多様な公益的機能を維持し発揮させるため、関係機関と連携して、天然林については保全に努め、針葉樹等の人工林については、伐採後の植栽から育成に至る適切な施業サイクルの運営に努めます。

2 ○	民有林の振興 【水産林務課】	民有林については、小規模な森林が多く、効率的な森林整備や施業の集約化により、安定的な木材供給が図られることから、国や北海道と協調した森林施業への補助等の振興策を講じます。
3 ○	林業担い手の確保 【水産林務課】	森林整備を進め、林業経営を安定化させるためには、林業就労者の確保と定着を図る必要があることから、関係機関と連携して、林業就労者の確保や育成等に向けた取り組みを進めます。
4 ◎	森林資源の普及啓発 【水産林務課】	二酸化炭素の吸収源となるなどの森林の有する多様な公益的機能や、森林を育成する林業の役割普及のため、植樹祭等の緑化活動、レクリエーション機能林の管理、木材製品の利用拡大等の取り組みを進めます。

関連する個別計画

- 斜里町森林整備計画（R3～R13）



現状と課題

2-3-1

観光地・観光施設の 魅力向上

概況

平成 10 年頃に最盛期だった団体型観光が低迷を続け、個人型・滞在型・体験型観光が主流となり、また外国人観光客も増加しています。旅行形態や客層が年々変化する中、観光地、観光施設をどのように維持し、リニューアルし、新設していくかが問われています。

観光施設の適切な維持管理

建設から時間が経つにつれ、徐々に破損し、修繕箇所が増加しますが、適切な管理や修繕を行うことで、中長期的な管理コストを抑制することが求められています。

老朽化施設のリニューアルの推進

一部の観光地・観光施設では老朽化が著しく、魅力が大幅に低下しています。修繕の範囲を超え、全面的なリニューアルをすることを要望されている施設も増えています。また、雨天時の観光施設が脆弱なことや、観光形態への変化に対応することも求められています。

観光施設の新たな管理運営形態の検討

施設の維持管理に比重が置かれ、本来期待されていた機能やサービスが発揮できていないことがあります。民間の施設運営・経営手法を参考に、サービスに重きを置いた運営が求められるようになっていきます。

目的

既存の観光地や観光施設を適切に維持管理しつつ、老朽化の状況を踏まえながら順次リニューアルを行い、また、必要に応じて新規施設等も検討していきます。指定管理制度の活用にとどまらず、民間による投資や、官民連携手法も検討していきます。これらによって、観光地・観光施設の本来の魅力を引き出し、知床、斜里町への来訪動機を高めていきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
観光地・観光施設の満足度調査 (R6 調査での平均点を基準とした相対目標)	—	0.1p 増	0.3p 増

単位施策

	単位施策名称	内容
1	観光施設の適切な維持管理 【商工観光課・環境課】	既存の施設を長期にわたり有効に活用するよう適切な維持管理を行ないます。また、迅速かつ適切なタイミングでの修繕に努めます。
2 ○	老朽化施設のリニューアルの推進【商工観光課・環境課】	老朽化した施設の計画的なリニューアルを進め、知床観光の新たな魅力づくりに努めます。また、必要に応じて新たな施設の整備も検討していきます。
3 ○	観光施設の新たな管理運営形態の検討【商工観光課・環境課】	民間の経営力を活用した施設運営手法の導入を検討し、本来の施設機能の発揮やサービスの向上に努めていきます。

関連する個別計画

●斜里町観光振興計画（R6～R15）

●斜里町環境基本計画（R6～R15）



2-3-2

アクティビティの拡充と
リスク管理体制の確立

概況

体験やアクティビティが旅行の目的として重視される傾向が強まっています。事故の発生を抑制しつつ、またオーバーツーリズムなどによる環境への影響に留意しながら、知床らしい多様なプログラムが展開されるよう促す必要があります。

アクティビティの充実

民間事業者によるプログラム作りが期待されているものの、国立公園内では依然として制約が大きい現状にあります。関係行政機関が連携してプログラムが提供された環境をつくる必要があります。

リスクマネジメント制度の導入

令和4年4月の海難事故によって、リスクマネジメントの重要性が再認識されることになりました。自然地域ゆえ、ゼロリスクはありえないにせよ、地域、事業者、旅行者とで情報を共有し、様々な対策を連携して進めることでリスクがより低減できる可能性があります。

リスクマネジメント制度の運営支援

現状、リスク管理は各事業者の努力に委ねられています。行政・事業者・旅行者の中間的な位置で、リスクマネジメントの中心的な役割を担う組織が必要と考えられています。

目的

旅行者がアクティビティに参加することは、知床の魅力に直接的に触れ、より深く感動し、再訪や知友人への紹介知床を紹介する可能性が高まると考えられます。オーバーユースにならず、環境負荷がかからない範囲で、プログラムが増えることを奨励していきます。同時に、事故やリスクを可能な限り低減させる体制づくりも構築していきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
カムイワッカ湯ノ滝のぼり参加者数 (R5 実績)	6,037 人	8,000 人	9,000 人

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	アクティビティの充実【商工観光課・環境課】	関係行政機関と連携をし、新たなアクティビティが開発・導入され、定着しやすい環境づくりを進めます。
2 ○	リスクマネジメント制度の導入【商工観光課・環境課】	アクティビティリスク管理体制検討協議会での最終報告に従ったリスクマネジメント体制が導入されるよう努めます。
3 ○	リスクマネジメント制度の運営支援【商工観光課・環境課】	前項のリスクマネジメント体制が円滑に運営されるよう、その運営団体を支援します。

関連する個別計画

- 斜里町観光振興計画（R6～R15）
- 斜里町環境基本計画（R6～R15）
- 知床エコツーリズム戦略（R6～15）



現状と課題

2-3-3

観光サービスの向上 と集客力の強化

概況

観光はすそ野が広い産業といわれるように、交通、宿泊、飲食、土産、アクティビティ、観光施設など、様々なサービスがあってはじめて実際の来訪に繋がります。時代の変化に合った観光サービスが提供されるよう促すことが求められています。

交通・アクセスの改善と移動の魅力の向上

旅行需要の繁閑格差や人手不足などの結果、公共交通が脆弱な時期や路線があります。公共交通支援策、乗用車やバス以外の移動手段、自家用旅客輸送、MaaSなど多様で幅広い検討も求められています。

情報発信の充実

旅行者に必要な観光情報や地域の多様な情報が分散し、魅力や仕組み、様々な最新情報がわかりにくい、伝わりにくい状況が続いています。

各種滞在サービスの向上

人手不足や観光団体の活動の低迷などによって、事業者間の連携が年々弱くなっており、滞在サービスのばらつきが大きく、地域全体のサービス水準が不安定になっています。

目的

持続的で安定的な来訪に繋がるよう、知床を訪れる旅行者に対して提供できるサービスの種類を増やし、サービス水準を高め、地域全体としてサービス向上に努めていきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
情報発信満足度調査 (R6 調査での平均点を基準とした相対目標)	—	0.1p 増	0.3p 増
各種観光サービス満足度調査 (R6 調査での平均点を基準とした相対目標)	—	0.1p 増	0.3p 増

単位施策

	単位施策名称	内容
1	交通・アクセスの改善と移動の魅力の向上【商工観光課・住民生活課・環境課】	公共交通で知床観光を楽しめることができるよう交通事業者と調整し、必要に応じて支援します。また、閑散期や人手不足の状況下でも対応できるよう、多様で魅力的な交通手段・交通体系の導入を支援します。
2 ○	情報発信の充実【商工観光課・環境課】	旅行者の目線にたつて、情報発信体制の検証を行い、網羅的で信頼される Web サイトの構築や安定的な情報発信体制をめざします。

3 ○	各種滞在サービスの向上 【商工観光課】	事業者が行う滞在サービスの改善を支援するほか、持続可能な観光地としてサービス水準が向上するよう、統一的な取り組みも促していきます。
--------	------------------------	---

関連する個別計画

- 斜里町観光振興計画（R6～R15）
- 斜里町商工業計画（R6～R10）
- 斜里町地域公共交通計画（R6～R10）



サポート
 自立的な事業経営の

概況

商工業は、農林漁業生産物の取り扱いや加工を主軸にしつつ、事業者それぞれの創意工夫、信用、商材、経営手法などによって独自に成長し発展してきたため、行政の支援が馴染まない側面が強い分野です。

一方で情報化や社会経済のグローバル化によって急速に経営環境が変化しています。商工業は斜里町経済の要であり、町民生活を支えていることを再認識し、地域として支えていくことが求められています。

総合的経営サポート体制の支援

激変する経営環境に対応していくためには、それぞれの経営力が高まることこそが、最大の防御策になるとの認識から、その強化に努めていく必要があります。

資金調達の円滑化

制度融資をはじめ、金融機関の提供する様々な融資によって資金調達が円滑になります。

設備投資の促進

国や道の設備投資補助金が年々充実してきていることから、効率的な生産体制や、時代に適合したサービスを提供できるようそれら補助金等の利活用を促し、支援できる体制が求められています。

目的

グローバル経済のもと、時代の変化に対応できる経営力の高い事業者を増やすよう促していく必要があります。個々の事業者の経営力はもとより、地域全体の水準が向上するよう連携していくことも求められています。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町民アンケート調査による「商工業・観光業振興」満足度	3.01	3.10	3.20
制度融資利用件数	97件	100件	100件

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	総合的経営サポート体制の支援【商工観光課】	事業者（特に小規模事業者）の経営段階に応じた総合的な相談・支援体制（ビジネスサポート事業）を支援します。
2 ○	資金調達の円滑化【商工観光課】	中小企業融資制度（いわゆる制度融資）による利子や信用保証料の補給を継続します。小規模事業者に配慮した制度・要件となるよう留意します。
3 ○	設備投資の促進【商工観光課】	ビジネスサポート事業による経営相談を前提に、国や道などの補助金の活用を促し、支援します。

関連する個別計画

- 斜里町商工業計画（R6～R10）



現状と課題

2-4-2

食や特産品の高付加価値 と販売力強化

概況

情報化・ネット社会などを背景に、個々の商品力、差別化、高付加価値化要因がなければ、商品はもとより事業所としても生き残っていくことが厳しい状況になりつつあります。知床ブランドを背景に、個々の商品と地域での販売力により、この状況に立ち向かっていく必要があります。

食や特産品の高付加価値化の促進

一般的には、大量消費が前提の工場生産品に対抗するには、何らかの付加価値をもっている必要があります。コンセプト、素材、添加物、デザイン、販路など、専門家の助言を得ながら、改善しやすい環境づくりが地域として求められています。

商品の販売力の強化

商品力があっても販路がなければ、売り上げを伸ばすことができないので、ふるさと納税やECサイト、土産物などあらゆるルートを使って、販売力を強化できるよう地域的な取り組みが求められています。

道の駅を中心とした市街地の活性化

道の駅ブランドが定着し、道の駅とその周辺での活性化策が求められつつあります。道の駅を軸に活性化させていくことが現実的であることから、しゅり、うとろの2つの道の駅の活性化を検討していく必要があります。

目的

地域の魅力を最大限に引き出し、高めるべく、生産物の高付加価値化や商品力の向上などを進め、道の駅やふるさと納税などを核にして、地域の活性化を促していきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
道の駅しゅり及びうとろでの販売額	291 百万円	300 百万円	320 百万円
付加価値額（企業単位）（経済センサス）	262 億円	270 億円	280 億円

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	食や特産品の高付加価値化の促進【商工観光課】	食や特産品の高付加価値化を支援し、商品やサービスの競争力向上を促します。
2 ○	商品の販売力の強化【商工観光課、企画総務課】	事業者それぞれの商品販売力の強化を促し、ふるさと納税や地域プラットフォーム等を通じた販売を支援します。
3 ◎	道の駅を中心とした市街地の活性化【商工観光課】	道の駅しゅり、うとろ・シリエトクなどの拠点施設を中心に斜里、ウトロの市街地の活性化に努めます。

関連する個別計画

- 斜里町商工業計画（R6～R10）



現状と課題

2-4-3

新たな事業の育成支援 企業・産業連携と

概況

経済のグローバル化、競争の激化により、斜里町の事業者のみでは、課題解決が困難なことが増加しています。農業・漁業・観光が盛んで交流人口が多い斜里町の特徴を活かし、様々なレベルでの交流を促し、都市部企業との連携を強化することで、改善につながる可能性もあります。

企業連携や産業連携の促進

ビジネス交流の機会を増やし、企業連携や産業連携など、様々な連携によって、新たな商品やサービスが生まれる可能性が高まり、質的な向上、課題解決なども期待できる可能性があります。

新たな産業・事業の育成支援

社会経済環境が変化する中、新たな産業振興策（地域の生き残り策）を常に模索し続ける必要があります。有望な新規事業に対して投資をすることが、地域社会の持続性を高めることに繋がります。

目的

町内での産業連携はもとより、町外企業との連携も強化し、また将来を見越した産業育成的な投資をしやすい環境づくりをめざします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町民アンケート調査による「新規産業育成や雇用対策」満足度	2.54	2.65	2.80
ビジネスサポート事業相談件数	46件	50件	50件

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	企業連携や産業連携の促進 【商工観光課】	町内産業間での連携を強化することはもとより、農業・漁業・観光が盛んで、交流人口が多い特徴を生かし、信頼すべき様々な企業との連携を模索し、促していきます。
2 ◎	新たな産業・事業の育成支援 【商工観光課】	将来的な可能性が高い産業振興策を募り検討し、必要に応じて先行的投資を支援します。

関連する個別計画

●斜里町商工業計画（R6～R10）



概況

斜里町の産業界にとって、業種を問わず共通かつ最大の課題が人手不足であり、人材確保となっています。

人口減少はもとより、若年層の職業観の変化、肉体労働・3K 仕事の敬遠、情報化社会、社会経済のグローバル化など、様々な要因を背景に、雇用がままならず、事業の継続すら危ぶまれる状況となっています。

都市部若年層との交流の推進

短期的には、外国人労働者や人材派遣会社、同業者間での連携などに期待するのが現状です。しかし、中長期的には、それすらも困難になる可能性が高く、いかに地域に人が住み、知恵を絞り、これらの課題解決に向けて行動していくかが問われています。都会の若年層との交流を進めることで課題を解決していく事例が増え始めています。

就労・起業の支援

交流から実際の就労や起業に繋げるには、直接的な支援策が有効な場合があります。課題の深刻さを踏まえ、大胆な支援策も検討していくことが求められています。

目的

斜里町の定住人口を維持し、活力あるまちづくりを進めるためには、産業構造が維持され、雇用が確保されることが、極めて重要です。個々の法人、事業所の取り組みだけは、不十分な可能性が高まっています。様々なネットワークを活用し、都市部若年層をターゲットに働きかけていくことで、解決の糸口が見える可能性があります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町民アンケート調査による「新規産業育成や雇用対策」満足度	2.54	2.70	2.80
若年層（20～39 歳）人口の推移 （当初値は R2 国勢調査）	2,157 人	2,050 人	2,000 人

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	都市部若年層との交流の推進【農務課・水産林務課・商工観光課・企画総務課】	Uターン促進はもとより、さらにすそ野を広げるべく、都市部の若年層との積極的な交流の機会を促進します。
2 ○	就労・起業の支援【商工観光課・企画総務課】	様々なプロジェクトを積極的に行い、あるいは支援策を講じていくことを検討していきます。

関連する個別計画

●斜里町観光振興計画（R6～R15）

●斜里町商工業計画（R6～R10）



2-5-2

事業の推進
地域プラットフォーム

概況

地域の様々な課題に対して、地域で共通して取り組むことで解決が容易になることがあります。エリアブランディングのように、地域全体のブランド化、イメージアップに多くの人と連携して取り組むことや、いわゆる横軸を指すような部署部門業種を超えた取り組みも欠かせなくなっています。このような総合的な地域力が必要となる場面が増えると考えられ、プラットフォームと呼ばれるような基盤となる事業や組織をできるだけ速やかに育成・支援していくことが望まれています。

地域プラットフォーム事業の推進

個々の事業者や業種を超えて、地域内での共通項的で基盤的な事業によって、困難な状況が解決される可能性があります。いわゆるプラットフォームと呼ばれるようなものです。グローバル経済、情報化社会の中で、地域社会・経済が生き残るためには、共益的公益的な事業に取り組むことが求められています。

エリアブランディングの推進

平成 28 年度から観光ブランディングに取り組み始め、漁業、農業など、横展開をしてきました。これらの成果をいかしながら、エリアブランディン

グとしてより強固なものにしていくことで、他地域よりも差別化され、好意的なイメージが持たれやすくなる可能性があります。

目的

地域共通の課題に立ち向かうためには、共益的公益的な視点での事業展開を進めることが欠かせません。地域プラットフォーム事業という位置づけで事業展開をすることで、様々な課題が解決しやすくなること考え、取り組んでいきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町民アンケート調査による「住みやすさ」に関する 30 代の満足度	3.16p	3.20p	3.25p

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	地域プラットフォーム事業の推進【商工観光課・企画総務課・農務課・水産林務課等】	地域として共通・全体で取り組むことで効率的になる事業や、共益・公益の事業、まちづくり事業など、地域のプラットフォームとなるような事業や取り組みを支援します。

2 ◎	エリアブランディングの推進【商工観光課・企画総務課・農務課・水産林務課等】	エリアブランディングによる地域イメージの構築・向上を推進します。
--------	---------------------------------------	----------------------------------

関連する個別計画

- 斜里町観光振興計画（R6～R15） ●斜里町商工業計画（R6～R10）
- 第6次斜里町農業・農村振興計画（R6～R10） ●浜の活力再生プラン（R6～R10）



現状と課題

3-1-1

公園の整備

みんなが利用できる

遊具

公園には遊具であるブランコ、鉄棒、滑り台をはじめ一部にはパークゴルフ施設やバスケットボール施設が設置されており、町民に広く利用されています。なお、町内に10か所ある都市公園には、22基の遊具が整備されており、定期点検及び日常点検により劣化状況を把握した上で維持管理を実施しています。

遊具は、使用不能となる前に更新を行い、利用者の年齢構成に応じたニーズを把握し、利用増進が図られるものへ更新が望まれます。

また、気軽に健康増進を図れる健康遊具の設置が近年全国的に増加傾向にあるため、導入へ向けての検討が必要です。

設備

公園にある四阿、ベンチ、トイレ、そして照明灯などの設備には経年劣化が見られます。そのため、劣化状況を把握した上で、計画的に修繕や更新を行っています。

また、公園には災害時の一時避難場所としての側面があることから、防災機能を付加した設備更新へ向けての検討が必要です。

目的

安全安心に公園を利用してもらうため維持管理に努め、利用増進が図られるような遊具の更新を行います。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
公園遊具の更新率	0%	13%	27%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	公園遊具の維持管理 【建設課】	劣化に応じた修繕や利用増進が図られるような更新を行います。
2 ○	公園設備の維持管理 【建設課】	劣化に応じて計画的な修繕更新等を行います。

関連する個別計画

- 斜里町公園管理計画（R3-R7）



現状と課題

3-1-2

促進 快適な住まいの普及

公営住宅事業の推進

公営住宅は、建設年度が古いものが多く老朽化が進んでいるものが多くあります。安全性の確保が求められる中で、入居希望者のニーズや高齢化含め、きめ細やかな改修や建替えを行うためには、町のみではなく民間事業者と連携しながら計画を進めていく必要があります。

住宅改修関係補助制度の推進

永く快適に暮らすために居住環境の整備を支援する「快適住まいのリフォーム事業」、耐震性を高め安全な住宅へ改修する「住宅耐震改修補助事業」があります。負担軽減のため継続的な取り組みが必要です。

住宅の省エネ化への取り組み

町では、ゼロカーボンシティ宣言をしております。住宅分野においては、民間住宅の省エネ化の推進が求められています。住宅性能向上リフォームとして、建物全体の断熱改修、開口部や躯体の省エネ改修、LED照明や高断熱浴槽、節水型トイレ等の高効率設備の導入等を行うことで、ゼロカーボンへ向けた住宅の省エネ化が図られることから推進への向けた検討が必要です。

賃貸住宅の供給の推進

公営住宅以外の賃貸住宅の供給は、民間事業者の協力が必要です。賃貸住宅は町内に供給されていますが、入居者の意向に沿った物件が多い状況とは言えず、若年層の定住や世帯向けの移住準備に向けた賃貸住宅の供給へ向けた検討が必要です。

目的

民間事業者の協力のもと、住宅改修に関わる支援や公営住宅の住生活環境の向上と良好な状態を長期間維持していくため、計画に沿った整備を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町営住宅の管理棟数及び戸数	56棟、521戸	56棟、521戸	56棟 489戸
快適住まいのリフォーム事業利用累計件数	454件	604件	754件

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	公営住宅の整備の推進 【財政課・建設課】	相当年数を経過している町営住宅は、計画的に建て替え、修繕を進めます。
2 ○	住宅改修関係補助制度の推進 【建設課】	安全安心して住み続けられる住環境整備のため、住宅改修関係の補助制度を継続します。

関連する個別計画

- 斜里町公営住宅等長寿命計画（R2-R11）
- 斜里町耐震改修促進計画（R4-R8）
- 斜里町空き家等対策計画（R4-R12）



現状と課題

3-1-3

空き家の対策

空き家の適正管理

総務省が5年に1度実施している「住宅・土地統計調査」によると全国の空き家戸数はこの20年間で1.5倍に増加し、居住目的の無い空き家戸数は1.92倍に増加しています。町の空き家調査では、戸数は増加傾向にあり、建物の倒壊や部材の飛散により周囲に被害や影響を及ぼさないよう所有者等による適正管理が求められています。

また、空き家のまま放置するなど管理不全な空き家に対して、解体、賃貸、売買等による適正な管理を所有者へ発信する取り組みが必要です。

空き家解体費の補助

活用が困難な空き家等は、そのまま放置すると周囲に悪影響を及ぼすことがあり、解体を行うことで空き家から生じる問題を未然に防ぐことができます。空き家所有者は解体費用の支出が困難な現状があることから支援が求められております。

空き家の活用支援

売却や賃貸等による活用意向があっても、事業者や売却先の選定に苦慮していることから支援が求められています。中古住宅購入後や居住以外に所有している住宅は住宅改修費用の補助制度があり、空き家のまましないための居住や賃貸住宅として補助制度の利用がされています。活用可能な空き家は、居住等により活用が進むような取り組みが求められます。

目的

空き家に関わる情報提供を継続し、国の補助制度を利用した解体費用の支援を行います。また、活用可能な空き家は、居住等により活用が進むような取組みを進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
空き家の解体費補助利用累計件数	0	8	20
居住等により空き家が解消された件数	0	5	10

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	空き家に関する情報収集と発信の充実【建設課】	斜里町空き家等対策計画に基づき①発生抑制②利活用③適正な管理について継続的な情報収集と発信に務めます。
2 ○	空き家等解体費の支援【建設課】	国費を活用した空き家の解体費用の支援を行ないます。

3 ○	空き家の活用促進 【建設課・企画総務課】	賃貸住宅としての活用や空き家購入後のリフォームを行う事による活用促進のため取り組みを継続します。 活用可能な空き家は居住等により活用が進むような取り組みを行います。
--------	--------------------------------	---

関連する個別計画

- 斜里町空き家等対策計画（R4-R12）



現状と課題

3-2-1

町道管理 相互理解に 立った

舗装整備の加速化

令和5年3月現在、町道認定している道路は、522路線、延長497.2kmとなっています。

この内、斜里市街地及び中斜里市街、ウトロ市街は概ね舗装整備が完了していますが、郊外道路は未舗装（砂利）が多いため、舗装化率は44.4%（220.6km）に留まっています。

また舗装道路の内、再整備が必要な簡易舗装道路が86.3%（190.4km）を占めています。

そのため、今後も計画的に、未舗装道路の舗装整備や簡易舗装道路の再整備を推進する必要があります。

未舗装道路の機能回復

郊外道路の内、幹線道路は概ね舗装整備が完了していますが、専ら通作に利用されている道路は未舗装道路となっています。

また、山間部では、融雪や降雨の度に、路面の砂利が流出するなど、年々、路盤厚が減少しています。

そのため、今後は整備計画のない未舗装道路についても、計画的な路面管理が必要となっています。

町道管理の強化

建設から30年以上が経過した簡易舗装について、その間における車両の大型化、交通量の増大、更に軟弱地盤も要因となり、路面の劣化・損傷が顕著になっています。

また、排水施設（横断管、側溝など）や道路付属施設（標識、防護柵など）については、維持管理不足も加わり、加速度的に劣化が進行していることから、今後、維持管理費の増大が見込まれます。

そのため、維持管理費を抑えるため、予防保全型管理に移行する必要があります。

トンネル、橋梁の長寿命化

町道には、トンネル（1基）、橋梁（119橋）があり、これらは重要な道路構造物として、5年に1度の定期点検（法定）が定められています。

そのため、今後も点検・診断の結果に基づき計画的な修繕を行うと共に、修繕に時間を要する場合は、適宜、通行規制や通行止め措置を講ずる必要があります。

目的

道路は、町民生活や社会経済活動を支える最も身近な公共施設であることから、安全で円滑な交通を確保するため、計画的に未舗装道路の舗装整備を推進すると共に、劣化・損傷が著しい簡易舗装道路についても、利用頻度に応じた補修や修繕、または再整備を計画的に行っていきます。

また、整備計画のない未舗装道路については、機能回復のため、路盤厚の復旧を進めると共に、排水施設や道路付属施設についても、橋梁やトンネル同様に日常的なパトロールや定期点検を行い、予防保全型管理を図ります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
舗装再整備率（再整備延長／簡易舗装延長）	0%	2.6%	5.2%
橋梁補修着手率（補修着手数／補修必要数）	23%	54%	85%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	町道整備の加速化 【建設課】	未舗装道路の舗装整備及び劣化・損傷が著しい簡易舗装道路の再整備を推進します。
2 ○	未舗装道路の機能回復 【建設課】	整備計画のない未舗装道路について、路盤厚の回復など路面管理を推進します。
3 ○	町道管理の強化 【建設課】	パトロールや定期点検を強化し、予防保全型管理を推進します。
4 ○	トンネル、橋梁の長寿命化 【建設課】	定期点検を行い、損傷・劣化の早期発見と修繕に努めます。

関連する個別計画

- トンネル長寿命化修繕計画（R4～R13）
- 橋梁長寿命化修繕計画（R1～R10）
- 道路管理計画（R6～R15）
- 斜里町公共施設等総合管理計画（H28～R22）
- 公共土木施設の維持管理基本方針に基づく「実施計画」（H27～）



現状と課題

3-2-2

強化 国道・道道との連携

国道、道道の工事促進

町内に存する国道2路線、道道8路線は、町内道路網の根幹を成しており、町民生活の利便性向上や産業振興を図る上で、重要な道路となっています。

しかし近年、町道同様に舗装のひび割れやわだち掘れなどによる路面の劣化・損傷の外、排水施設の機能低下が顕著になっています。

このことから、国、北海道は、パトロールや点検を強化していますが、予算規模に対し補修、修繕箇所が多いため、予防保全型管理の比率が低く、対処的な工事（事後保全型管理）が主となっています。

また、必要な補修、修繕が予算の都合で後年度になることがあるため、町は町民から国道、道道の補修、修繕または日常管理の要望が挙がった際は、国、北海道が速やかに対処出来るように調整に努めています。

また国、北海道は、国道334号（字朱円地区、字峰浜地区）の路肩拡幅（路肩改良）工事や道道知床公園線（カムイワッカ地区）の防災工事を計画的に進めていますが、今後、工事促進のため、町民や各種団体などとの調整が必要不可欠となるため国、北海道は町の積極的な協力を期待しています。

幹線町道の道道昇格

1級町道（67.5km）、2級町道（77.1km）は、町内道路網の幹線を成しており、国道、道道の根幹道路を補完しています。

そのため交通量が多い幹線町道は、道路網強化による町民生活の利便性向上や産業振興のため、道道昇格を検討する必要があります。

目的

国道、道道は、町の道路網の根幹を成していることから、安全で円滑な道路網形成のため、連携強化を図り、補修、修繕及び改良工事を促進します。

また、道路網の更なる強化のため、交通量の多い幹線町道の道道昇格を検討していきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
調整達成率（累計調整成功数／累計調整数） ※町民や各種団体と、補償や工事工程説明などを行った調整数	80.0%	90.0%	90.0%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	国道、道道の工事促進 【建設課】	国、北海道が行う補修、修繕及び改良工事を促進するため、連携を図っていきます。
2	幹線町道の道道昇格 【建設課】	町民生活の利便性向上や産業振興を図るため、交通量の多い幹線町道の道道昇格を検討します。



現状と課題

3-2-3

交通 安心 ・ 安全な 雪みち

町民目線に立った雪みち交通

道路は、町民生活や社会経済活動を支える最も身近な公共施設のため、路面状況に応じて、除排雪及び凍結防止対策を行うなど、安心・安全な雪みち交通の確保に努めています。

しかし、人口減少・高齢化などによる除排雪の担い手不足は全国的な課題となっている外、今後は気候変動による降雪量や雪質の変化も想定されるため、長期的な視点で雪みち交通の確保に取り組む必要があります。

施設の老朽化対策

町の除雪機械の多くは、配備から15年以上経過しており、今後も計画的に更新する必要があります。

また、ウトロ地区のロードヒーティングや除雪センターについても老朽化が顕在化しています。

そのため今後は、計画的に老朽化対策を行う必要があります。

町民との協働作業の構築

今後も人口減少・高齢化の進行が予測される中、空き家や除排雪困難世帯の間口除雪など新たな課題が表面化しています。

また、一部の町民による道路への雪出し行為が常態化しています。そのため、地域（自治会や任意団体など）と町が協働して排雪作業を行うなど、新たな体制を構築する必要があります。

道路管理者間の連携強化

現在、町は、効率的な除雪を推進するため、一部の道道の除排雪業務を受託しています。

また、国道、道道及び清里町、小清水町の各道路管理者とは、暴風雪時以外にもその都度、除雪状況などの情報共有を図っていますが、今後は、更なる連携強化を行っていく必要があります。

目的

安心・安全な雪みち交通の確保のため、除排雪の効率化の外、町民との協働と各道路管理者間の連携強化を推進していきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
除雪機械の老朽化率 ※15年以上が経過した機械の割合	7/14	6/14	5/14

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	町民目線に立った雪みち交通 【建設課】	町民目線に立った雪みち交通を構築するため、除排雪体制や除雪路線の見直しの外、除雪機械の適正配置とオペレータの安定確保に努めます。
2	施設の老朽化対策 【建設課】	除雪機械の更新の外、ウトロ地区のロードヒーティングや除雪センターの計画的な更新、修繕を進めます。
3 ◎	町民との協働作業の構築 【建設課】	安心・安全な雪みち交通確保のため、町民との協働作業を検討します。
4	道路管理者間の連携強化 【建設課】	効率的な除雪を行うため、道路管理者間の更なる連携強化を図ります。

関連する個別計画

- 公共土木施設の維持管理基本方針に基づく「実施計画」(H27～)



3-2-4

地域公共交通の確保

現状と課題

域内交通の確保

自家用車が移動手段として欠かせないものとなっていますが、高齢者の運転免許返納を進めるためにも、バス、ハイヤーによる移動手段の確保が必要であり、「市街地巡回バスしゃりぐる」で補うよう取り組んできたが、目標としていた1日25人を大きく下回り、利用が伸び悩んでいる状況にあります。

これからの域内交通を維持継続するために AI による乗り合いタクシーの実証実験に取り組み、地域交通の検討を進めています。

JRの維持、利用促進

地域間を結ぶ唯一の幹線系交通である鉄道は、地域住民の足として欠かせないものとなっていますが、利用者の減少から維持継続が難しい中、JR北海道に対する国の経営改善命令により、沿線自治体と協力した観光・貨物利用を含めた利用促進を進めていく必要があります。

路線バスの利用促進

域内を運行する知床線をはじめ、女満別空港や札幌市を結ぶ地域間路線は時期により大きく利用者が変動する状況にあり、路線維持のため利用促進を進めていく必要があります。

観光客の移動支援

鉄道利用者や女満別空港利用者の交通手段を確保し、交通 MaaS の推進、ウトロのハイヤー不足を解消するため自家用有償旅客運送などの検討が必要となっています。

目的

町内を運行する地域公共交通は、運転手不足や利用者減少が重なり、路線バス、鉄道、ハイヤーの運営・利用に影響が生じている。

高齢者等が通院・買い物等の日常生活や観光客が移動する交通の確保、市街地・郡部・ウトロの地域課題を把握しながら、地域公共交通の確保・維持をしながら、利便性や効率性を図るよう地域公共交通計画を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
バス・ハイヤー助成利用率	34.4%	37.0%	40.0%
JRの1日乗降数	228人	250人	300人

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	バス・ハイヤー利用助成 【住民生活課】	ウトロ地域住民に対し、域内ハイヤー及び知床線利用に係る運賃助成を行い、郡部地域住民に対しては、ハイヤー利用助成を継続し、市街地交通の検討に合わせて見直しを行う。
2 ◎	路線バス運行委託事業 【住民生活課】	網走市への通院支援及びウトロからの通学支援として路線バスを委託運行する。
3 ◎	市街地交通の運行 【住民生活課】	バス・ハイヤーの運転手確保や待ち時間の解消等を補いながら、交通施策を展開する。
4 ○	鉄道の維持利用促進 【住民生活課・商工観光課】	鉄道の利用促進を進め、住民の利用だけでなく観光振興をはかりながら、路線の維持存続に向けた取り組みを沿線自治体とともに進めます。
5 ○	交通 MaaS の推進 【住民生活課・商工観光課】	交通DXにより、民間事業者と連携した交通 MaaS を推進し、検索-予約-支払いを一度で行えるシステムづくりを検討します。
6 ◎	自家用有償旅客運送等の検討・推進 【住民生活課・商工観光課】	地域交通として自家用有償旅客運送の検討に合わせてライドシェアの検討を進めます。

関連する個別計画

- 斜里町地域公共交通計画（R6～R10）
- 斜里町都市計画マスタープラン（R7～R26）
- 斜里町立地適正化計画（R7～R26）
- 斜里町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（R2～R11）
- 斜里町デジタル田園都市国家総合戦略（R6～R9）
- 斜里町観光振興計画（R6～R13）



3-2-5

海岸 ・ 河川の保全

現状と課題

海岸保全対策の促進

町は弓状をなす延長 100km に及ぶ海岸を有していますが、その全域を斜里海岸として北海道が管理しています。

この斜里海岸の内、大栄地区から峰浜地区までは、豊かな砂丘草原が広がっていますが、近年、冬期風浪や台風、低気圧などに伴う越波、浸水による浜崖が急速に進行しています。

そのため町は、背後地の漁業施設や町道の被害防止のため、北海道に海岸保全対策を要望しています。

斜里川水系河川整備計画の促進

町は109条の河川を有していますが、その内、斜里川水系、奥薬別川の主要な区域（2級河川）は北海道が管理しています。

そのため、地域住民や漁業者、農業者などの声が改修工事や維持管理に反映されるように、北海道との連携強化に努めています。

普通河川の管理強化

町には多くの小規模河川が存在していますが、普通河川登録しているのは、その内108条となっています。

なお、普通河川の多くが原始河川のため、実質的に管理している河川は18条となっており、これら普通河川は、日常的なパトロールの外、融雪や大雨などの出水期にもパトロールを行うなど、流水の機能維持と河川環境の保全に努めています。

しかし今後、気象災害の激甚化、頻発化が予測されていることから、パトロールの強化が必要となっています。

堤内地の浸水対策

斜里川水系河川整備計画の進捗に伴い、無堤防地区が解消されていますが、新たな課題として、支川（普通河川）処理が生じています。

北海道は支川処理として樋門整備を進めていますが、融雪や大雨などの出水時、樋門の全閉操作と同時に堤内地の排水処理を行う必要があることから、今後、堤内地の浸水対策の検討が必要となっています。

目的

地域住民や漁業者、農業者が、安心・安全に生活し、また安定的な経済活動を行えるように北海道と連携して海岸、河川の保全に努めます。

また、普通河川の管理強化と堤内地の浸水対策を検討していきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
累計清掃河川数 ※実質管理する河川 18 条のうち、河道内の海岸漂着物、流木などを清掃した河川数	1	10	18

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	海岸保全対策の促進 【水産林務課・建設課】	近年、前浜の浜崖が進行していることから、現状把握に努めると共に、北海道に海岸保全対策の整備推進を要望していきま す。
2 ○	斜里川水系河川整備計画の 促進 【建設課】	地域住民や漁業者、農業者との協議に基づく改修工事の推進 と、整備完了後のきめ細やかな維持管理を要望していきます。
3	普通河川の管理強化 【環境課・水産林務課・建 設課】	流水の機能維持と河川環境の保全のため、パトロールを強化す ると共に、魚道の機能回復を図ります。 また、普通河川に流入する道路排水などの水質観察に取り組みま す。
4 ○	堤内地の浸水対策 【企画総務課・建設課】	今後、気象災害の激甚化、頻発化が予測されることから、堤内 地の浸水対策を検討していきます。

関連する個別計画

- 浜の活力再生プラン (R6～R10)
- 公共土木施設の維持管理基本方針に基づく「実施計画」(H27～)



3-2-6

墓地・火葬場の適切な維持管理の推進

現状と課題

墓地区画使用权者の高齢化および遠隔地化

少子高齢化や管理者が町外在住のため、区画の草取り等の維持管理が適切に行われず隣接区画に影響を与えている。また、管理できる後継者がおらず「墓じまい」が増えてきています。

斎場施設の老朽化

開設から30年経ち全般的に傷んでいることから、予防や保全の観点から長寿命化を図らなければなりません。

目的

墓地と火葬場需要に対応するため、施設の適正な管理と用地の整備を行う。

単位施策

	単位施策名称	内容
1	霊園の維持管理の継続 【環境課】	町内の墓地（オホーツク霊園・合葬墓・ウトロ霊園、朱円墓地）の利用状況を踏まえながら、計画的に管理を行います。
2	斎場の長寿命化 【環境課】	火葬場の適正管理に努め、計画的に施設改修を行います。

関連する個別計画

- 斜里町公共施設管理計画



現状と課題

3-3-1

安定供給の確保 水源・水質・水量の

水源池の危機管理対策

近年、道内において水源池周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する関心が高まるとともに、水源池の周辺における適正な土地利用の確保が求められています。

老朽施設の更新と耐震化

水道施設のうち、高度成長期に布設された管路の老朽化など、施設の経年劣化が問題視されており、漏水被害等が町内で発生している状況であります。今後給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならないという、未だ経験したことのない時代が既に到来したといえます。

水道利用の促進と無水地区対策

本町における行政区域内全体水道普及率は85.0%になっており、水道未普及地区が存在しています。これらの地区では現在井戸水、山水等を利用している状況となっています。

郊外集落地における安定した飲料水の確保

郊外地において市街地から遠く、上水道施設がコスト高となること、身近に水資源に恵まれていたことなどから、自前の施設や組織で水を供給する「小規模水道」として運営してきました。ところが近年は、地域の人口減少や高齢化などが進み、保守に必要な共同作業や修繕などの維持管理が困難になっています。

目的

我々の日常生活に欠かすことのできないライフラインである水道が直面する課題に対処し、将来にわたって安全で安心ができる水を安定的に供給していくため、本町における水道の目指すべき姿や取組の方向性を示すことがますます重要となっています。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
水道有収率の向上	75.5%	80.0%	80.0%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	水源、水質、水量の安全確保【水道課・水産林務課】	水源池の危機管理対策として部外者の侵入を監視するシステムの検討や水資源の保全のための適正な土地利用の確保を目的とした「北海道水資源保全条例」を厳守します。

2 ◎	災害対策の推進 【水道課】	地震等の災害に備え、配水施設の耐震化や老朽管の更新を行い、水の安定供給に努めます。また、町民や関連団体と防災訓練等を行うとともに、近隣自治体との防災訓練により行政間での連携を図り、有事における対策を講じます。
3 ○	無水地区の安定供給 【水道課・農務課】	地域からの相談・要望及び実情を把握し、公営企業としての経営状況など、総合的な判断に基づき水道未普及地域の対策を検討します。

関連する個別計画

- 斜里町水道老朽管更新計画（予定）（R7-R16）



現状と課題

3-3-2

の確保

下水道事業の継続性

安定した水処理による公共水域の水質保全

下水及びし尿処理施設は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保するための施設の一つであり、公共用水域の水質を保全するための都市における根幹的な施設です。環境への負荷が少ない循環型社会を形成し、安らぎと潤いのある豊かなまちづくりを進めるうえで、下水及びし尿処理施設が担う役割は、ますます重要なものとなっています。

老朽施設の更新と耐震化

下水道は、供用開始した時点から都市が存在する限り機能を維持・向上させていかなければならない重要な都市基盤施設であり、今後老朽化施設が増加することを踏まえ、将来にわたり持続可能な維持管理と改築を行っていく必要があります。

下水道区域外住居者に対する水洗化促進

公共下水道事業の推進に伴い、区域外の家庭から排出される生活排水による水質汚濁が問題となり、生活排水の処理対策の必要性等について啓発を行なうことと、同時に浄化槽設置整備に必要な補助・資金貸付事業を継続する必要があります。

汚泥の減量化、有効利用の研究の継続

昨今の世界情勢や円安などの影響から肥料価格が高騰しており、下水処理の過程で発生する汚泥を肥料に再利用する取り組みが注目されています。国も肥料の国産化で安定供給を図るため、下水汚泥の積極的な堆肥化に乗り出しています。

目的

污水処理施設がほぼ普及し、公衆衛生の向上、生活環境の改善、河川等における水質の改善に大きく寄与してきました。下水道の整備推進による効果は、町民の暮らしと町の社会発展を根底から支えてきました。

しかしながら、人口減少・高齢化社会の到来、厳しい財源といった社会経済情勢に対する課題も含めて、下水道事業を取り巻く昨今の主な課題に対して、「安全・安心」「環境」「快適・活力」「継続的サービス」といった町民ニーズに応えるため、多様な役割を担うとともに、これらの役割を踏まえた政策展開を図っていくことが必要です。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
污水処理施設の更新率	7.0%	17.0%	27.0%

単位施策

	単位施策名称	内容
1	適正な更新計画に基づく施設の更新と運転管理の効率化【水道課】	下水道の機能を適正に維持するために、適正な施設の更新と効率的・持続的で安定した運転管理を推進し、公共水域の水質保全を図ります。
2 ○	浄化槽事業の普及促進【水道課】	生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、町民に周知を図るため、定期的な広報、啓発活動を実施します。
3	下水汚泥の有効利用【水道課】	下水処理の過程で発生する汚泥を肥料に再利用する取組を継続するとともに、発生する汚泥の減量化に努め、有効利用の研究を進めます。

関連する個別計画

- 斜里町公共下水道事業計画（R6-R10）
- 斜里町下水道事業業務継続計画（H29～）
- 斜里町公共下水道ストックマネジメント計画（R3-R7）



3-3-3

経営 上下水道事業の健全

現状と課題

公営企業、経営基盤強化へ取組

上下水道は、町民生活を支えるライフラインとして、重要な役割を担っています。しかし、近年の上下水道事業の取り巻く環境は厳しさを増しており、特に人口減少社会の到来、少子高齢化社会の進展、節水型機器の普及等による水需要の減少傾向に伴い、収入増が見込めない一方で、今後増加する老朽化した上下水道施設の更新や耐震化は急務となっています。

地域の実情を踏まえた使用料の適正化

現在、老朽化により上下水道の管路及び施設等が更新時期を迎えるにあたり、安全・安心なライフラインとして機能を維持するためには、一定の更新費用が必要となっています。また人口減少にともない、上下水道料金収入が減少しているため、事業を取り巻く経営状況は非常に厳しく、適正な上下水道料金等について考える時期に差し掛かっています。

担い手不足・広域連携

本格的な人口減少社会を迎え、水需要の減少に伴う経営環境の悪化への懸念、施設の老朽化や担い手不足などの課題に対応するため、持続可能な上下水道事業経営の体制づくりに向けて、地域における広域化等を考える時期に差し掛かっています。

目的

厳しい財政状況の中で、今後は膨大な施設の維持管理や改築に多額の財源が必要となるため、経営的視点に立って事業の効率化を図り、安定した経営を進めていく必要があります。また、人口減少・高齢化社会を迎える中で、生活様式や水利用形態にも変化が予想されるため、状況の変化に対応した効率的な整備・管理が求められます。そのため、計画から維持管理まですべての段階で総合的にコストの縮減を図り、経営の効率化を図っていく必要があります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
下水道経費回収率の向上	39.9%	50.0%	60.0%

単位施策

	単位施策名称	内容
1	事業運営の効率化 【水道課】	上下水道を取り巻く環境が変化する中で、今後もサービスを継続的かつ安定的に提供するため、健全な事業運営が求められます。一方で、人口・水量の減少等に伴い、遊休資産等も増大するものと考えられるため、ダウンサイジングやスペックダウン、施設の統廃合、運用方法の見直し、新技術の導入など、様々な方法を取り入れます。

2	下水道経営の健全化 【水道課】	下水道事業の経営の基本計画となる「経営戦略」を策定し、それに基づく計画的かつ効果的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現します。
3	上下水道 DX の推進と広域連携 【水道課】	上下水道事業は、浄水場の運転監視、管路の保全管理及び水道メーターの検針など、多くの業務で人に依存していることから、事業を安定して継続していくためには、業務の一層の効率化・省力化が必要であり、こうした課題に対処するためには、広域連携の取組と合わせ、DX を推進することが有効であることから、遠方運転監視システムの整備や AI による浄水場等の自動運転化などの取組を進めます。

関連する個別計画

- 斜里町水道事業経営戦略（H27～R6）
- 斜里町下水道事業経営戦略（H28～R7）



現状と課題

3-4-1

環境整備

防災・減災に向けた

「地域防災計画等の整備・見直し」

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて斜里町の防災に関する基本事項を定め、国や道の防災計画との整合性の確保等の観点から修正を重ねてきています。今後も新しい災害知見の反映、多様な視点を取り入れたきめ細かな災害対応方法の記載など新たな動きに対応した見直し作業を進めていく必要があります。

「防災ハザードマップの充実」

防災ハザードマップは、重要な防災情報が記載されたものであるため、災害リスクに関する新しい知見が認められたり、避難情報などに変更が生じた場合には、改訂を行い、最新の状態を維持することが求められています。

「情報連絡体制の充実」

災害情報伝達時において、情報をいち早く受け取り避難行動などの行動変容につなげることが重要であることから複数の情報伝達手段を組み合わせながら活用し、迅速かつ多様化させていくことが必要です。

目的

被害の最小化及び被害の迅速な回復を図る「減災」と「防災」を基本に、災害時に対応できる環境整備を図ります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
アンケート調査による「防災・災害対策」の満足度	3.11Pt	3.14Pt	3.17Pt

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	地域防災計画等の整備・見直し【企画総務課】	斜里町地域防災計画を現場実態に則した実効的なものとするよう、定期的な見直しを行います。また、国土強靱化計画、津波避難計画、業務継続計画、避難所運営マニュアル、行政職員初動マニュアルなど、地域防災計画を補完する各種計画やマニュアルを整備・見直します。
2 ○	防災ハザードマップの充実【企画総務課】	災害リスクに関する新しい知見や、避難方法などに関する修正事項が発生した場合には、地域住民の意向を踏まえつつ、防災マップの改訂を適宜行い、紙媒体のほか、デジタル版マップなど住民に利用しやすい形での活用を図ります。
3 ○	災害時の情報連絡体制の充実【企画総務課】	事前警戒や緊急避難の呼びかけ、被災時の情報周知など、町民や観光客への情報連絡手段や体制の充実に努めます。

関連する個別計画

- 斜里町地域防災計画（H27 全面改訂～）
- 斜里町地域強靱化計画（R6～）
- 業務継続計画（R3～）



3-4-2

地域防災力の向上

現状と課題

「自主防災組織等の強化」

コミュニティの希薄化が表面化してきた社会構造の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる外出自粛等で、コミュニティに対する価値観も大きく変化しました。一方で、災害に備え、被害を最小化するためには、自主防災組織における活動を促進させ、自助や共助を促す防災意識・対策が欠かせません。行政や自治会、民生委員活動などの既存の枠組みでの防災に偏ることなく、バランスのとれた地域防災体制を構築する必要があります。

「防災意識の啓発と防災教育の推進」

「自分たちの命は自分たちで守る」という意識を共有していくこと、自助・共助・公助の役割についての理解度の向上、地域の防災のリーダー役となる人材の育成にも努めていかなければなりません。

目的

各種防災計画に記載の事項を災害時に確実に実行するため、地域の防災意識の向上に取り組み、減災および災害対応力の強化をめざします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
自主防災組織率	64.8%	70.0	84.7
防災講座実施回数（出前講座、一日防災学校）	2回/1回	2回/1回	3回/1回

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	自主防災組織の強化と災害時要支援体制の強化 【企画総務課・住民生活課・地域福祉課・健康子育て課】	自主防災組織活動カバー率は、担い手不足などにより 64.8%と、全国平均の 84.7%を下回る状況にあり、大規模災害にも対応できるよう組織化を促します。災害ボランティアの受入円滑化に向けた関係機関と連携、個別避難計画の策定支援など災害時要支援者体制の強化に努めます。
2 ◎	防災意識の啓発と防災教育の推進 【企画総務課・学校教育課】	総合防災訓練、広報紙や防災マップ、防災教材等を通じて、正しい知識や防災意識の啓発を行うとともに、教育機関と連携した防災教育を推進し、各機関・団体・組織の自主的な防災訓練の実施を促します。

関連する個別計画

●斜里町地域防災計画（H27 全面改訂～）

●斜里町地域強靱化計画（R2～R5）



現状と課題

3-4-3

づくり

災害に強い社会基盤

「社会基盤の防災対策の強化」

近年では、平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動とその影響が全国各地で現れています。こうした激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、様々な行政機関による社会基盤整備の結果、年々改善されてきていますが、橋梁や公共施設など社会基盤の耐震強化や、備蓄資材の充実、指定避難所の生活環境の充実、避難経路の整備や、避難所環境の充実などが求められています。

「社会基盤の適正な管理」

既存の社会基盤の適切な維持管理や更新はもとより、脱炭素社会の実現も見据えた災害に強い基盤づくりも必要となっています。そのため、災害が起きうることを前提に、関係機関とも連携をしながら社会基盤の整備を進め、被災のリスクを確実に低減させていくことや再生可能エネルギーの活用を含めた持続可能な社会基盤づくりが課題となっています。

目的

被災リスクを低減させるためには、社会基盤の整備・充実が不可欠かつ効果的であることから、関係機関と連携しつつ、計画的な整備を進めていきます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
指定避難所の非常用電源等の確保	46%	80%	100%
災害用マンホールトイレ整備基数	0基	10基	20基

単位施策

	単位施策名称	内容
1	社会基盤の防災対策の強化 【企画総務課・建設課・水道課】	指定避難所の非常用電源設備等の整備や、指定避難所の生活環境の充実、備蓄資機材の充実、より安全で円滑な避難経路の確保など、防災・減災に資する対策の強化を計画的に推進します。
2	社会基盤の適正な管理 【農務課・環境課・企画総務課】	排水機場や指定避難所など、防災・減災につながる施設・設備の適正な管理や災害時における通信基盤の強化、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な社会基盤づくりを計画的に推進します。
3 ○	関係機関との連携強化 【建設課】	道路、電力、通信などライフラインのさらなる安定・強化のため、関係機関・団体・地域住民と連携し、整備を促進します。

関連する個別計画

- 斜里町地域防災計画（H27 全面改訂～） ●斜里町地域強靱化計画（R2～R5）
- 斜里町公共施設等総合管理計画（H27～R22）



3-5-1

消防体制の強化

現状と課題

消防施設・組織

平成 29 年に運用開始した通信指令システムは、10 年を目途にシステムの更新が必要となっており、今後、機能の向上やより効率的な運用を検討する必要があります。

国の消防水利の基準に基づき、老朽化が進む消防水利の更新や計画的な整備をする必要があります。

消防車両や消防団詰所についても老朽化が進んでいるため、整備や更新する必要があります。

多様化する消防業務に対応するため、職員の資質の向上と適切な人員の配置が必要です。

消防団体制

地域防災の中核を担う消防団の団員数は減少傾向にあり、地域の安全・安心の確保のためには、今後、積極的な体制維持に向けた取組が必要です。

予防業務の推進

建築物の複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、予防技術資格者（危険物・消防用設備等・防火査察）を養成する必要があります。

目的

迅速かつ確実な消防業務を遂行するため、消防施設や設備の整備や更新を進めるとともに、消防職団員の安定的な確保を目指し、安全かつ迅速な対応ができるよう消防技術の習得に努め、消防組織力の向上を図ります。

また、火災から町民の命と財産を守るため、火災予防対策の推進に努めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
消防水利整備数（10 年累計）	3 基	10 基	15 基
消防団員充足率	86%	95%	100%
予防技術検定資格取得者の総数	10 名	15 名	20 名

単位施策

	単位施策名称	内容
1	通信指令・無線設備の維持	災害通報の受付、情報収集等を的確に行い各種災害へ迅速に対応できるよう保守及び更新をします。
2	消防車両の整備・更新	災害から住民の生命、身体、財産を守るため、車両等の資機材整備を充実させます。

3	消防水利の維持管理	消火栓・防火水槽の点検及び修理の実施とともに、災害により消火栓使用不可時の水利として、耐震性防火水槽の整備を検討します。
4 ○	消防団の充実	消防団員の技術向上を図るため各種教育訓練へ参加するとともに、地域の期待に応えられる消防団活動が行えるよう組織の充実・強化に努めます。
5 ○	火災の予防	春季・秋季火災予防運動を実施し火災予防の普及啓発や防火対象物が行う消防訓練の指導を行います。

関連する個別計画

- 斜里地区消防組合消防計画



3-5-2

救急体制の高度化

現状と課題

救急需要

現在、少子高齢化と在宅療養の増加により救急需要が拡大しています。今後も更なる増加が予測されており、増大する救急需要に適切に対応していく必要があります。

救命の連鎖

緊急性の高い傷病者への救急体制を充実させるため、早い段階から住民による応急手当が行われ、救急隊から病院へと繋がる救命の連鎖を強化する必要があります。

救急・蘇生ガイドラインへの対応

5年に一度改定される日本の救急、蘇生に関するガイドラインに対応し、迅速かつ適切な救急活動を行うためには、救急救命士の処置拡大資格の取得や各種教育訓練に積極的に参加し、救急技術の習得に努める必要があります。

目的

多様な状況下での的確な判断に必要な知識と技術の修得を目指すとともに、特殊災害や感染症への対応を踏まえた資機材の計画的な整備を進め、救急活動の高度化に努めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
処置拡大認定救命士の総数	15名	20名	25名
応急手当講習受講者数(単年度)	238名	400名	400名
各研修・検証会への延べ参加人数(単年度)	136名	150名	150名

単位施策

	単位施策名称	内容
1	救急救命処置資機材等の更新	集団災害や感染症等に対応した資機材の備蓄管理や救急医療の高度化に対応する資機材の更新を実施します。
2 ○	応急手当の普及促進	救命入門コース・普通救命講習・上級救命講習を開催し、普及します。
3	救急救命士・隊員の育成	救急救命士生涯教育のため、3次病院を含む病院実習や他の消防との連携・情報共有を図り、関係機関が開催する研修会等に参加します。また、救命活動に必要な知識・技術習得のため、各種資格を取得します。
4	救急症例検討会等への参加	救急活動事後検証研修会やドクターヘリ等の症例検討会に参加し救急業務の高度化を図ります。



現状と課題

3-6-1

充実 くらしの 支援体制の

防犯の推進

関係機関との連携による適切な情報提供により、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの活動を推進し、防犯街路灯や防犯カメラなどによる、安全で住みよい街まちづくりを進めます。

交通安全の推進

交通安全に関する指導、教育、啓発など自治会や学校等と連携しながら行っていますが、学校生徒の交通事故防止に成果を見せるも高齢運転者の交通事故が増加していることから、高齢者の免許返納を含めた交通安全対策が課題となっています。

消費者意識の啓発や情報提供

消費生活が多様化する中で、悪質商法の被害防止や食の安心安全など一人ひとりが正しい知識を身につけ賢い消費者となるよう啓発と情報提供を行い、消費生活相談員を配置し、消費生活相談や関係団体と連携し、啓発活動等を行っていくことが必要となっています。

目的

関係団体等と連携し、犯罪のない地域の中で町民が安心して暮らせる防犯活動を促進するとともに、住民一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを実践できる交通安全施策を進め安心、安全なまちづくりをすすめます。

消費者の権利を守るとともに、相談体制の充実と各団体、機関と連携し、消費生活知識の啓発と普及を図り、消費者保護を進め安心なまちづくりを進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
交通安全・防犯対策満足度	3.28pt	3.38pt	3.50pt
消費者相談件数	16件	20件	25件

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	防犯環境の整備と防犯意識の啓発・高揚 【住民生活課】	地域との連携により、継続的に環境点検や確認を行い、警察や町内関係団体と連携し、防犯に対する意識の啓発、高揚を高齢者に重点を置きながらすすめます。
2 ◎	犯罪被害者等支援 【住民生活課】	犯罪被害者等に対する理解を深め、共に支え合い、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

3 ◎	交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発・高揚 【住民生活課】	国、北海道、警察、自治会等と連携し、スクールゾーンなどの交通安全施設の維持、整備を行い、街頭啓発やパトロール、各運動期間における活動を推進するとともに、幼稚園や保育園（所）、町立学校、老人クラブ等における交通安全教室を実施します。
4 ○	消費者保護と相談体制の充実及び情報共有 【住民生活課】	消費者への意識啓発や情報提供を行い、消費者協会の活動を支援するとともに、相談員による相談体制を維持し、定期的に弁護士による法律相談を実施し、警察や町内の各種相談員との情報共有と定期的な情報交換会を実施します。



現状と課題

4-1-1

地域医療体制の充実

北網医療圏域での連携

地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、町内医療機関及び北網医療圏域の地域センター病院である網走厚生病院をはじめ、専門病院との機能分担、連携体制を維持し、町民が安心して診療できる体制づくりを進めています。

在宅医療の推進

令和7（2025）年に迫る地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療の充実と医療介護の連携を図り、多職種間で顔が見える連携、在宅医療提供時の支援体制検討等の活動を実施しています。

健康危機時の影響最小化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、町民の健康や生活、経済活動等に大きな影響を及ぼしています。今後は、感染症や自然災害によって健康危機となる状況の発生に備え、町民の健康や生活等に及ぼす影響を最小限に抑える対策が求められています。

地域医療体制の整備

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年度以降は、医療サービス受給者の更なる増加が見込まれていることから、地域医療機関と連携し、町民がいつでも安心して医療サービスを受ける体制づくりが必要です。

目的

斜里町で暮らす方々が、いつでも適切な医療が受けられる地域医療や救急医療の体制を維持するとともに、感染症や災害時の健康危機管理にも対応できる医療提供体制の確立を目指します。



数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
医師の人口10万人当たり人員数	52.55	61.31	70.07
満足度調査による平均点	2.53	向上	向上

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	広域的な医療体制の充実 【健康子育て課】	町内外の地域センター病院、専門病院等と連携し、2次・3次医療圏における地域医療体制（救急医療、周産期医療、脳神経外科への助成等）の維持を図ります。
2 ◎	在宅医療体制の構築 【国保病院 地域連携室・健康子育て課・地域福祉課】	在宅医療の推進に向け、介護職を含めた多職種の連携によるネットワーク構築を行い、斜里町で暮らす方が気軽に相談、治療が受けられるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

	単位施策名称	内容
3 ○	新たな感染症等におけるタ イムリーな情報提供 【健康子育て課】	新たな感染症等の発生に際し、予防対策の周知を行い、予防対 策の理解促進を図ります。
4 ○	医師確保対策の充実 【健康子育て課】	将来医師として、国保病院に従事される方に対し修学資金を貸 付することにより、医師の確保を図ります。

関連する個別計画

- 北海道医療計画（R6～R11）
- 第9期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R6～R8）
- 斜里町国民健康保険病院 経営強化プラン（R6～R8）
- 第3期斜里町健康増進計画（R6～R17）



現状と課題

4-1-2

国保病院の充実



診療体制

現在の国保病院は、6診療科（内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科）を常勤医師4名と非常勤医師で診察を行っています。町内で唯一の入院医療を提供している公立病院となっていますが、医師をはじめとする医療従事者の確保が厳しい状況にあり、令和6年度からの「働き方改革」により、人材確保はさらに厳しい状況となっています。

施設の状況

現在の国保病院の施設については、昭和62年に全面改築を行い35年以上が経過していることから施設の老朽化が進んでおり、将来的に改築又は大規模改修の検討が必要となっています。

地域包括ケアシステムの構築

斜里町の人口減少、少子高齢化が急速に進展する中で、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、他の医療機関や介護サービス事業者等と一層の連携強化を図りながら地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

国保病院の安定経営

国保病院が地域になくてはならない病院として持続可能な病院経営を進めるためにも、収益の確保や費用の削減とあわせて、役割や機能を果たすための適正な施設の規模、人材の確保、デジタル化への対応等、経営の効率化を図りながら安定運営を進めていく必要があります。

目的

町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上でも、持続可能な地域医療体制の確保が必要であり、斜里町唯一の公立病院である国保病院の充実が不可欠です。

そのためにも、医師や医療従事者等のマンパワー不足の改善と資質向上を図るとともに、地域における国保病院の役割や機能を果たすため、医療・介護等の連携強化を進めます。また、持続可能な医療サービスを提供するためにも、国保病院の安定運営に努めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
常勤医師数	内科2名 外科1名 整形外科 1名	内科3名 外科1名 整形外科 1名	内科3名 外科1名 整形外科 1名
病床利用率	64.7%	65.0%	80.0%
訪問診療患者数	24人	25人	30人
満足度調査による平均点	2.53	向上	向上

単位施策

	単位施策名称	内容
1	医師・医療従事者のマンパワー不足の改善 【国保病院】	現在の診療体制の維持や働き方改革への対応等のため、医師・医療従事者等のマンパワー不足の改善に努めます。 また、医師や医療従事者の負担軽減や業務の効率化のため、タスクシフト・シェアを進めます。
2	医療サービスの向上 【国保病院】	医療従事者等の定期的な接遇研修を継続的に実施し、町民に信頼される安心安全で快適な医療サービスの向上に努めます。
3	地域包括ケアシステムの構築 【国保病院・地域福祉課】	人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、在宅医療（訪問診療）を実施するとともに、他の医療機関や介護サービス事業者等との連携強化を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進めます。
4 ◎	病院ボランティアの育成 【国保病院】	町民・ボランティアなどによる情報発信、外来案内活動等の取り組みを検討し、地域全体で支え合う仕組み作りを進めることで、信頼される病院をめざします。
5	経営の安定化と医療施設・医療機器の計画的な整備 【国保病院】	経営の改善に向けて、地域包括ケアシステムの構築や健康診断等の充実等により患者数の確保を図るとともに、適切な診療報酬の獲得や費用の縮減を図ります。 また、適切な医療サービスを提供するためには、医療施設の充実が不可欠であり、老朽化している施設や医療機器等の計画的な整備を進めます。

関連する個別計画

- 斜里町国民健康保険病院 経営強化プラン（R6～R8）



現状と課題

4-2-1

健康寿命の延伸



健康づくり

斜里町民の健康寿命は男女ともに延伸しており、今後も健康に自立して生活できる期間を最大限伸ばす取り組みを推進する必要があります。

赤ちゃんからお年寄りまで

健康増進を推進するためには、健康に関する生活習慣の改善に加え、がんや生活習慣病の発症予防、疾病の重症化や合併症を防ぐことが重要です。赤ちゃんからお年寄りまで、斜里町に暮らす方全員が、健康でいきいきと健やかに暮らすことができるまちづくりを目指すことが必要です。

心の健康

自殺やうつ病などが増加し、社会的な問題となっています。ストレスに対するセルフケアの方法や、心の病気の正しい知識、相談窓口等、心の健康づくりについての対策が必要です。

目的

斜里町に暮らす方が自立して生活できる期間を延ばすため、町民の自主的な健康づくりを促進する環境整備を行います。町民が日々の生活の中で、運動機能低下や、生活習慣病の発症予防に取り組めるよう、健康づくりを主体的に捉え、将来にわたって健やかで心豊かに暮らせる未来を目指します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
健康寿命	男性 80.4 歳 女性 84.7 歳	男性 81.0 歳 女性 85.0 歳	男性 82.0 歳 女性 86.0 歳
がんによる年間死亡率（人口動態統計）	32.6%	31.0%	29.0%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	健康づくりの活性化 【健康子育て課】	町民、地域、関係機関と連携し、健康無関心層への働きかけや健康づくり活動に携わる人材育成、企業等を通じた働く世代へのアプローチ等、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
2 ◎	健康づくり情報の発信 【健康子育て課】	適度な食生活、適度な運動、禁煙、歯と口腔ケア、十分な睡眠、健康診断受診等、推奨される行動を積極的に発信、モデル化を行う。
3 ◎	自殺予防対策の実施 【健康子育て課】	若年層を対象とした中学生への「SOS の出し方教室」をはじめとする、自殺予防の普及啓発を行い、町民全体への心の健康づくりを進める。

関連する個別計画

- 第3期斜里町健康増進計画（R6～R17）
- 第2期斜里町国民健康保険保健事業実施計画（R6～R10）



現状と課題

4-2-2

健康意識の向上

健康に係る課題

生活スタイルの変化や核家族化等による地域のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の減少など、健康づくりの意識や活動の停滞が懸念されています。

健幸ポイント事業

地域包括ケアシステムにおける介護予防の推進のため、高齢者に運動機会を提供し、スタンプを集める「いきいき 100 歳体操」、毎日歩くことでポイントが貯まる「ウォーキング健幸ポイント」をはじめ、町民主体の活動を促進しています。健康意識の向上に向け、生活習慣を改善する動機づけとなるよう、高齢者に自身の身体状態を把握してもらう取り組みを実施しています。

特定健康診査・特定保健指導

特定健診は、常に受診率向上を目指しておりますが、近年受診率は伸び悩みの傾向にあります。特定保健指導は個別勧奨結果が不調であること、指導対象への指導率が低下傾向にあります。

目的

町民のだれもが健康意識を高め、望ましい生活習慣を確立するために、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、町民が「運動・栄養・休養」という 3 つのバランスを保ち、生活習慣の改善にむけ、健康づくりや介護予防に関する意識啓発及び機会の創出を推進します。



数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
しゃり健幸ポイント事業登録者数 ※100歳体操・ウォーキングの総数	921	1,100	1,500
特定健診受診率	29.0%	45.0%	60%
特定保健指導率	21.0%	45.0%	60%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	しゃり健幸ポイント事業 【健康子育て課】	いきいき 100 歳体操、ウォーキングポイント事業での参加状況に応じたポイント交換により、健康意識の向上に繋げる。
2 ◎	特定保健指導 【健康子育て課】	特定健康診査の結果で、生活習慣病の発症リスクが高い方に、受診率の断層化で区分し、専門職が対象者の状況に合わせ、生活習慣見直しのサポートを行う。
3 ◎	相談体制の充実 【健康子育て課】	町内の相談支援体制に加え、新たに ICT を活用した自動プログラム等の体制づくりを目指します。

関連する個別計画

- 第3期斜里町健康増進計画（R6～R17）
- 第2期斜里町国民健康保険保健事業実施計画（R6～R10）



現状と課題

4-3-1

高齢者福祉の充実



高齢化率と健康寿命

斜里町の高齢化率は令和 5（2023）年 4 月現在 34.78%、町民の 3 人に 1 人が高齢者です。高齢者の 16.47%が要介護認定を受けており、介護サービスを必要としています。健康寿命の延伸と介護保険制度の安定的な運用が課題です。

認知症への理解

令和 12 年（2030）年に向けた推計で、高齢者の約 5 人に 1 人が認知症高齢者となり、家族介護者は認知症への対応に不安を抱えています。認知症に対する理解の促進や支援する人材の育成など、認知症の人とその家族が、地域で安心して暮らしていける支援体制が必要です。

福祉・介護人材の確保

福祉・介護現場における有効求人倍率は、全職種と比して高水準にあり、介護人材の需給推計では令和 7（2025）年には北海道内で約 1 万人の介護職員が不足する見込みです。福祉・介護に携わる人材確保が課題となっています。

目的

少子高齢化、人口減少が進行する中で安らかに暮らしていくためには、町民一人ひとりの健康寿命をいかに延ばしていくかが大切です。

「健幸」とは、「誰もが幸せで健やかに人生 100 年時代をいきいきと暮らせるように」という意味が込められています。斜里町で暮らす方々が、「健幸」の実現に向けて心身ともに健やかに生活できるまちづくりを目指します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
しゃり健幸ポイント交換者数			
※100歳体操・ウォーキング・ボランティアの総数	783	900	1,020
介護従事者人材確保事業利用者数	—	10	20

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	介護予防の推進 【地域福祉課・健康子育て課】	健康寿命の延伸に向けた健康づくりの取組と、生活機能の維持を図る介護予防の取り組みを一体的に実施します。サロン等に保健医療分野の専門職を派遣する等、住民主体での取組の充実を支援します。

2 ◎	生きがいづくり・活躍の促進 【ゆめホール知床・地域福祉課】	高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、社会貢献活動や健康づくり活動等の場を創設する等、生きがいづくり、活躍を促進します。
3 ◎	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進 【地域福祉課】	認知症地域支援推進員による相談、認知症サポーター養成の取組、認知症初期集中支援チームによる支援等、認知症の人と家族を支える体制を整備し、やさしい地域づくりを推進します。
4 ◎	生活支援体制の充実 【地域福祉課】	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、医療・介護・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。
5 ◎	福祉・介護人材の充実 【地域福祉課】	福祉、介護を担う人材を育成・確保し、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

関連する個別計画

- 第9期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R6～R8）
- 第2期斜里町国民健康保険保健事業実施計画（R6～R10）



4-3-2

心かよう地域福祉



現状と課題

地域共生社会の実現

斜里町では、地域に住む一人ひとりが、隣近所に関心を持ち、困ったときは「お互い様」「誰ひとり取り残さない」の心で助け合えるまちを目指し、「地域包括ケアシステムの構築」、「地域共生社会」の実現に向け、地域の助け合いの仕組みづくりは重要です。

包括的な相談対応

引きこもりや社会との関係性の希薄化等による複雑化・複合化した問題について、包括的な相談対応を行うとともに、問題の解決に向けた会議を開催し、関係機関と連携を図りながら支援を行う体制が必要です。

権利擁護

障がい者や高齢者一人ひとりの意思をくみ取り、個人の尊厳を守る適切な支援に繋げるべく、体制整備が求められています。

生活困窮者への支援

生活困窮者の自立を支援するため、関係機関と連携した相談体制の整備に加え、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等への支援体制が必要です。

目的

斜里町に暮らす方々が、住み慣れた地域で安心して生活し、生涯を通して充実した人生を送るために、社会福祉法人をはじめとする福祉サービスの充実を図るとともに、地域で支えあう福祉活動の推進に取り組むことで、健やかな地域共生社会づくりを実現します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
「家族や友人・知人以外の相談相手」が「いない」割合	5.2%	4.0%	3.0%
「地域づくりを進める活動への参加意向」で「参加したくない」割合	39.0%	35.0%	30.0%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	包括的な相談支援体制の構築【地域福祉課】	制度の狭間と言われる新たな課題に対応するため、多機関・多職種連携での相談支援体制の構築を進めます。
2 ◎	住民参加による福祉活動【地域福祉課】	地域の困りごとを行政だけに頼らず、地域住民参加型で解決していくまちづくりを進めます。
3 ○	生活困窮者への支援【地域福祉課】	民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、生活困窮者の支援を行います。

4 ◎	介護者（ケアラー）への支援 【地域福祉課・健康子育て課・児童育成課】	介護者（ケアラー）を地域社会全体で支えるため、北海道のケアラー条例に基づき、相談・協力等の支援体制を構築します。
5 ○	更生保護活動への支援 【地域福祉課】	更生保護に携わる保護司会の活動を支援するとともに、更生保護活動の広報及び周知を進めます。 ○この施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられます。

関連する個別計画

- 第9期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R6～R8）
- 第7期斜里町障がい者計画・障がい福祉計画（R6～R8）
- 第3期斜里町障がい児福祉計画（R6～R8）



現状と課題

4-3-3

障がい者福祉の充実



障がいへの理解

令和 4(2022)年度に実施した斜里町民アンケート調査で「お住まいの地域は障がいのある人にとって暮らしやすい地域である」の問いへの回答平均点が「2.52点」と福祉の調査項目で最も低い数値となっています。障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現を目指し、障がいの特性および障がいのある人に対する理解を更に深める必要があります。

差別解消

令和 3(2021)年に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部が改正され、差別解消を図ることが求められておりますが、社会的障壁を取り除くための調整、合理的配慮について、社会全体へ十分に浸透していない現状にあります。

地域生活

令和 5(2023)年度に実施した「障がい福祉サービス等 アンケート調査」で、住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考える人が多い中、障がいのある方自身や家族の高齢化に伴う将来への不安や、障がいの状態や程度に起因する様々な生活への不安を抱えており、これらの不安解消と生活支援の充実が求められています。

就労機会

障がいのある方の経済的・雇用不安の解消に向け、働く意欲のある人がその適性に応じて働くことが出来るよう多様な就労の機会が必要です。

目的

障がいのある方が地域や社会で受け入れられることで、障がいや特性の有無を認め合いながら地域で共に暮らせるよう、幅広い年代の関心を高める機会を増やすとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。また、地域で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携した就労支援の充実や個々のニーズ、状況に応じたサービスの利用による活動機会の充実を図ります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
基幹相談支援センター年間相談件数	—	増加	増加
就労系サービス年間利用件数	52件	増加	増加
障がい福祉人材の確保 (相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 研修修了者数)	8名	増加	増加

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	障がい者理解の促進 【地域福祉課】	障がい特性や配慮の必要性について、学習会や講演会等を開催し、町民や企業等の理解を促し、誰もが地域で社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。
2 ◎	障がいを理由とする差別の解消【地域福祉課】	社会的障壁除去に向け、社会全体の合理的配慮を促し、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
3 ○	施設入所者の地域生活への移行【地域福祉課】	社会福祉法人斜里福祉会と連携し、日の出学園入所者の地域生活移行に向け、支援体制の整備を進めます。
4 ○	障がい者支援の提供体制の整備【地域福祉課】	生活環境のバリアフリー化をはじめ、障がい福祉サービスの提供、相談支援体制の充実を図ります。

関連する個別計画

- 第7期斜里町障がい者計画・障がい福祉計画（R6～R8）
- 第3期斜里町障がい児福祉計画（R6～R8）



現状と課題

4-4-1

乳幼児期の教育・ 保育環境の充実



ニーズに対応した幼児教育・保育の確保

少子化が進む一方で3歳未満児の利用割合の増加傾向により待機児童が生じることがあります。仕事と子育ての両立支援には保育環境の充実が重要であり、専門性を有する職員配置による安定的な受け入れ体制づくりと質の向上が求められます。

また、老朽化施設については児童数の推移を勘案し安全性や機能向上を考慮し集約・統合について検討する必要があります。

多様な保育ニーズへの対応

就労形態の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育事業を実施し、保育 ICT の導入により利用者の利便性と業務の効率化を図っています。

障がい児へのきめ細かい保育、外国籍児童家庭への配慮、また、現在は検討に至っていない体調不良児や病児・病後児保育、医療的ケア児の受け入れなど、地域の保育ニーズを適切に把握し柔軟に対応できる体制づくりが求められます。

地域とのつながりと幼保小連携の推進

平成 30 年度より保育園・保育所、幼保連携型認定こども園は共通した幼児期の教育・保育の概念を持つ施設となり、自然環境や地域社会との関わりの中で子どもが体験し学ぶ機会の充実も期待されています。

また、子どもの円滑な就学に向けた学校との連携、協力の強化もより一層求められています。

目的

経済的理由や意識の変化により、子どもが小さいうちから就労を希望する女性は増加傾向にあり、同時に保育ニーズも多様化しています。仕事と家庭の両立支援に保育環境の充実は最も重要な条件といえ、安心・安全な体制づくりを進めます。

また、幼児教育・保育施設は子どもが生きる力の基礎を培う場でもあり、斜里町に住む一人ひとりの子どもの健やかな成長を目指し、教育・保育の質の向上を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
待機児童数	5人	0人	0人
一時保育等臨時的預かり事業の利用児童数	843人	増加	増加
幼児教育関連の交流事業数	4回	9回	増加

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	幼児教育・保育の受け皿の確保 【児童育成課】	児童人口推移に対応した保育の受け皿確保を行います。 老朽化施設について他施設との統合を含め施設整備を検討します。
2 ○	保育サービスの充実 【児童育成課】	国の政策を的確に見極め、地域ニーズに合った各種保育事業を展開します。
3 ○	幼保小連携の推進 【児童育成課・学校教育課】	幼児教育・保育施設と学校との相互理解を深め、円滑な連携と接続を図ります。

関連する個別計画

- 第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)
- 第6次斜里町生涯学習推進計画(R6～R10)



4-4-2

子育て支援の充実



現状と課題

多様な子育てニーズへの対応

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の下、保育所等の施設利用以外の子育て支援についても地域のニーズに基づき自治体が主体となって進めることとなり、斜里町では子育て支援センターでの親子の交流や相談事業、子育て備品の貸与、ファミリー・サポート・センター開設等事業充実を図ってきました。

子育て家庭を取り巻く環境の変化に合わせ、必要な人に必要な地域資源を確実につなげることが重要です。

課題や困難を抱える家庭への支援

令和 4 年度に子育て世代包括支援センターを開設し令和 5 年度には子育て支援センター機能を集約することにより、妊娠・出産・子育ての切れ目の無い支援体制の整備を進めています。

子どもに関する課題は複雑で長期化する場合も多いことから、地域の関係機関の連携により継続した支援体制づくりが求められています。

療育事業の充実

子どもの発達における課題を早期に発見し適切な支援に繋げるため、就学前の子どもについては斜里地域子ども通園センターが窓口となり相談・療育に取り組んでいます。

斜里郡三町の療育を担う機関であり、近年、相談件数が増加傾向にあることから専門性を有する職員の安定した配置を行うとともに、就学後への接続として関係機関との丁寧な連携も重要です。

施設が老朽化しており、他施設との統合・機能集約化等の検討が必要です。

目的

少子化や核家族化、ライフスタイルや価値観の多様化、そして地域とのつながりの希薄化等により『孤育て（孤独な子育て）』の中で悩みを抱える家庭が増えてきています。

保護者が子どもを産み育てることに喜びを感じ、子ども・子育て家庭の置かれている環境によらず全ての子どもの権利が尊重されるよう、妊娠・出産・子育て期を通じた関係機関による重層的な支援を推進します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
親子の交流事業の参加者数	2,709 人	増加	増加
障がい及び発達に関わる相談件数	93 件	増加	増加

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	子育て家庭の交流事業の充実 【児童育成課・健康子育て課】	子育てを楽しんでいる取組や専門性を持つ関係機関と連携しながらの講座の実施など子育て期の学びを充実させます。
2 ○	子育て支援施策の総合的な推進 【児童育成課・健康子育て課・地域福祉課】	子育ての相談や困難ケースに関係機関と連携し対応します。児童福祉法の改正に基づき母子保健と児童福祉機能を一体的に行うこども家庭センターの開設を進めます。
3 ○	療育事業の充実 【子ども通園センター】	斜里郡三町の子どもの療育を行います。関係する職員への研修機会の提供や保護者支援により一人ひとりの子どもの育ちを支える地域づくりを進め、施設環境の改善について検討します。

関連する個別計画

- 第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)
- 第3期斜里町健康増進計画(R6～R17)
- 第7期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画(R6～R8)
- 第3期斜里町障がい児福祉計画(R6～R8)



現状と課題

4-4-3

子どもの育ちの

支援の充実

子どもの居場所の充実

町内では子どもが日常的に遊びや様々な体験を通じて学ぶ居場所として、児童館やウトロ子どもセンター、放課後児童健全育成事業である仲よしクラブを開設しています。学校、家庭以外の場で子どもと継続的に関わる機関として、近年、子どもを取り巻く様々な課題への関わりも重要となっており職員の専門性の向上が求められています。また、多世代交流や子ども自身が困難な事情を抱えるときに安心して頼ることができる「第三の居場所」についても検討が必要です。

子どもの主体性の尊重と参画機会の充実

子どもが年齢と発達に応じて参加し意見を述べることは、子どもの権利条約における子どもの権利でもあり、その保障は令和5年4月施行のこども基本法において国や自治体の政策の中においても求められます。

子どもの環境から「空間・時間・仲間」の3つの「間」が消えていると言われて久しくなりますが、決められた枠組みの中での活動が増え、子ども自身が考え、行動し、結果までを体験できる機会は多いとは言えません。子どもの主体性を育み、一人ひとりの持つ力を発揮できる環境づくりは、小さな取組から様々な分野で意識的に創り出す必要があります。

地域で子どもを育む意識の醸成

ボランティア等の地域の大人との関わりは、子どもにとって多様な価値観や社会とのつながりを学び、未来の夢に出会えるチャンスや、また、関わる大人の側もやりがいや生きがいを見いだすことができる可能性を秘めた貴重な機会といえます。

また、その中で子どもの小さなSOSサインも気づきやすいといえ、子どもの育ちのためには、子どもを守り育てようという地域の意識醸成が大切です。



目的

子どもは大切にされ認められることで自己肯定感を持ち、周囲の人と関わることで協調性や協同性、社会との関わり方、人への思いやりの心を学びます。多くの人に支えられ育つことは将来子どもが社会を支える力となるといえ、地域はその力を育てる土壌です。

一人ひとりの子どもの育ちを守り支えるという意識醸成を図り、みんなで子どもの育ちを応援できる地域づくりを進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
児童館・ウトロ子どもセンター利用児童数	8,656人	増加	増加
子育て関連事業のボランティア登録人数	38人	増加	増加

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	子どもの居場所づくりの推進 【児童育成課】	児童館、仲よしクラブなどの事業、遊び場の充実を進めます。多世代が交流できる居場所づくりについて検討します。
2 ◎	子どもの参画機会の確保 【児童育成課・学校教育課・公民館・健康子育て課】	子ども自身が地域・社会との関わりの中で考え、意見を表明し、主体的に参画する活動を年齢や発達の程度に応じ尊重し後押しするよう取り組みます。
3 ◎	地域の子育てボランティア活動の推進 【児童育成課】	子どもに関わるボランティア活動を推進し、地域の多くの人が子どもの健やかな成長を応援しようとする意識の醸成を図ります。

関連する個別計画

- 第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)
- 第6次斜里町生涯学習推進計画(R6～R10)



5-1-1

教育力の向上

豊かな心を育む

全国的な動向として、友だちや仲間のことなどで悩む子どもが増えており、人間関係の形成が困難かつ不得手になっていると言われていています。思いやりの心を持ち、友だちや周りの人と楽しく過ごせるようコミュニケーション能力の向上は必要不可欠であり、いじめの未然防止にもつながります。学校を卒業し、円滑な社会的自立を図って行く中で、企業が採用選考時に最も重視している点は、コミュニケーション能力であるとの調査結果があります。また、令和4年度に町教委が実施した「教育に関する保護者の意識調査」では、学校生活で子どもに身に付けてもらいたい力として、「豊かな人間性の形成」が最も多い結果となっています。

学力の定着・体力の向上

全国学力・学習状況調査結果において、全国・全道の平均得点を下回る結果が続いています。児童生徒の躓きを早い段階で把握することが重要です。また、全国体力・運動能力調査結果においては、学年や性別によって得意能力にばらつきが見られます。



目的

義務教育段階において必要な“豊かな人間性”を育てる学習活動を推進します。学力では、「主体的・対話的で深い学び」に重点を置き、個別最適な学びの体制整備を図ることで、基礎学力の定着による向上をめざします。また、体力向上と健康づくり教育の取組を強化します。これらの取組の促進と情報活用能力育成のため、学校 ICT 教育の創意工夫による充実を図ります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
全国学力調査「友達と協力するのは楽しいと思いますか？」で肯定的な回答 ・全道対比 上段:小学6年/下段:中学3年	+4.0% +1.2%	増加 増加	増加 増加
全国学力調査 平均正答率【国語】 ・全道対比 上段:小学6年/下段:中学3年	△3.0% △2.0%	±0 ±0	+1.0%以上 +1.0%以上
全国学力調査 平均正答率【算数・数学】 ・全道対比 上段:小学6年/下段:中学3年	△2.0% △9.0%	±0 △5.0%	+1.0%以上 ±0
全国体力調査「運動やスポーツをすることは好きですか？」で肯定的な回答 ・全道対比 上段:小学5年 男子/女子 下段:中学2年 男子/女子	+4.5%/+3.2% +7.3%/+16.6%	同等 同等	同等 同等

※「全国学力調査」＝全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙

※「全国体力調査」＝全国体力・運動能力、運動習慣等調査

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	豊かな心の育成 【学校教育課】	道徳教育、豊かで多様な体験活動、キャリア教育、人権教育、ジェンダー教育などのさらなる推進により、コミュニケーション能力等の育成を図ります。
2 ○	基礎学力の定着による学力向上 【学校教育課】	少人数学級のための臨時教員、習熟度別指導やチームティーチングを継続実施するための教育活動支援講師、外国語学習のためのアシスタントティーチャーなどを継続配置するほか、学習用端末を活用した効果的な学びを促進し、放課後学習の定着を図ります。また、「学力向上推進計画」を見直し、目標の実現に向けた取組を実施します。
3	授業力の向上 【学校教育課】	主体的・対話的で深い学びの定着を実現するため、教員のための多様な研修機会の充実を図ります。また、指導主事を継続配置することで、学校と密接に連携し、授業改善に取組めます。
4 ○	体力向上と健康づくり 【学校教育課】	学年や性別により得意能力に差があるため、毎年度実施している体力テストの結果を踏まえた取組を実施します。また、運動習慣づくりや、う歯保有率の減少をめざす取組など、健康教育を進めます。
5 ○	個別最適な学びの実現 【学校教育課】	特別支援教育の充実を図るため、支援員を継続配置するほか、各学校の通級指導教室設置に向け支援します。また、学校と保育所等、関係機関との連携を強化します。
6	学校 ICT 教育の充実 【学校教育課】	学習用端末の有効活用による児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、学校 ICT 支援員を継続配置し、教員のスキルアップを支援します。また、電子黒板などの導入により、ICT 環境の整備を進めます。

関連する個別計画

- 第 6 次斜里町生涯学習推進計画 (R6～R10)
- 第 2 期斜里町子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6) ● 第 3 期斜里町健康増進計画 (R6～R10)
- 第 3 期斜里町地域福祉計画 (R6～R15) ● 第 2 期斜里町環境基本計画 (R6～R15)



現状と課題

5-1-2

教育環境の充実



相談体制の強化

児童生徒等が抱える悩みは多様化しており、それぞれがいつでも相談できる窓口の整備を進める必要があります。

働き方改革

学校の働き方を見直し、教職員が児童生徒と向き合える時間をより多く確保できる体制の構築を図らなければなりません。特に、部活動の地域移行は、課題となっています。

施設の老朽化対策

学校施設及び教職員住宅の老朽化が進んでいるため、計画的な改修等が必要です。また、学ぶ環境を整備するため、空調設備の増設改修が急務です。

安全でおいしい給食の提供

施設の老朽化や狭隘さにより、年々高度な衛生管理が求められる給食調理への対応に困難が生じる可能性があります。また、残食を減らす取組など、食育の強化が課題です。

目的

多様な困りごとを相談できる体制を整備するため、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）などの専門的な人材の確保を図り、教育支援センターの整備を推進します。また、学校の働き方改革を進め、教員が児童生徒に向き合う時間を確保します。学校等施設の老朽化対策や、空調設備の増設改修を早急に進め、快適な学びの空間づくりを推進します。食育や地元食材の活用を積極的に実施し、安全安心で、おいしい給食の提供を推進します。また、施設の老朽化や狭隘さによる課題解消のため、新給食センターの建設に着手します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
全国学力調査「困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか？」で肯定的な回答 ・上段:小学6年/下段:中学3年	67.1% 57.6%	増加 増加	増加 増加
教職員の時間外在校等時間平均が月45時間超の年間月数	6カ月	減少	0カ月
学校施設大規模（空調設備）改修実施校数	0校	4校	4校
学校給食における斜里産食材の年間使用回数割合（使用回数/年間提供回数）	84.8% (178回/210回)	90.0%	95.0%
学校給食アンケート（町調査）の「朝ごはんを食べていますか？」の問いで「(全く) 食べない」と回答した割合	1.7%	1.0%	0%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	困り感に寄り添う体制強化 【学校教育課・健康子育て課】	多様な悩みに対応できる相談体制を整備するため、SSW・SCなどの専門的な人材を確保します。特に、いじめや不登校への対応を重点課題とし、教育支援センターの整備など、関係機関等と連携して取組みます。
2 ◎	学校の働き方改革推進 【学校教育課・公民館】	教員の時間外在校等時間の縮減を図る取組を積極的に実施し、SSSの継続配置のほか、部活動の地域移行を進めます。また、業務のICT化により働き方改革の取組を促進します。
3	学校施設・備品の計画的な整備 【学校教育課】	「学校施設管理計画」に基づき、施設の老朽化対策を進めます。また、学校備品の計画的な整備を行います。 児童生徒数の推移を的確に把握し、将来的な学校のあり方を総合的に検討します。
4	教職員住宅の計画的な整備 【学校教育課】	「教職員住宅管理計画」に基づき、廃止を含めた教職員住宅の老朽化対策を進めます。
5	均等な教育機会の確保と安心安全な通学環境の構築 【学校教育課】	就学格差が生じないように要・準要保護児童生徒への支援を継続します。また、通学路の安全対策やスクールバスの安全運行と効率化対策を進めます。
6 ○	おいしい給食の安定的な提供 【学校教育課】	食育活動を効果的に実施し、地元食材の積極的活用や残食の減少に取組みます。また、朝食摂取率100%をめざします。 HACCPに基づいた衛生管理や老朽化及び狭隘さによる施設の課題を解消するため、新センターの建設に着手し、あわせて、調理員の安定的な確保を図ります。 物価動向に注視しながら、給食費の負担軽減を検討します。

※「SSW」＝スクールソーシャルワーカー、「SC」＝スクールカウンセラー

※「SSS」＝スクールサポートスタッフ

関連する個別計画

- 第6次斜里町生涯学習推進計画（R6～R10）
- 第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）
- 第3期斜里町健康増進計画（R6～R10）
- 第3期斜里町地域福祉計画（R6～R15）
- 第2期斜里町環境基本計画（R6～R15）



現状と課題

5-1-3

つながる学びの推進 学校・家庭・地域が



地域に学ぶ・地域と学ぶ

町立学校全校に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなりましたが、地域とのつながりを円滑に促進する地域コーディネーターの全校配置が課題です。また、地域資源を活用した学びをより深めていく取組が重要です。

学校間連携

幼児期からの教育は、生涯にわたって影響があるため、質の高い教育が必要です。幼保小中における「一貫した学び」のため、つながりの強化や社会教育機関との継続した連携が必要です。

家庭・地域との連携

学校と保護者・地域との情報共有は、互いの信頼関係を高めるためにも大変重要です。そのため、連絡手段等のデジタル化を推進し、迅速な情報共有の実現と発信の負担軽減を図る必要があります。

斜里高校の魅力化

斜里高校の魅力化事業を促進するため、コーディネーターを継続配置し、道内外からの留学生を受け入れる体制整備が必要です。

目的

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を活性化させ、学校と保護者や地域と一緒に協働し、子どもたちの豊かな成長を支えます。

幼保小中が連携し、一貫した学びの連続性を推進することで、円滑な接続を実現します。

学校と家庭・地域との信頼関係を高めるなどのため、情報共有・連絡手段のICT化を推進し、迅速かつ効果的な方法を検証します。また、家庭と連携した情報モラル・リテラシー研修を実施します。

斜里高校の魅力化を促進するための事業を実施します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
全国学力調査「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがありますか？」で肯定的な回答 ・上段:小学6年/下段:中学3年	67.1% 42.4%	増加 増加	増加 増加
幼保小中高及び小小連携事業の開催回数	2回	4回	5回
家庭と連携した情報モラル等研修の実施校数 (年間1回以上)	全校実施	全校実施	全校実施
斜里高等学校の留学生受入人数	1名	3名	5名

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	地域とともにある学校づくり 【学校教育課】	学校運営協議会の取組の充実を支援し、地域コーディネーターの全校配置を図ります。また、世界自然遺産「知床」などの地域資源を生かした学びなど、ESDの実践を進めます。
2 ○	学校間・教育機関等の連携強化 【学校教育課・児童育成課】	幼保小中及び小小の連携により、成長段階にあわせた円滑で一貫した学びのための取組を進めます。また、「生きる力」を育むため、社会教育機関との連携を図ります。
3 ◎	家庭・地域との連携と情報共有 【学校教育課】	学校からの情報発信を迅速かつ効率化し、効果を高めるため、ICT化を進めます。また、家庭や地域との連携により情報モラル・リテラシー意識の向上を図ります。
4 ◎	斜里高校の魅力化促進 【学校教育課・公民館・図書館・博物館・企画総務課・環境課】	地域や関係団体との連携による斜里高校の魅力化のための支援を継続実施し、魅力化コーディネーターを配置します。また、道内外からの留学生受入を促進します。

※「ESD (Education for Sustainable Development)」＝持続可能な開発のための教育

関連する個別計画

- 第6次斜里町生涯学習推進計画 (R6～R10)
- 第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6) ● 第3期斜里町健康増進計画 (R6～R10)
- 第3期斜里町地域福祉計画 (R6～R15) ● 第2期斜里町環境基本計画 (R6～R15)



現状と課題

5-2-1

生涯学習の推進と充実

集い・学び・結ぶ

少子化や高齢化時代に対応した世代別学習機会の提供、町民の学習活動の拠点となる公民館運営を目指す必要があります。

地域に住む多様な人達が関わり・繋がり・支えあえる町にするため、地域課題・社会的な課題解決に向けた、講演・講座・事業を通して、地域のコミュニティ力を育む体制を構築する必要があります。

また、幅広い世代が安心して施設を利用できるよう、施設環境の整備と充実を図り、快適な空間を提供するための改修・整備が必要です。

町民が集える施設運営

文化や芸術機会の提供の他、サークル活動の支援等、町民の体験意欲やまなぶ意欲に応え、年齢問わず学習できる機会の提供や学習に関する支援と相談体制を再構築し、町民の繋がりや輪を感じられる公民館活動が必要です。

また、活動の拠点として、町民の自主的文化活動の支援や発表機会の提供など、引き続き文化芸術活動を支援し推進します。

文化的な郷土づくり

住み良い・住み続けたい文化的な町づくりに向け、学習機会の提供と人材育成、学びの成果を町づくりに繋げることができる体制が必要です。

目的

町民が公民館に集い、交流や学びを通じて、多種多様な地域の課題解決に向けた活動を促進し、地域のコミュニティ力の維持と強化を目指します。

また、地域の取り組みやリアルな交流とデジタルの相乗効果を生み出すことで、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現と、公民館活動を通じ、地域教育力向上と地域の人々が学び合い、共に成長する場として重要な役割を果たす事を目的とします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
ゆめホールの利用人数	87,616人	78,000人	75,000人
館主催の学習講座・講演数	5講座	5講座	5講座
文化芸術鑑賞機会の提供	4公演	4公演	4公演

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	学習機会の提供と 支援強化 【公民館】	世代別学習の機会を提供します。 少年期から高齢期等様々な世代に応じた学習機会を提供し、学ぶ活動を推進します。

2 ◎	コミュニティ機会の創出 【公民館】	地域の施設を活用し、分館講座や老人クラブ活動の支援を行い、地域の輪と繋がりを感じられる活動を推進します。
3 ◎	鑑賞機会の提供と充実 【公民館】	町民の自主的芸術文化活動と発表機会を支援し、ボランティア育成と協力を継続し、町民が参加しやすい活動を推進します。
4	快適な施設の維持 と整備の推進 【公民館】	公共施設整備計画と公民館施設等管理計画に基づき、町民主催の多様な催事に対応できるよう“音響・照明”等、建物の改修・整備を推進します。

関連する個別計画

- 斜里町公共施設等総合管理計画（H28～R22）
- 公民館施設等管理（R4～R8）
- 第6次斜里町生涯学習推進計画（R6～R10）
- 公民館推進計画（単年度）



5-2-2

地域を生かした 学習活動

現状と課題

地域を生かす学習

地域社会の結びつきや結束力が弱まり、防災や防犯、地域が抱える問題や課題解決力が低下している状況が見られます。

多くの町民が関わりながら、学習や交流活動を進めていく必要があります。

また、地域全体で子どもや高齢者との交流を通じて、地域の歴史や伝統を伝承する学習の場や人材の確保が必要です。

課題解決に繋がる学習活動

地域の人々との学習や交流を通じて浮き彫りになった、地域の実情や課題を解決することで、地域理解や郷土愛を深めます。

また、地域人材・資源・文化・伝統などを結びつけ、活用することで、より実践的な学びを通して得ることで、住み良い町づくりに繋がります。

地域の交流の強化

地域課題についての講座・講演・事業を通じて、様々な地域活動に取り組む人材の育成を目指し、地域の結束力の強化と体制づくりを目指します。

目的

地域課題を解決する目的は、地域の課題や問題を町民同士が共有し、地域の発展とより良い町にするために改善を図ることが重要です。

地域の経済活性、地域の魅力向上、持続可能な地域を目指した基盤整備の確保や、地域課題の解決によって、住民の生活の質の向上、安定した生活の継続、地域の活性化と自然災害等に強い町づくりを目指します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町民参加型地域行事	4回	4回	4回
地域に関する講座・講演数	5講座	5講座	5講座
学校事業との連携講座	3講座	3講座	3講座

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	地域人材と連携交流の推進 【公民館】	地域企業や団体との連携を強化し、人と人が繋がる体制の支援や相談体制を整備します。

2 ◎	地域の学びと課題の解決力の向上 【公民館】	地域の課題や現状について、話し集える場を提供し、課題を共感・共有し解決する力を育みます。
3 ◎	生きる力を育む体験機会の充実 【公民館】	家庭の食事の大切さや、学習体験から得た経験を普段の生活に取り入れ、生きる力となるよう、意識の改善に取り組みます。
4 ◎	子どもの体験プログラムの充実 【公民館】	地域企業や団体との協働により、様々な体験活動“やってみよう”という気持ちに応える体制を整えます。

関連する個別計画

- 第6次斜里町生涯学習推進計画（R6～R10）
- 斜里町子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)
- 公民館推進計画（単年度）



5-2-3

健康づくりと 運動の推進



現状と課題

人材確保と施設の充実

多様なスポーツを選択する時代を迎え、各種健康講座やニーズの把握、開設が追い付かない状況となっています。競技性の高い専門的なニーズがある一方で、健康づくりや体力の維持など健康寿命を伸ばす取り組みも重要となっていますが、講師の選定や人材の確保といったマンパワー不足に悩まされている現状です。

また、幅広い世代が安心して施設を利用できるよう、老朽化が著しい体育施設環境の整備と充実を図り、快適な空間を提供するための改修・整備が必要です。

気軽に触れるスポーツ

スポーツを気軽に見る・触れる機会の充実が必要であり、学校や地域行事において、楽しむ事のできるスポーツ環境整備が必要です。

また、年齢や体力、目的に応じたスポーツ機会の提供ときっかけづくりが重要です。

支える体制づくり

スポーツは実践する人、見る人だけでは成り立ちません。

その競技をサポートする人達の存在が重要であり、施設を管理し運営する人や維持・整備を行う人など、知識や経験を持つ人を確保し、気軽にスポーツができる環境や体制の整備が将来に渡り必要です。

目的

スポーツは身体的な健康を促進するための重要な手段です。

適度な運動やスポーツ活動は、生活習慣病の予防や改善に効果的であり、健康な生活をサポートします。

また、社会結束の促進の効果もあり、人々を結びつけ、地域社会の結束や友好関係の構築が期待されることと、地域リーダーの創出など、地域の発展に貢献することを目的とします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
スポーツ団体の数	29 団体	25 団体	25 団体
町主催の講座等の開設	5 講座	5 講座	5 講座

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	健康づくりの定着と機会の提供 【公民館・健康子育て課】	世代別学習の講座を提供します。 少年期から高齢期等様々な世代に応じた運動機会の向上と、健康寿命を伸ばす取り組みを実践します。
2 ◎	世代を問わないスポーツ機会の提供 【公民館】	少年期から高齢期・障がい者等、スポーツを通じた交流と、幅広い世代がスポーツで繋がる活動を推進します。 また、各世代が気軽にスポーツを楽しめる機会の確保とし、各団体の相談体制や支援を推進します。
3 ○	学校部活動の外部講師の確保 【公民館・学校教育課】	民間の力も視野に、地域で部活動を支える仕組みづくりを検討し、実践します。
4	計画的な施設整備 【公民館】	公共施設整備計画と公民館施設等管理計画に基づき、計画的な維持管理に努め、より良い管理体制となるよう、努めます。

関連する個別計画

- 斜里町公共施設等総合管理計画（H28～R22）
- 第6次斜里町生涯学習推進計画（R6年度～R10年度）
- 第3期斜里町スポーツ推進計画（R6年度～R10年度）
- 第3期斜里町健康増進計画（R6～R15）



現状と課題

5-2-4

読み・知り・出会う 図書館の運営

来館の促進

図書館来館者数は、新館が開館した平成 27 年の 44,854 人をピークに減少傾向となっています。さらにコロナ感染症対応があり、令和 2～3 年度の来館者数は 25,000 人台と落ち込みました。

来館者数はコロナ以前に戻りつつありますが、さらに多くの方々の利用ニーズに沿った図書館運営が必要です。

つながる図書館

図書館は「本を読む・借りる施設」「本を読むために行くところ」というイメージが根強くあります。図書館という場を通じて町民・企業・行政がつながりを持てる場をつくる必要があります。

子どもたちを育む場

子どもは本を読むことで優しさや想像力、コミュニケーション能力などを身につけると言われています。

図書館として、本を通して学力だけでなく、生きる力そのものを育てることが必要であると考えます。

目的

図書館は本との出会いを介した学習支援の場だけでなく、町民同士がコミュニケーションをはかる交流の場でもあります。そのためには、町民の日々の生活に寄り添い、図書館が情報収集の拠点となるよう機能を強化するとともに、多くの方が足を運ぶよう各種事業の充実を図ります。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
図書館来館者数	29,464 人	36,000 人	38,000 人
個人貸出冊数	51,545 冊	53,000 冊	55,000 冊
図書館主催のイベント及び講座実施回数	13 回	15 回	18 回
子ども司書参加人数 (H28 からの累計)	43 人	60 人	75 人

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	地域とつながる 図書館の推進 【図書館】	<p>学びはもちろん、憩いと交流の場づくりを進め、利用者一人ひとりの幸福度を高める図書館を目指します。</p> <p>館内で行政事業の周知や雑誌スポンサー制度を通じた 町内企業の紹介について取り組みます。</p> <p>さらに、ボランティア団体への支援を行うほか、子ども司書事業などを通じ多くの方が図書館活動へのつながりを持つよう進めます。</p>
2 ○	「知りたい」に 応える資料の整備 【図書館】	<p>館内蔵書数については、資料収集計画の目標数である 12 万冊に達しました。今後は、より情報の鮮度を意識した資料の充実を進めます。</p> <p>また、レファレンス及びリクエスト制度の活用について、サービスの周知と内容の充実を図ります。</p>
3 ◎	世代に応じた 読書活動の支援 【図書館】	<p>ブックスタート、えほんクラブ、親子 15 分読書セット、高齢者等配本など、各世代のニーズに対応しながら読書に親しむための取組を進めます。</p>
4 ○	学校図書館への 支援 【図書館】	<p>学校図書館支援センター会議など、各学校と連携しながら学校図書館の充実に向けた支援を行います。</p>

関連する個別計画

- 第 6 次斜里町生涯学習推進計画（R6～R10）
- 第三次斜里町立図書館運営推進計画（R6～R10）
- 第三次斜里町立図書館資料収集計画（R6～R10）
- 第四次斜里町こども読書推進計画（R6～R10）
- 第 2 期斜里町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）



5-2-5

自然と歴史を守り、
学ぶ博物館の運営

博物館資料の収集と保管

開館以来継続して資料を収集し続けてきたこと、また地域に博物館への資料寄贈習慣が浸透していることなどから、博物館では数万点にも及ぶ資料を収蔵しています。しかし、膨大な数の未登録資料や不十分な保管環境による資料の劣化など、多くの課題があります。

町民の利用促進

博物館の来館者は昭和 53(1978)年の開館当初あたりがピークで、以来右肩下がりとなっています。また、有料来館者のうち町民が占める割合が 1 割程度と少ない状況です。より町民に必要とされる博物館を目指し、取り組む必要があります。

学術研究、交流の充実

学芸員が郷土の価値や姉妹町・友好都市の自然・歴史を魅力的に伝えるためには、博物館資料などの調査・研究が欠かせません。そのため、多様な機関との連携体制の構築や、姉妹町・友好都市との綿密な交流を続けていく必要があります。

郷土愛の涵養

世界自然遺産知床に対して実感の湧かない子どもが多く、北海道やオホーツク地域における特徴的な歴史の魅力を知らない大人が多い現状です。

文化観光の推進

多様化する博物館の役割を果たしていくため、博物館の居場所としての機能強化を図りつつ、文化財の魅力を発信し、多様な主体と繋がりながら文化財の利活用を推進する必要があります。

目的

郷土の価値を伝える資料を適切に収集・保管することが基盤となり、資料の魅力的な展示や専門性をもった高度な調査・研究を通じて、その成果を広く普及するという博物館の健全な運営と地域の財産を長期的に保管・公開可能な施設の整備を目指します。また、様々な主体と連携しつつ、文化財の多面的な魅力を踏まえた利活用を推進することにより、博物館機能が地域の活性化に貢献するような取組を目指します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
博物館来館者数	7,381	10,000	12,000
博物館来館者のうち町民及び無料来館者人数	(3,503) ※試算値	5,600	6,100

博物館来館者満足度（5段階評価平均値）	4.45	4.5	4.6
博物館主催講座・講演会等参加人数	392	500	600
郷土学習事業数	64	65	75
知床博物館協会の会員数	271	280	300

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	郷土の価値を伝える資料の 収集保管 【博物館】	貴重な資料が消失しないよう、高い意識を持ちながら資料収集を推進しつつ、未登録資料の整理に努めます。また、資料を良好に保管できる環境づくりと必要な施設整備に努めます。
2 ○	魅力的な展示と利用される 施設整備 【博物館】	斜里町の魅力を分かりやすく紹介し、町民も足を運びたいくなるような展示の更新を図るとともに、気軽に来館し交流できる施設づくりを進めます。
3 ○	調査・研究・交流の推進 【博物館・環境課】	良質な調査・研究を継続的に行うため、高い専門性をもった組織体制を確保します。また、学术交流や姉妹町・友好都市との交流を通じて、博物館活動の充実化を図ります。
4 ○	地域の魅力を発見する郷土 学習の推進 【博物館・学校教育課・環 境課・児童育成課】	多様な自然に気づくことができる目を幼い頃から養うため、自然観察会などごく身近な自然と触れ合う機会の充実化を図り、講座や見学会など郷土の歴史的な成り立ちを知る機会を積極的に提供します。
5 ◎	地域と連携した文化財の保 存活用の推進 【博物館】	博物館機能が地域の活性化に繋がるよう、博物館資料や文化財の魅力を多面的に発信し、様々な機関と連携しながら文化財の保存活用に努めます。

関連する個別計画

- 第6次斜里町生涯学習推進計画（R6～R10）
- 第2期斜里町子ども子育て支援事業計画（R2～R6）
- 第2期斜里町環境基本計画（R6～R15）



現状と課題

6-1-1

効果的な情報共有と 情報管理



「伝わる」情報発信の強化

広報誌と広報電子版の配信、ホームページ、ほっとメールしゃり、SNS を活用した情報発信をしています。また、町政に関して内容を知りたい、学習を深めたい団体等に対し町職員を派遣し説明を行う出前講座を行っています。今後は、オープンデータの活用や世代を問わず必要な情報を適時・適切に伝えることができる仕組みが求められます。

広聴の充実と推進

アンケートや移動町長室、パブリックコメントなど、町民の声を聴く活動を展開しています。今後は、意見の集約、統計データの整理、WEB 相談など、町民からの意見反映機会の充実を図り、行政の制度や運営の改善につなげていくことが必要となります。

情報の適正管理

職員研修等を通して、情報の適正管理、個人情報のセキュリティ管理の知識、意識向上に努めています。セキュリティに関する人材育成、定期的な研修を行い、情報の適正管理を強化していく必要があります。

目的

行政情報を町民と共有するため、多様な方法で発信します。町民の意見や考えが町政に反映されるよう広報広聴を充実させるとともに、町民の主体的なまちづくりが推進されることを目指します。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
出前講座の実施回数、参加者数	15 回/303 人	20 回/500 人	30 回/700 人
ホームページアクセス件数（年あたり）	189,203 件	250,000 件	300,000 件
SNS 登録者数（公式 LINE/フェイスブックなど）	2,941 人	4,200 人	5,600 人

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	「伝わる」情報発信の強化 【企画総務課】	多様な手段を利用した町政情報の積極的公開、提供の制度等充実に努めます。
2 ◎	広聴の充実と推進 【企画総務課】	出前講座のほか移動町長室の開催など、広聴の充実と推進に努めます。
3	情報の適正管理 【企画総務課】	情報の適正管理に充分留意するとともに、個人情報のセキュリティ管理の知識、意識の向上に努めます。



現状と課題

6-1-2

町民の参加体制推進

幅広い世代のまちづくりへの参加

まちづくり懇談会、パブリックコメント、無作為抽出登録制度など、様々な手法により町民のまちづくりへの参加を促進しています。子どもから高齢者など幅広い町民がまちづくりに関わる機会の創出・提供、参画意識の向上が必要です。

協働によるまちづくりの推進

令和4年度の町民アンケートで「町政運営やまちづくりに関心がある」と回答した人の割合は53.9%となり、平成30年度から6.2%低下しています。町民憲章の精神である「みんなでまちをつくる」に基づき、まちづくりへの関心を高め、参加できるよう、町民憲章や自治基本条例を町民に広めることで町民参加を促していくことも必要です。

ボランティア活動の支援

福祉施設、社会教育施設等でボランティア活動やボランティア健幸ポイントの発行、活動の支援を行う環境整備を実施しています。近年はコロナ禍等の影響で、学生のボランティア活動が制限される状況もありましたが、新たなまちづくりの担い手として、若年層の参加を進めるなど、活気のある地域づくりのため、参加対象者の拡大が望まれます。

目的

住みよいまちを築くため、町民と行政はそれぞれの役割と責任を果たしつつ、町民の主体的な参加と協働をより推進していきます。



数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
総合計画アンケートにおける「町政運営やまちづくりに関心がある」町民の割合	53.9%	60.1%	65%
総合計画アンケートの回収率	41.7%	45%	50%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	幅広い世代のまちづくりへの参加 【住民生活課・企画総務課】	町民主体のまちづくりを推進するための普及啓発、全世代がまちづくりに関われる機会の創出・提供を進めます。また、町政への参加と協働を進めるための人づくりを推進します。
2 ◎	ボランティア活動の支援 【地域福祉課・児童育成課・学校教育課・公民館・図書館】	活気ある地域づくりのため、ボランティア活動の支援を行い、活動しやすい環境整備を推進します。



現状と課題

6-1-3

地域 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進



地域福祉計画
Regional Welfare Plan

地域コミュニティ活動推進

地域活動の主体となる自治会活動等を中心に支援を実施しています。

自治会加入率、コミュニティ参加、世代間交流の低下が懸念されているところですが、地域自治会の主体性や自立性を尊重し、地域コミュニティの強化につながる効果的な活動を促進していく必要があります。

また、地域活動を担う人材の育成や、地域活動に参加するための機会を創出していく必要があります。

平等で公正な社会の実現

多様性の高い社会へ対応していくため、男女の育児参加、国際化、多文化共生など、あらゆる人権課題に対応した社会環境の整備と意識啓発を推進していく必要があります。

目的

自分たちの住む「地域とのつながりを持てる」まちをつくることで、町民の主体的なコミュニティ活動への参加を促進し、魅力ある地域活動を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
地域社会の関係への満足度	3.63 p / 5 p	3.7 p / 5 p	3.8 p / 5 p
審議会における女性委員の比率 (内閣府女性参画状況見える化マップ)	28.3%	29%	30%

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	地域コミュニティ活動推進 【住民生活課】	自治会活動は住民自治の原点であり、継続して支援を行います。町民主体の地域活動を促進するためコミュニティ参加意識の高揚を図ります。
2 ◎	平等で公正な社会の実現 【企画総務課】	男女共同参画の啓発や、多様性の高い社会へ対応していくため、国際化、多文化共生など、あらゆる人権課題への理解を促進し、社会環境の整備と意識啓発を推進します。



6-2-1

多様な交流の推進

現状と課題

「姉妹町、友好都市との交流の深化」

自然と歴史文化を縁に竹富町や弘前市と姉妹町・友好都市の絆が結ばれ、これまで多くの町民・市民相互の交流が図られてきました。令和3年には、友好都市・弘前市の「世界文化遺産 大森勝山遺跡」と姉妹町・竹富町の「世界自然遺産 西表島」が世界遺産に登録されるなど、斜里町を含め1市2町がいずれも世界遺産を有することとなりました。

今後もお互いの地域を知るきっかけの創出することで絆が深まることが期待されます。

「多様な面での連携、交流」

自然関連では、世界自然遺産を有する自治体で構成する「世界自然遺産地域ネットワーク協議会」、歴史的な縁で結ばれた「岩手県住田町との災害時における相互応援に関する協定」、斜里町の応援団でもある各地のふるさと斜里会の活動など、多くの地域や人達との交流を深めることで、住みよいまちづくりへのヒントがあると考えられます。

そのためには、多様な面での連携、交流機会を増やすことが必要となっています。

目的

近隣町村、都市部、国内外等の人たちとの交流を深めることにより、斜里町の良さを知ってもらい、斜里町ファンを増やし、住んでみたい・住み続けたい愛されるまちとなることをめざします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
民間交流団体登録会員数（ねぶた保存会）	222人	222人以上	222人以上

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	姉妹町、友好都市との交流の深化 【企画総務課他】	姉妹町・友好都市との交流を通じ、歴史・自然・文化・芸能など様々な分野での町民・市民との交流を深めます。
2 ◎	多様な交流の推進 【企画総務課他】	産業、環境、芸術、文化、スポーツなど多様な面で他地域との連携、交流を深めます。各種研修や合宿などを積極的に受け入れるなど、都市住民との交流機会を増やします。



現状と課題

6-2-2

移住・定住の推進 関係人口創出と

「ブランディングを軸とした情報発信と相談体制の充実」

移住を検討する人々が、新しい地域での生活や仕事や住まいの情報を得るためにも、地域の移住支援機関の重要性が高まっています。斜里町が移住先として選ばれるために、ブランディングと連動した情報発信や信頼度の高い情報を提供すること、地域の生活環境、仕事に関する情報など移住検討を円滑にするためのサポートの強化が必要になっています。

「移住希望者のニーズに応じた支援策の充実」

地域の自立性の低下に対応するためには、移住定住推進が重要な役割を果たします。ふるさとへの U ターンや IJ ターンなどを促進することで都市部から地方への人の流れをつくるためには、移住希望者のニーズに応えられる支援策が課題になっています。

「関係人口創出」

知床観光やテレワーク・ワーケーションの推進による交流を増やし、町民と町外の人とのつながりを深める取り組みを進めています。人口減少・少子高齢化等による地域課題に対応するため、今後は、関係人口をはじめ斜里町に縁を持つ人たちとの交流や往来を活性化させ、地域の力に転化させることが重要です。

目的

担い手不足による地域経済の停滞や雇用機会の低下、地域の自立性の低下に対応するため、関係人口創出や移住定住を推進することで地域の持続的な発展をめざします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
企業版ふるさと納税の件数	7 件	10 件	10 件
移住情報サイトアクセス数	4,630 件	27,780 件	46,300 件
移住相談件数	6 件	36 件	60 件

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ◎	テレワーク・ワーケーションの推進 【企画総務課】	都市部と斜里町への人の往来を活性化させ、地域特性を生かしながら、企業誘致や移住、地域活性化につながる取り組みを推進します。
2 ◎	移住促進情報の提供 【企画総務課】	移住関心層がより斜里町移住に関する具体的な情報を得ることができ、安心して移住を進めることができるよう、住宅や仕事、手続き、生活情報などの具体的な情報をワンストップで相談できる体制の強化に努めます。

3 ◎	移住支援体制の強化 【企画総務課・建設課】	おためし住宅整備や移住受入の核となる機能を兼ね備えた拠点づくりの整備に努めます。また、移住者、移住検討者と町民とのつながり、町内関係団体と協働での移住支援の取り組みに努めます。
4 ◎	UIJ ターン支援 【企画総務課他】	町内での若者の活躍を促進するために、地域おこし協力隊制度やUIJ ターン支援を通じて、若者のふるさとUターン促進やIJターン支援に努めます。
5 ◎	空き家・空き地の利活用 【建設課・企画総務課】	空き家・空き地の有効活用や空き家情報に関わる情報共有に努めます。

関連する個別計画

- デジタル田園都市国家総合戦略（仮称）（R5-R9）
- 空き家等対策計画（R4-R12）
- 東オホーツク定住自立圏共生ビジョン（R4-R7）



現状と課題

6-2-3

国際化への対応

「国際化への対応」

世界自然遺産・知床の魅力に触れるため、インバウンドなど国内外から毎年多くの観光客が訪れていますが、日本の人口減少と地方の労働力不足に関連する需給ギャップは拡大しており、斜里町においても例外ではありません。交流人口と別の労働の面からも町内の労働力不足を補うために諸外国から受け入れた特定技能実習生など居住外国人数が増加傾向にあります。こうした社会構造の潮流に対応するため、外国人材雇用や生活面でのニーズ把握が求められています。

目的

受け入れられた外国人が職場や地域への定着が図られるよう、コミュニティ形成を推進し、外国人にも住みよいまちをめざします。



数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
外国人向け講座開催回数（累計）	－	5回	10回

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	国際化への対応に向けたニーズの把握 【企画総務課他】	社会構造の潮流に対応するため、外国人材雇用や生活面の的確なニーズ把握に努めます。
2 ○	外国人コミュニティ参加推進事業【企画総務課他】	日本語の授業や生活上の不安、文化の違いなどを乗り越え、コミュニティ参加を推進します。



現状と課題

6-3-1

効率的、 効果的な 行政運営

公共施設の最適化

公共施設等総合管理計画を策定し、施設の廃止、改修など有効活用を進めていますが、主要な公共施設は建設から長期間が経過し老朽化が進行しています。今後とも施設の有効活用を図り、町民サービスを効率的・持続的に提供していくことが必要です。

公共施設の管理運営・維持管理

維持管理については費用対効果を判断し、指定管理者制度の活用など進めていますが、物価高騰に伴う電気料や燃料費、管理委託費など、増加傾向となっています。今後とも適正な管理運営に努め、住民サービスの向上を図っていく必要があります。

民間企業との連携

指定管理者制度等の活用によって、行政とは異なる視点からの効果的な運営が行われています。今後ともこれまで以上に行政と民間企業が連携し、発展した取組みを進めていく必要があります。

行政改革の推進

第5次行政改革やアクションプランなどの実施により、団体運営補助金や組織機構の見直し等、事務・事業経費の節減に努めています。今後ともより効率的・効果的な行政運営を進めていく必要があります。

DXの推進

デジタル技術発展に伴って私たちの生活環境はより便利になり、行政サービスも変革が求められ環境構築が喫緊の課題です。

住民サービスの持続的かつ発展的に提供し続けられるようDXの推進に向けた施策の展開が求められます。

目的

行政サービスの向上を図るため、経常経費の削減、民間企業との連携、DXの視点に立った業務の見直しを進め、効率的、効果的な行政運営を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
公共施設の再編、統合数（累計）	3箇所	5箇所	8箇所
指定管理者制度による施設の管理数	11箇所	11箇所	11箇所

単位施策

	単位施策名称	内容
1 ○	公共施設の最適化推進 【企画総務課他】	人口減少、少子高齢化など、時代の変化に対応した施設のあり方や効率的・効果的な活用を図るため、公共施設の適切な配置と集約化を進めます。

2	施設の高効率化の推進 【企画総務課他】	公共施設の維持管理において、省エネルギー化を進めるなど、経常経費の削減を進め維持管理の効率化を図ります
3 ○	公民連携による行政サービスの提供 【企画総務課他】	公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用するなど、公民連携による地域の活性化や質の高いサービスの提供に向けて取り組みを進めます。
4	効果的な行政組織の構築 【企画総務課他】	社会情勢と町民ニーズを反映した行政運営を推進するため、必要に応じた行政機構と職員体制の見直しを行います
5	デジタルによる行政サービスの向上 【DX推進室・住民生活課・税務課・ウトロ支所】	町民の各種申請手続きの負担を軽減するための行政サービスの提供、マイナンバーカード、決済アプリを活用した各種証明書の発行、公共料金の決済方法の拡充を図ります。
6	行政事務の効率化・デジタル化推進 【DX推進室他】	デジタル技術の活用等、業務プロセスの自動技術化等を推進し、行政事務の効率化と行政経費の節減を図ります。

関連する個別計画

- 斜里町公共施設等総合管理計画（H28-R22）
- 斜里町自治体 DX 推進計画（R4-R7）
- 第7次斜里町行政改革実施計画（R6-R10）
- デジタル田園都市国家総合戦略（仮称）（R5～R9）



現状と課題

6-3-2

人材確保・人材育成 公共サービスの

専門職等人材の確保

これまでの町村会試験や社会人採用、地域おこし協力隊の活用等と併せて、都市部でのリクルート窓口開設により人材の確保に努めています。近年では公務員志望者が低迷し、若年者の中途退職者も増加しており、専門職をはじめ事務職全般の人材の確保に苦慮しています。

人材育成の取組推進

コロナ禍においてテレワークやリモートによる業務形態が変化し、対面からリモートによる業務研修に移行してきています。

DX 推進や感染症対策支援を契機に業務が増加しており、継続して緊急性や専門性の高い分野等では、これまで以上に研修機会の確保が必要になっています。

奨学金制度の拡充

若者の定住と地元への就職促進等を促すため、奨学金の一部免除や、看護師、介護士、保育士等といった一部業種には全額免除の制度を拡充しています。一方で、エッセンシャルワーカーの人員不足は継続課題となっており、多方面からの多様な人材確保が求められています。

働き方改革の推進

職員の健康管理のため、職場の安全衛生管理や健康診断、ストレスチェックに努めています。一方で、緊急的な災害時やコロナ禍のワクチン接種、海難事故への対応など、部局をまたぎ、業務の連携を行っています。さらには、複数の部局に関わる政策には、プロジェクトチームを設置し対応しています。しかし、職員不足にある中で、突発的かつ長期的な業務により、個人の業務の負担が増加しています。

目的

最小の経費で最大の効果をあげる行政運営を行い、職員個々の力を最大限に生かし、使命感と働きがいを持って職務を遂行できるよう、研修や福利厚生の充実に努めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
奨学金貸付者数	17人	19人	19人
町の人材確保補助制度による採用者数 (累計)	—	16人	20人

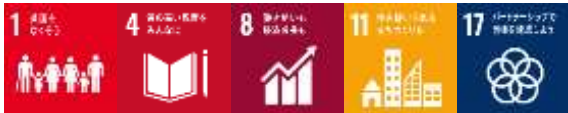
単位施策

	単位施策名称	内容
1	専門職等人材の確保 【企画総務課】	専門的知識を要するエッセンシャルワーカーや土木等の技師の募集に向け、採用施策の充実と拡充に努めます。

2	人材育成の取組推進 【企画総務課】	多様な研修を実施し、職員の意識高揚を図り、専門的な知識や能力を身に着けた職員を育成します。
3	奨学金制度の拡充 【企画総務課】	町内就労をする特定職種に対し、奨学金の償還を免除し、人材確保に努めます。
4	働き方改革の推進 【企画総務課】	職員の意識改革を図り、各種検診を推進し、時間外勤務の抑制に取り組み、働き方そのものの改善に努めます。

関連する個別計画

- 第7次斜里町行政改革実施計画（R6-R10）



現状と課題

6-3-3

広域行政の推進

広域行政の推進

斜里郡三町で消防、し尿処理などの行政事務の共同処理の実施や、網走圏域の定住自立圏想の策定、網走市他1市4町でのごみの中間処理施設整備に向けた協議にも取り組みを進めています。

今後とも効率的・効果的な行政運営や地域経済の発展、地域課題の解決につながる広域化を図る必要があります。

行政サービス需要量

交通や通信体系が発達し、町民の日常生活圏が拡大している中、人口減少により行政サービスの需要量が減少する可能性があるものの、生活に必要な行政サービスについては需要量が減少しても質を維持する必要があり、コスト負担も大きく減らすことは出来ない状況にあります。

今後、こうした事業による町の負担軽減を図ることを検討する必要があります。

目的

他自治体との連携や交流、情報交換を進め、共通の課題など、多様化する行政課題に対応する広域連携を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
広域行政事務事業増加数	－	2件	5件

単位施策

	単位施策名称	内容
1	広域連携事務・事業の推進 【企画総務課他】	現在進めている各分野での共同事務・事業を連携強化して進め、様々な行政課題に対応します。
2 ○	新たな広域行政、広域連携事務の検討 【企画総務課他】	共通の行政課題の解決に向け、関係自治体や関係機関、団体と情報交換を進め、連携が可能な共同事務・事業の調査検討を進めます。

関連する個別計画

- 東オホーツク定住自立圏共生ビジョン（R4-R7）
- 第7次斜里町行政改革実施計画（R6-R10）



6-3-4

自主財源の確保

現状と課題

町税等の収納率向上

社会・経済情勢の急速な変化に対し、行政ニーズもさらに多様化が進み、税制改正や共通納税などの納付方法も変化しています。

また、改正される税制に則すため、業務対応へのマニュアル化や研修の実施し、多様化する納付・徴収方法の対応に努めています。今後も町税等の適正な賦課と徴収への継続した研修が必要になっています。

ふるさと納税の拡充

投資的事業の財源とする計画的な基金への財政措置として、個人版ふるさと納税をはじめ、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、旅先納税を導入しています。

引き続き安定した歳入の確保のため、ふるさと納税返礼品の拡充や商品開発の支援し、持続的な財源の確保が必要になっています。

自主財源確保の調査研究

町税はコロナ禍の影響の中でも 18 億円台で推移し、直近の地方交付税では国の補正予算により 41 億円台となっています。一方、国の歳出は少子高齢化による社会保障、経済支援等への対策により、増加の一途をたどっています。

今後の景気動向や一次産業の不振、地方交付税などの不安定要素が懸念され、町有地の有効活用も含め、他の自主財源の確保に向けた検討が必要になっています。

目的

中期的な財政収支の試算をもと、安定した財政基盤を確立し、将来にわたり健全な財政運営を行うため、必要な施策に対応した自主財源の確保をめざします。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
町税収納率	99.74%	99.8%以上	99.8%以上
企業版ふるさと納税	9,254 千円	9 百万円以上	9 百万円以上
返礼品付きふるさと納税	165 百万円	600 百万円	1,000 百万円

単位施策

	単位施策名称	内容
1	町税等の収納率向上 【税務課】	税知識の能力向上を進め、町税等の適正な賦課と収納率の向上に努めます。
2 ○	ふるさと納税の拡充 【企画総務課他】	町の特産品を PR し、町独自の施策が継続できるよう、財源確保に努めます。また、ガバメントクラウドファンディングについても、共感される事業の創出に努めます。

3 ○	企業版ふるさと納税の充実 【企画総務課他】	魅力ある地域づくりを進めるために、充実したプロジェクトのPR等を発信し、応援企業の増加に努めます。
4 ○	宿泊税の導入 【財政課・商工観光課・税務課】	財政の安定をめざし、持続可能な財政基盤を確立するため、自主財源の導入を進めます。

関連する個別計画

- 第7次斜里町行政改革実施計画（R6-R10）



6-3-5

財政健全化の推進

現状と課題

計画的な財政運営

令和2年度に財政健全化に関する項目をより具体的、重点的に進めるため「アクションプラン」を策定し、「歳出の抑制と歳入の確保」に努めております。また、毎年度、中期財政収支試算を作成し、財政の安定的・効率的な運営に努めてます。

今後とも厳しい財政状況の下で、将来の財政需要を見通し、中長期的な試算の基、計画的に各種事業を実施する必要があります。

適正な財政健全化比率の維持

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき毎年算定している財政健全化判断比率について、現時点においては早期健全化が望まれる「早期健全化基準」に該当していない状況にあります。

今後とも現在の水準を維持し、健全化基準に該当しない財政運営を行う必要があります。

財政状況の公表

町の財政状況を理解してもらうため、法律に基づき算出した「健全化判断比率」や地方公会計制度に基づく財務情報を公表しています。

引き続き「ことしの仕事」やホームページなどで、財政の現状などを分かりやすく伝えていくことが重要です。

特別会計、企業会計の経営

特別会計や企業会計の、使用料の改定や繰出金のシーリング設定を行うなど、収支改善に向けた取り組みを進めてます。

今後とも各会計の収支バランスの維持をはかるため、経営状況の分析を行い、経営基盤の強化に努めていくことが必要です。

目的

安定的な財政運営を行うため、国・道などの制度活用や、自主財源の確保を図り、中長期的な視点で各種の財政指標を確認し、計画的で効率的な財政運営を進めます。

数値目標

	当初(R4)	中間(R9)	目標(R14)
連結実質赤字比率	0	0	0
実質公債費比率	11.7%	10%以下	16%以下
将来負担比率	58.0%	100%以下	100%以下
経常収支比率	88.4%	90%以下	90%以下
財政調整基金残高	21億円	15億円以上	15億円以上

単位施策

	単位施策名称	内容
1	計画的な財政運営の実施 【財政課】	財政収支の中期的収支の試算を作成し、健全で計画的な財政運営に努めるとともに、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。
2	財源の安定確保に向けた取り組み 【財政課他】	国や北海道の補助事業、各団体等が実施している補助メニューの有効活用、経常経費の縮減を図るため、管理経費の節減・合理化など見直しを進め、町単独の一般財源の支出を抑制します。
3	財政状況の積極的開示 【財政課他】	財政状況の分かりやすい分析・公表を積極的に行います。
4	特別会計、企業会計の経営基盤強化 【財政課他】	安定した会計運営を行うため、必要な使用料等の算定、経営状況の分析を行い、経営基盤強化に努めます。

関連する個別計画

- 第7次斜里町行政改革実施計画（R6-R10）
- 斜里町国民健康保険病院経営強化プラン（R6-R9）
- 斜里町過疎地域持続的発展市町村計画（R3-R7）
- 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（R2-R6）

